

はじめに



近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、家族構成やライフスタイルの変化等により、地域のつながりが希薄化し孤立死等の社会問題が顕在化していることから、今まで以上に介護・子育て・貧困・孤立など、地域で発生する福祉的な課題が深刻化するとともに、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な問題を抱えるケースも増加している状況にあります。

こうした状況に対応していくため、国においては制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められ、平成30年4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉計画の実質的な上位計画として位置づけられることとなりました。

本町においては、平成29年3月に「第3次南関町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、医療・福祉・介護の充実や、地域コミュニティの育成を中心としたこれからの福祉のまちづくりに取り組んできました。子どもから高齢者まで、世代や分野、国籍を超えた支え合いを強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりを推進していくことは、今後の福祉行政に必要なものと考えております。

今回の計画策定においても、「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念とし、制度の狭間にある支援を必要としている人への個別支援や、地域住民による地域福祉活動への支援の充実を図るとともに、各機関・団体相互の連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決に取り組んでまいります。

計画の推進にあたっては、子どもやその家族と接点を持つ市民、団体、事業者や行政機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、必要な支援を届けていくことが大変重要になります。市民の皆様には今後一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、「第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の皆様をはじめ、本計画の策定に多大なお力添えをくださいました関係者の皆様、また貴重なご意見やご提案をお寄せくださいました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

令和4年3月
南関町長 佐藤 安彦



目次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 地域福祉計画と
地域福祉活動計画の関係性 5
- 3 計画の位置づけ 6
- 4 計画の期間 6
- 5 計画の策定体制 7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 8

- 1 地域福祉の動向（世界・国・熊本県・南関町） 8
 - (1) 国際的な動き 8
 - (2) 国の動き 9
 - (3) 熊本県の動き 9
 - (4) 南関町の動き 9
- 2 南関町における地域福祉を取り巻く
現状と課題 10
 - (1) 統計データからみる南関町の現状 10
 - (2) アンケート調査の結果 17
 - (3) ヒアリング調査の結果 32
 - (4) コミュニティデザインマップに向けた
ワークショップ 36
 - (5) 各調査結果を踏まえた課題整理 43

第3章 計画の全体像 46

- 1 基本理念及び基本目標 46
- 2 南関町が目指す
コミュニティソーシャルワークデザイン 48
- 3 施策体系 50

第4章 施策と主な取組 51

- 基本目標 1
地域で支え合い、助け合うまちづくり 51
- 基本目標 2
地域に関心を持ち、活気のあるまちづくり 57
- 基本目標 3
地域で安心・安全な暮らしを支えるまちづくり 63
- 基本目標 4
地域のニーズに対応できるまちづくり 69

第5章 社会福祉協議会の取組 73

第6章 計画の推進施策 85

- 1 推進体制 85
- 2 庁内施策 87
- 3 町民、地域、事業所との連携 87
- 4 国・県・近隣自治体との連携 87
- 5 計画の進捗状況の評価 88

資料編 89

- 1 南関町地域福祉計画等策定委員会
設置要綱 89
- 2 南関町地域福祉計画等策定委員会
委員名簿 91
- 3 南関町地域福祉計画等進行管理委員会
設置要綱 92
- 4 南関町地域福祉計画等進行管理委員会
委員名簿 94
- 5 南関町地域福祉活動計画策定委員会
設置要綱 95
- 6 南関町地域福祉活動計画策定委員会
名簿 97
- 7 用語解説 98

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

計画策定の背景

近年、我が国では、新型コロナウイルス感染症の拡大や少子高齢化の進行をはじめとして、社会情勢が大きく変化しているだけでなく、人々の価値観（考え方）やライフスタイルも多様化しています。

令和7年（2025年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。

少子高齢化・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化によって地域社会のつながりの希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっていくことで、助け合いのできる関係性が崩れてしまうことが懸念されています。

こうした中、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化し、地域住民同士の付き合いも少なくなってきました。

地域のつながりが薄くなっている今、「地域」という視点で福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくこと、地域福祉の取組を進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや、地域活動が活発に行われるようにしていくことが重要だと考えています。

熊本県は、熊本県地域福祉支援計画を策定し、令和3年度（2021年）から高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

これらの背景を踏まえ、本町の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉の更なる推進を図るべく、「南関町第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- 居場所づくり
- 社会とのつながり
- 多様性を尊重し包摂する地域文化



- 生きがいづくり
- 安心感ある暮らし
- 健康づくり、介護予防
- ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- 社会経済の担い手輩出
- 地域資源の有効活用。雇用創出等による経済価値の創出



- 就労や社会参加の場や機会の提供
- 多様な主体による暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

制度改正等の動向

年	月	法令・方針等	要 点
2013年 (平成25年)	8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	2013年8月 社会保障制度改革国民会議報告書 ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2015年 (平成27年)	9月	新たな時代に対応した福祉の提供 ビジョン	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (平成28年)	3月	社会福祉法の改正	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革・福祉人材の確保の促進等の措置 (2017年4月施行。一部2016年3月・4月施行)
	4月	成年後見制度の 利用の促進に関する 法律の成立	・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (2016年5月施行)
	6月	ニッポン 一億総活躍プラン	・少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取組の方向として、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が示された。 (2016年6月閣議決定)
2017年 (平成29年)	7月	「我が事・丸ごと」 地域共生社会実現 本部設置	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
	5月	社会福祉法の改正	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (2017年6月公布、2018年4月施行)
		介護保険法の改正	・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (平成29年)	9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ ～地域共生社会の 実現に向けた新しい ステージへ	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。
	6月	社会福祉法の改正	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布(2020年4月1日から施行)地域福祉計画に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を盛り込むことが示される。
2020年 (令和2年)	6月	社会福祉法の改正	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布(2020年4月1日から施行)地域福祉計画に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を盛り込むことが示される。

地域福祉の目指すところ

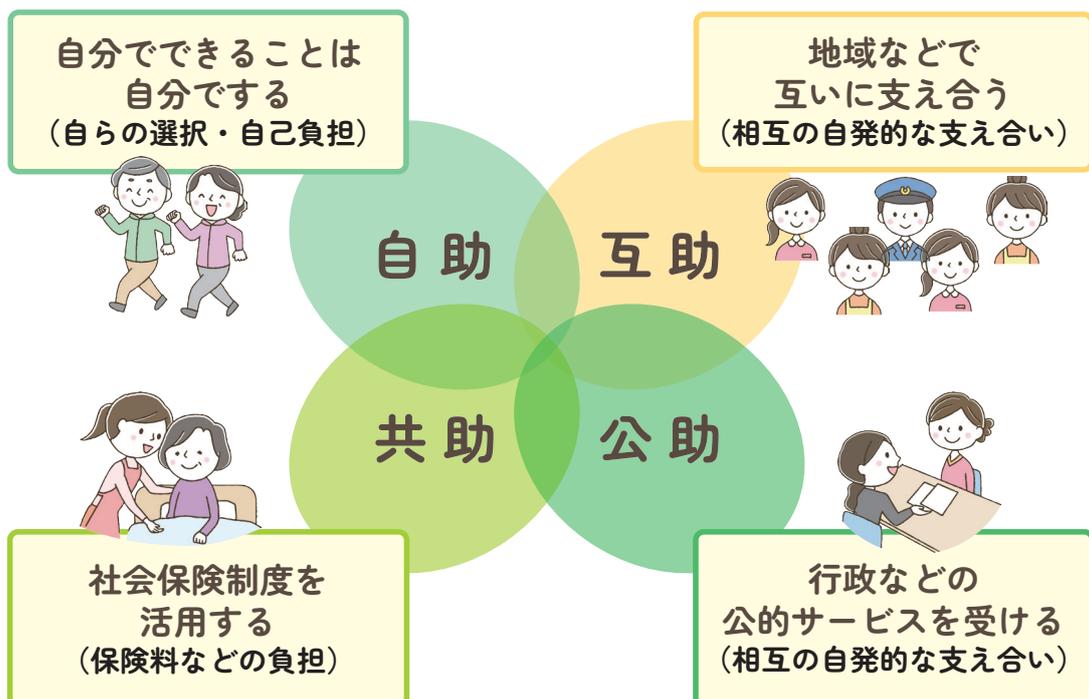
「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉え、行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進します。したがって、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに捉えられている福祉に対して地域社会を基盤とし、協働に基づいて、身近な地域社会を構築することで、一人ひとりのよりよい福祉の実現を目指すものです。

「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「南関町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。



2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取組を行うべきか取りまとめた計画です。行政計画である地域福祉計画と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種 NPO 法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

南関町社会福祉協議会との連携

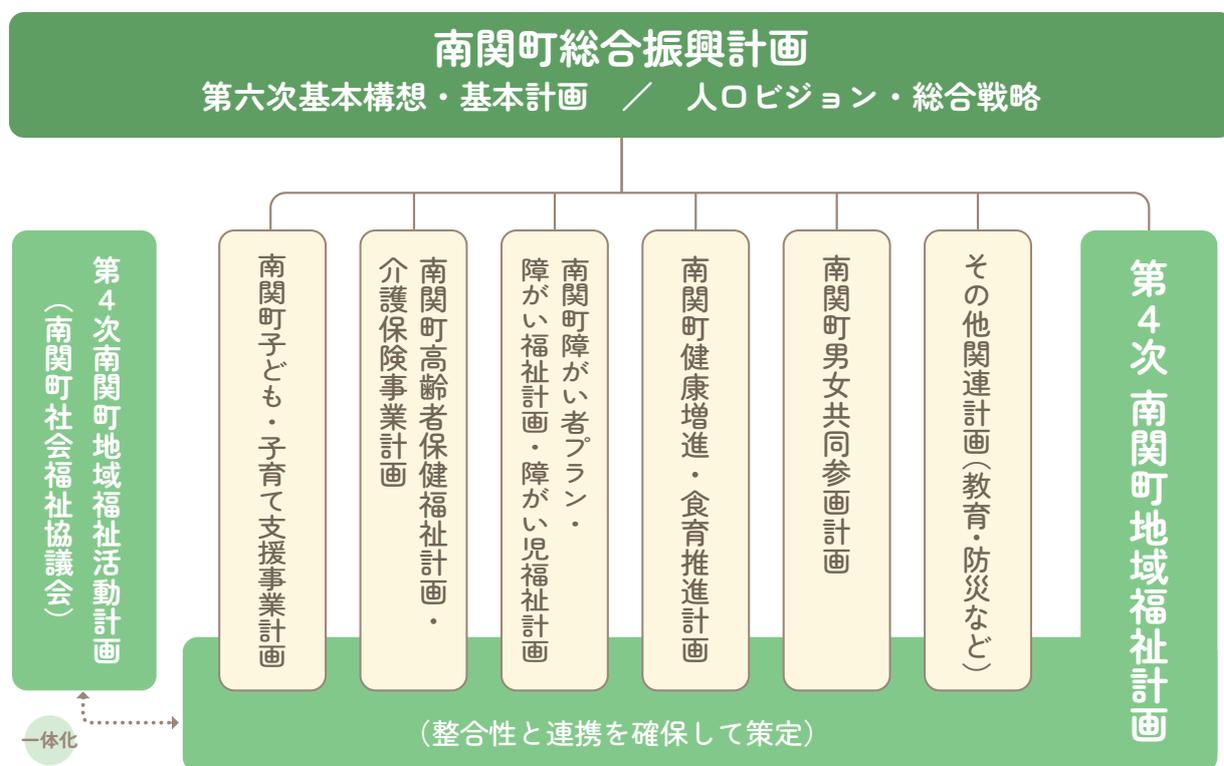
南関町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、住民主体の福祉のまちづくりを進める団体として、民間の福祉活動を支援し、住み慣れたまちで「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の推進を目的として南関町に設置された団体であり、地域が抱えている様々な福祉問題を住民と共に考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、心ふれあう福祉のまちづくりを進めています。

このような考え方に基づき南関町および南関町社会福祉協議会では、地域住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、南関町総合振興計画 第六次基本構想・基本計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、南関町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、計画の中間年度である令和6年度に中間評価を行います。そのほか令和4年度より毎年1回、前年度の取組状況について関係各課・関係団体と協議し、地域福祉の推進に向けた施策等への反映と計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) アンケート調査

計画の策定にあたり、町民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の1,000人を対象とした「アンケート調査」を令和3年8月中に実施しました。

(2) 南関町第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体代表者、町民代表者等で構成される「南関町第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を令和3年11月から令和4年2月にかけて計3回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

(3) ヒアリング調査

地域での福祉課題や今後の地域福祉推進に向けた意向を把握することを目的に、民生委員・児童委員ならびに地域福祉支援に関わっている関係団体の方たちを対象とした「ヒアリング調査」を令和3年8月・9月に実施しました。

(4) コミュニティデザインマップのためのワークショップ

地域の課題解決に向けた「コミュニティ強化」と「支援体制の充実」に向けたマップづくり（可視化）を目的に、関係機関、地域福祉に関わる関係団体などを対象としたワークショップを令和3年10月に実施しました。

(5) パブリックコメント

計画案を町のホームページと町の窓口で公表し、令和4年1月から2月にかけて計画内容全般に関する意見募集を行いました。

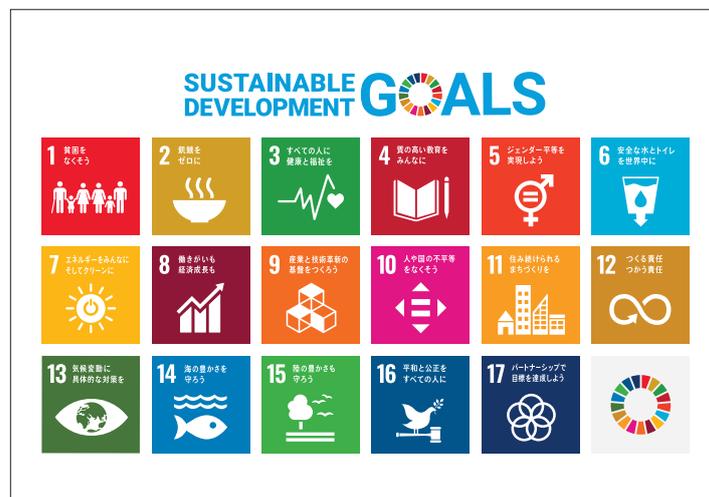
地域福祉を取り巻く 現状と課題

1 地域福祉の動向（世界・国・熊本県・南関町）

(1) 国際的な動き

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27年（2015年）に国連サミットにて採択された、全ての国が持続可能な世界の実現に向けた国際目標であり、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標（ゴール）が掲げられています。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のために、高齢化や人口減少、次世代育成などに積極的に取り組んでいきます。これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、SDGsの達成を目指すとともに、本計画において関連する開発目標を提示します。

本町の経済面・社会面・環境面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点を持ちながら、あらゆる施策においてSDGsの理念を踏まえ、取り組んでいく必要があります。本計画においても、本町における地域課題の解決に向け、若い世代が安心して働き、家庭を築ける環境整備や、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けることができる生活環境づくり、住民が積極的に地域活動に参加し、活気の溢れるまちづくりなど、SDGsに即した観点を施策と具体的な取組に取り入れ、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ります。



(2) 国の動き

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月に成立しました。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

この他、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法が平成27年(2015年)4月に施行され、地域福祉計画への反映や重要な担い手である地区の民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。

また、平成28年(2016年)5月に成立した「成年後見制度利用促進法(成年後見制度の利用の促進に関する法律)」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化され、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和」がポイントとなっています。

(3) 熊本県の動き

熊本県ではこれまで、「第3期熊本県地域福祉支援計画」「第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」「第2期くまもと子ども・子育てプラン」などの各分野の個別計画に基づき、地域福祉に関する各種施策の総合的な推進に積極的に取り組んでいます。その中でも、身近な場所に誰もが集える居場所をつくる「地域の縁がわづくり」などの地域福祉の取組が、地域共生拠点の熊本モデルとして全国から関心が寄せられており、本県独自の地域福祉の大きな資源となっています。

(4) 南関町の動き

地域福祉計画等には今までも、多様かつ広範な事業や活動が記載されています。その一つひとつが新たな「地域共生」を目指した目標を掲げており、住民同士、お互いが多様な生き方・暮らし方を認め合い、地域で共に支え合うまちづくりの実現を目指しています。

その上で、本町では新たな「南関町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に向け、令和3年(2021年)に住民を対象とした意識調査、地域における現状や課題のさらなる把握と今後の地域福祉推進を目的に、地域福祉支援に関わる方を対象にヒアリング調査の実施、地域の課題解決に向けた「コミュニティ強化」と「支援体制の充実」に向けたマップづくり(可視化)を目的としたワークショップを実施しました。これらの調査からみえる課題を整理し、今後の取組に活かすべく本計画を策定します。

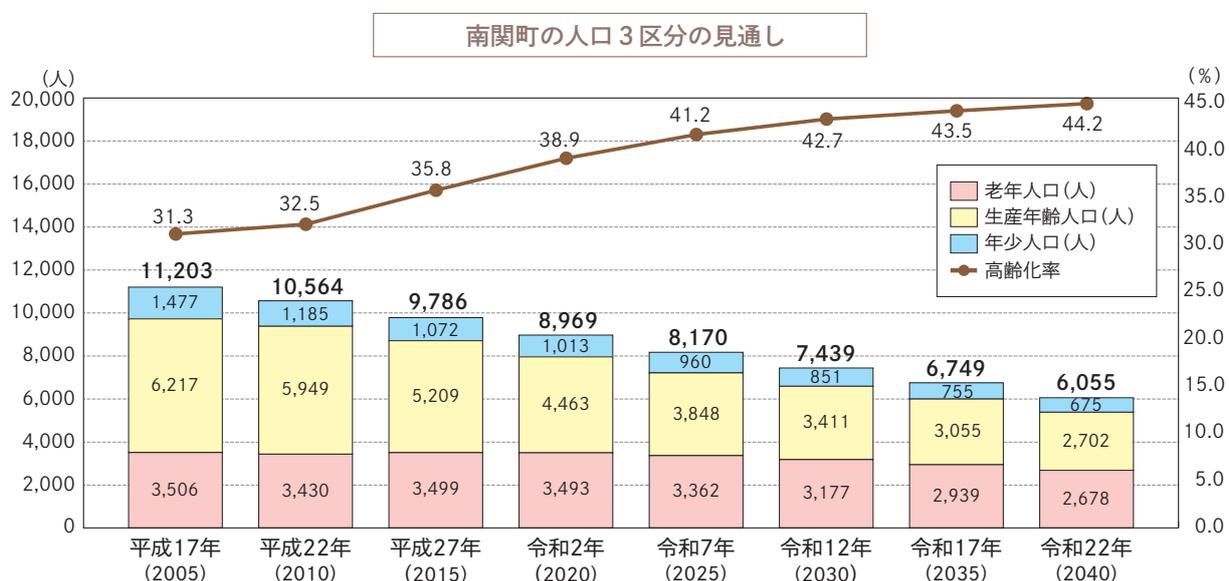
2 南関町における地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 統計データからみる南関町の現状

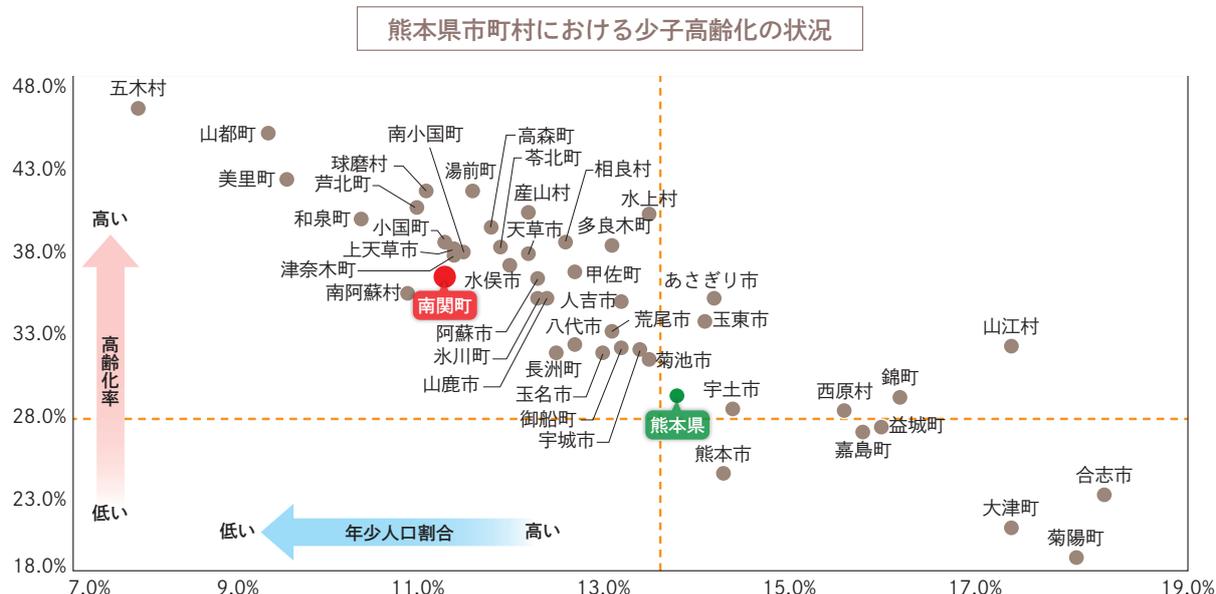
① 総人口の推移と将来設計

本町の人口の推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和2年(2020年)では8,969人(3月末)となっています。

年齢区分別人口割合をみると、年少人口及び生産年齢人口(64歳未満)の人口の減少とともに、老年人口(65歳以上)の人口割合が増加し、令和22年(2040年)に高齢化率は44.2%になると予測されています。



(出典)平成17年(2005)～平成27年(2015)まで:総務省「国勢調査」
令和2年(2020)以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018)推計)」

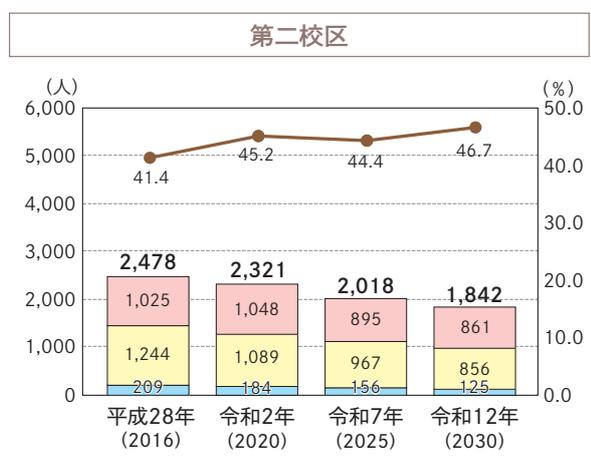
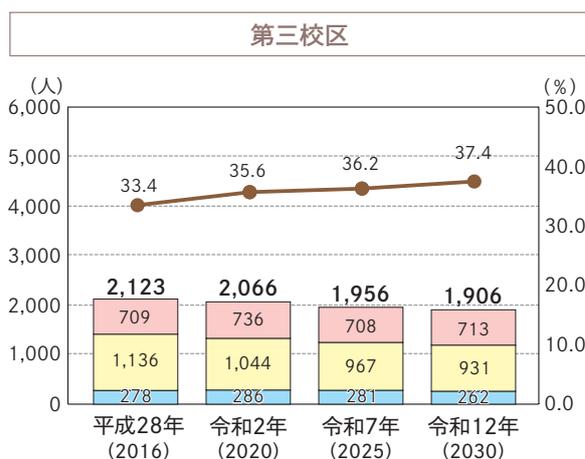
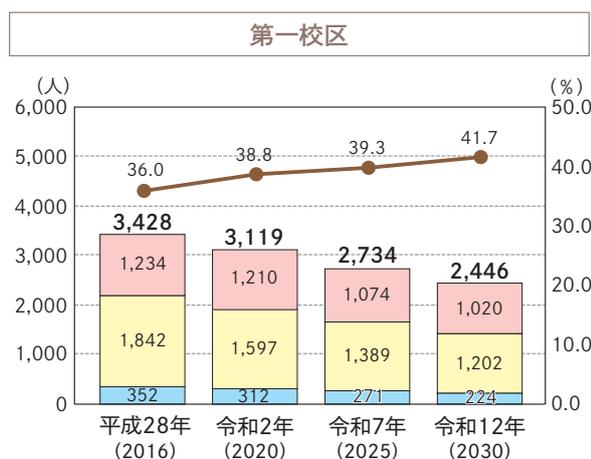


② 校区別の人口動向

校区別における人口の推移については、すべての校区で減少傾向にあり、今後もその傾向は続くものと予測されます。

なお、高齢化率については、全ての校区において増加傾向にあります。また、「第二校区」においては、令和12年（2030年）には約半数が高齢者になると予測されます。

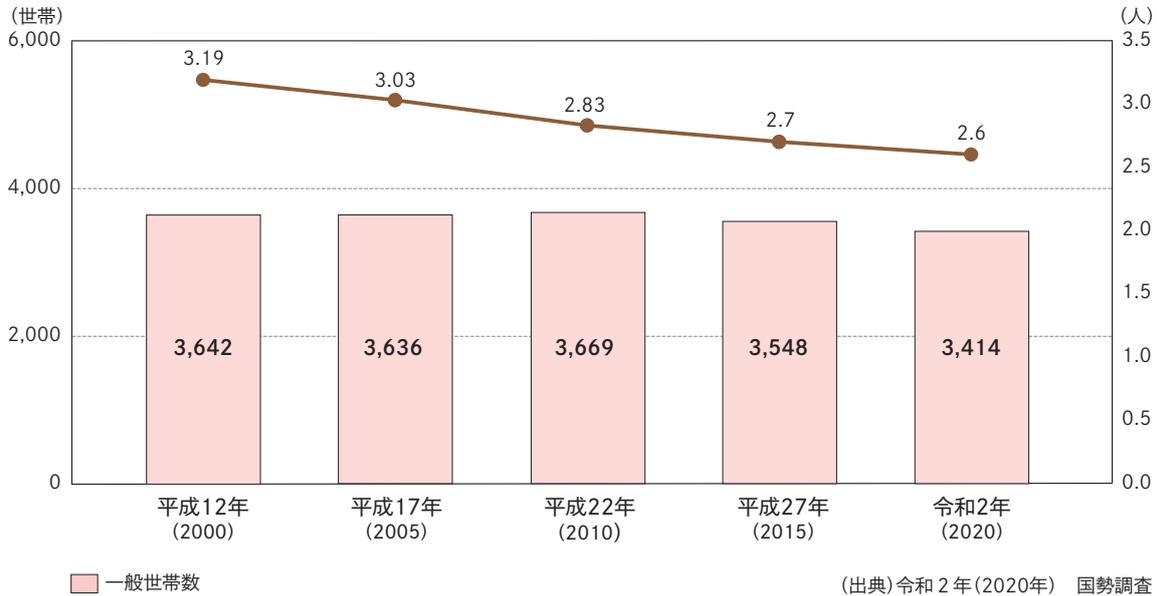
		現状		推計	
		平成28年 (2016)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
第一校区	人口(人)	3,428	3,119	2,734	2,446
	高齢化率	36.0%	38.8%	39.3%	41.7%
第二校区	人口(人)	2,478	2,321	2,018	1,842
	高齢化率	41.4%	45.2%	44.4%	46.7%
第三校区	人口(人)	2,123	2,066	1,956	1,906
	高齢化率	33.4%	35.6%	36.2%	37.4%
第四校区	人口(人)	2,131	1,984	1,789	1,664
	高齢化率	33.2%	35.8%	35.6%	36.5%



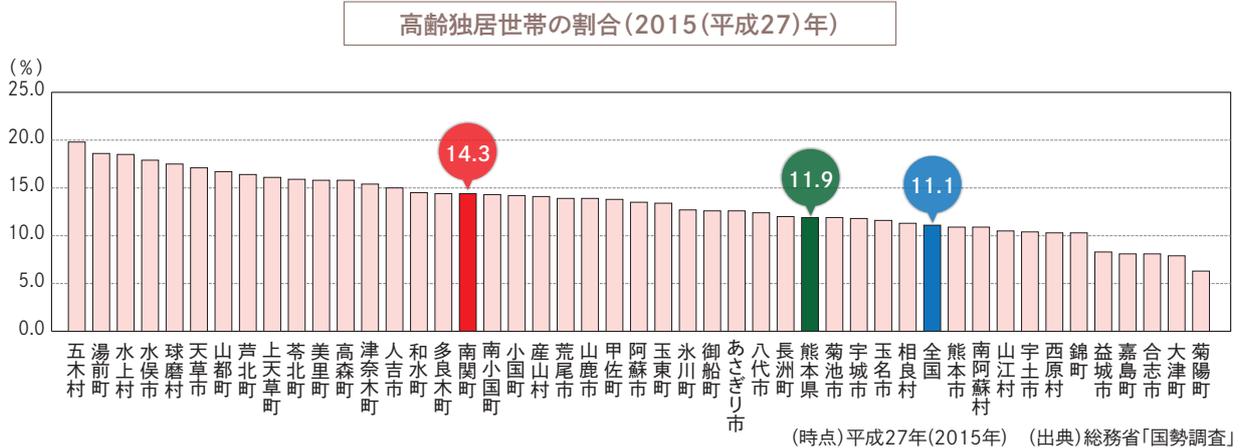
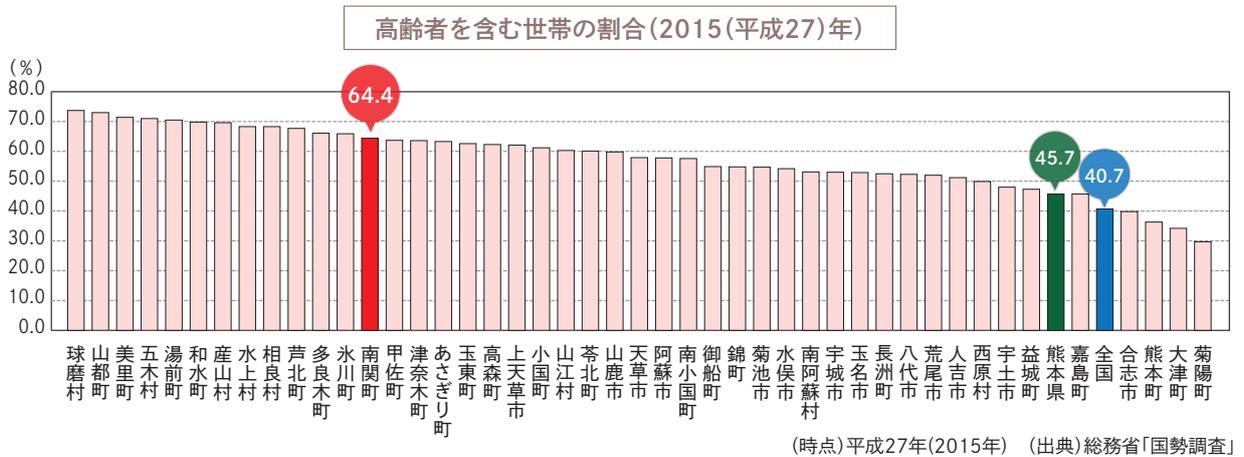
■ 老年人口(人) ■ 生産年齢人口(人) ■ 年少人口(人) ● 高齢化率

3 世帯の状況

令和2年（2020年）国勢調査より本町の一般世帯数は、平成12年（2000年）の3,642世帯と令和2年（2020年）の3,414世帯を比較すると、228世帯の減少となっており、1世帯当たりの人数も減少傾向にあります。

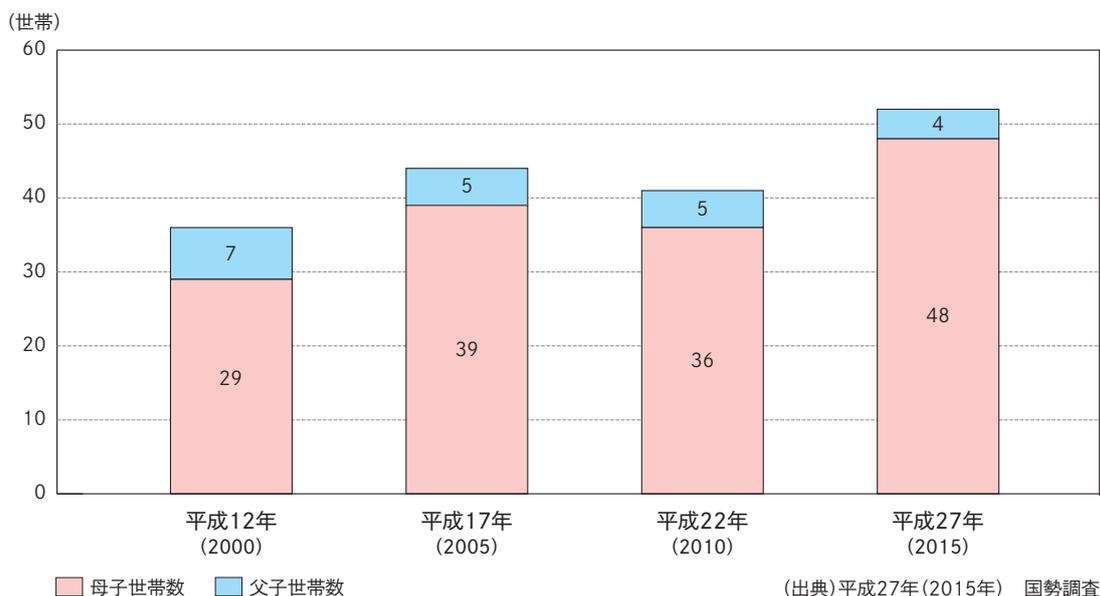


(i) 高齢者の世帯状況



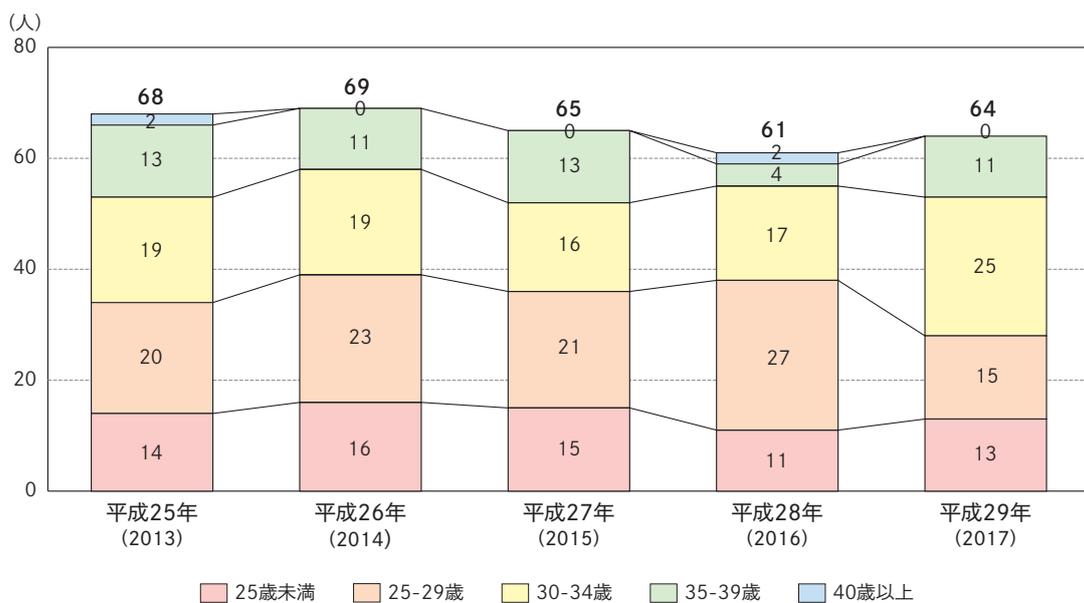
(ii) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年（2015年）で52世帯となっています。



4 出生数の推移

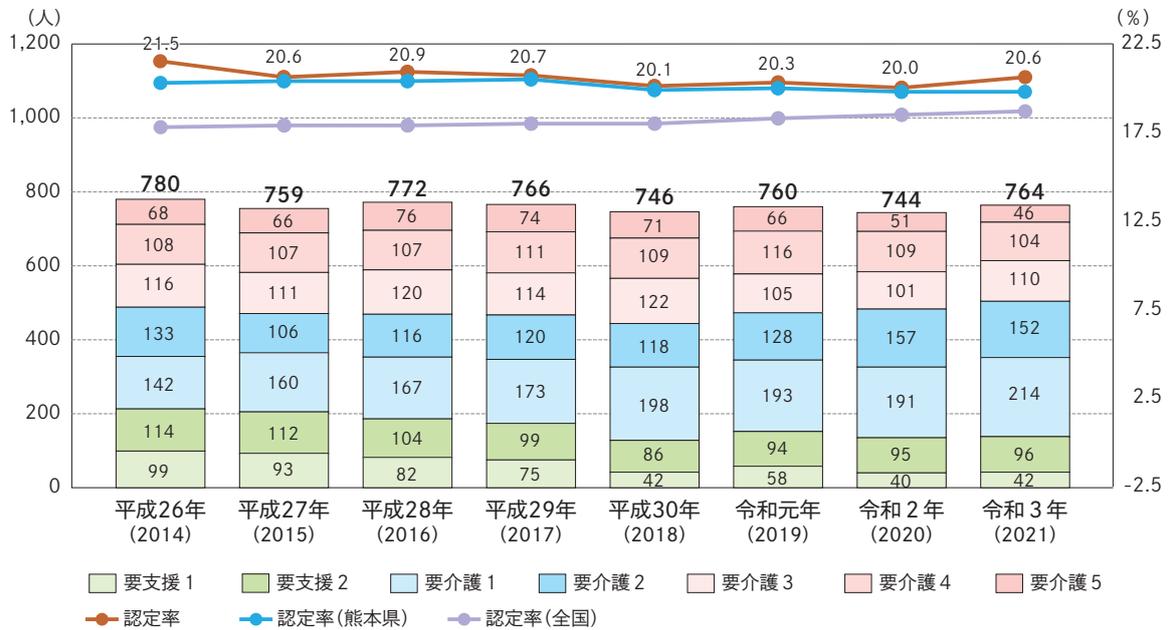
母親年齢と出生数の関係では、平成25年（2013年）と平成29年（2017年）を比較すると、「30～34歳」の層は増加傾向にあり、「25～29歳」の層は減少傾向にあります。



5 要支援・要介護認定者の状況

本町の認定者数は、750人前後で推移しており、令和3年（2021年）3月末時点で764人となっています。

認定率は20%前後で推移しており、熊本県とほぼ同じ、全国と比較するとやや高い値で推移しています。



(出典) 平成26年(2014)から平成30年(2018)：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」
令和元年(2019)から令和2年(2020)：「介護保険事業状況報告(3月月報)」
令和3年(2021)：直近の「介護保険事業状況報告(月報)」 各年3月末

区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)
認定者数	780	755	772	766	746	760	744	764
要支援1	99	93	82	75	42	58	40	42
要支援2	114	112	104	99	86	94	95	96
要介護1	142	160	167	173	198	193	191	214
要介護2	133	106	116	120	118	128	157	152
要介護3	116	111	120	114	122	105	101	110
要介護4	108	107	107	111	109	116	109	104
要介護5	68	66	76	74	71	66	51	46
認定率	21.5	20.6	20.9	20.7	20.1	20.3	20.0	20.6
認定率(熊本県)	20.3	20.4	20.4	20.5	19.9	20.0	19.8	19.8
認定率(全国)	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5	18.7

6 障がい者手帳所持者の状況

(i) 身体障がいのある人の状況

本町の障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成28年（2016年）が784人、令和2年（2020年）が672人で112人減少しています。

年齢別にみると、65歳以上が半数以上を占め、等級別にみると1級から4級までの重度・中度の障がい者が多くなっています。また、障がい種別にみると、肢体不自由が半数以上を占めています。

(人)

区 分		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
合計		784	708	685	681	672
年代別	18歳未満	10	11	11	12	13
	18歳～64歳	163	162	149	142	138
	65歳以上	611	535	525	527	521
障がい 程度数	1級	226	208	192	196	193
	2級	92	86	80	77	74
	3級	126	106	106	103	100
	4級	208	194	198	197	196
	5級	58	51	49	45	46
	6級	74	63	60	63	63
障がい 種別	視覚障がい	47	42	41	41	41
	聴覚・平衡機能障がい	110	102	95	94	95
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	9	9	9	8
	肢体不自由	411	373	359	346	340
	内部障がい	205	182	181	191	188

福祉課（各年3月31日 ※令和2年のみ6月15日）

(ii) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年（2016年）の129人と令和2年（2020年）の155人を比較するとこの5年間で26人増加しています。

年代別でみると、18～64歳が全体の半数以上を占め、障がい程度別でみるとB1の中度が最も多くなっています。

(人)

区 分		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
合計		129	149	153	154	155
年代別	18歳未満	29	25	27	26	25
	18歳～64歳	78	101	101	103	101
	65歳以上	22	23	25	25	29
障がい 程度別	A1（最重度）	26	35	35	35	36
	A2（重度）	24	32	34	34	33
	B1（中度）	46	50	51	52	53
	B2（軽度）	33	32	33	33	33

福祉課（各年3月31日）

(iii) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持の所持者は、平成28年（2016年）の70人と令和2年（2020年）の77人を比較すると7人増えています。

年代別では、18歳～64歳以上が半数以上を占めており、障がい程度数で見ると2級（精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）が最も多くなっています。

(人)

区 分		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
合計		70	71	79	80	77
年代別	18歳未満	2	1	1	0	0
	18歳～64歳	50	54	59	58	56
	65歳以上	18	16	19	22	21
障がい 程度数	1級	17	17	20	21	20
	2級	39	40	45	45	44
	3級	14	14	14	14	13

福祉課（各年3月31日 ※令和2年のみ4月30日）

7 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

令和2年（2020年）10月現在における生活保護の受給世帯数は、53世帯で、平成28年（2016年）に比べ、11世帯、68人まで増加しました。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として地方自治体から支給される手当である児童扶養手当の受給者数については、平成28年（2016年）の84人に比べ令和2年（2020年）には97人となりました。生活保護世帯・児童扶養手当受給者はどちらとも増加傾向にあります。

生活保護受給世帯数・受給者数の推移

(世帯・人)

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
受給世帯数	42	31	47	50	53
受給者数	50	46	56	63	68

福祉課（各年10月1日）

児童扶養手当受給者数の推移

(世帯)

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
受給世帯数	84	87	91	88	97

福祉課（各年8月1日）

(2) アンケート調査の結果

調査の概要

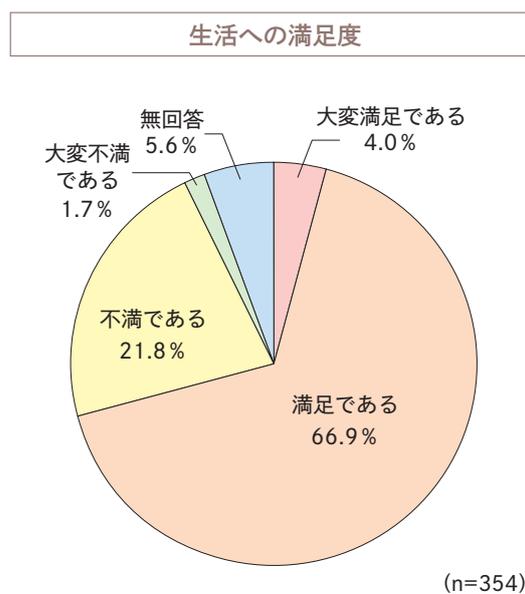
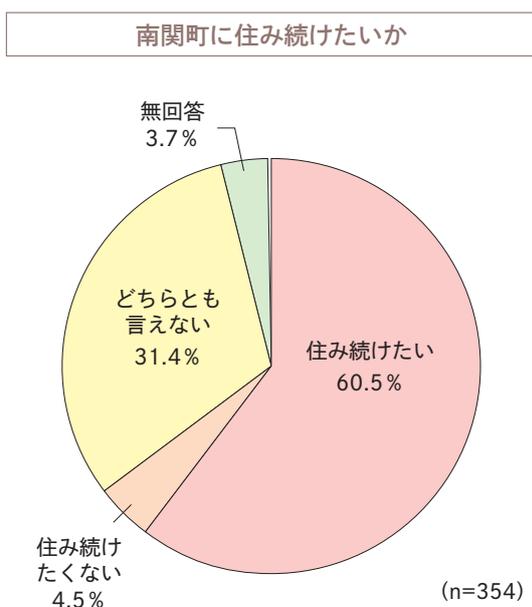
調査目的	南関町での日常生活や考えを伺い、今後の地域福祉行政に反映するための基礎資料とすることを目的として実施しました。
調査地域	南関町全域
調査対象	南関町に居住する18歳以上の方を対象に無作為抽出
調査期間	令和3年7月～8月
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネット上での回収
調査件数	1,000件
回収結果	354件（回収率35.4%）

結果の概要

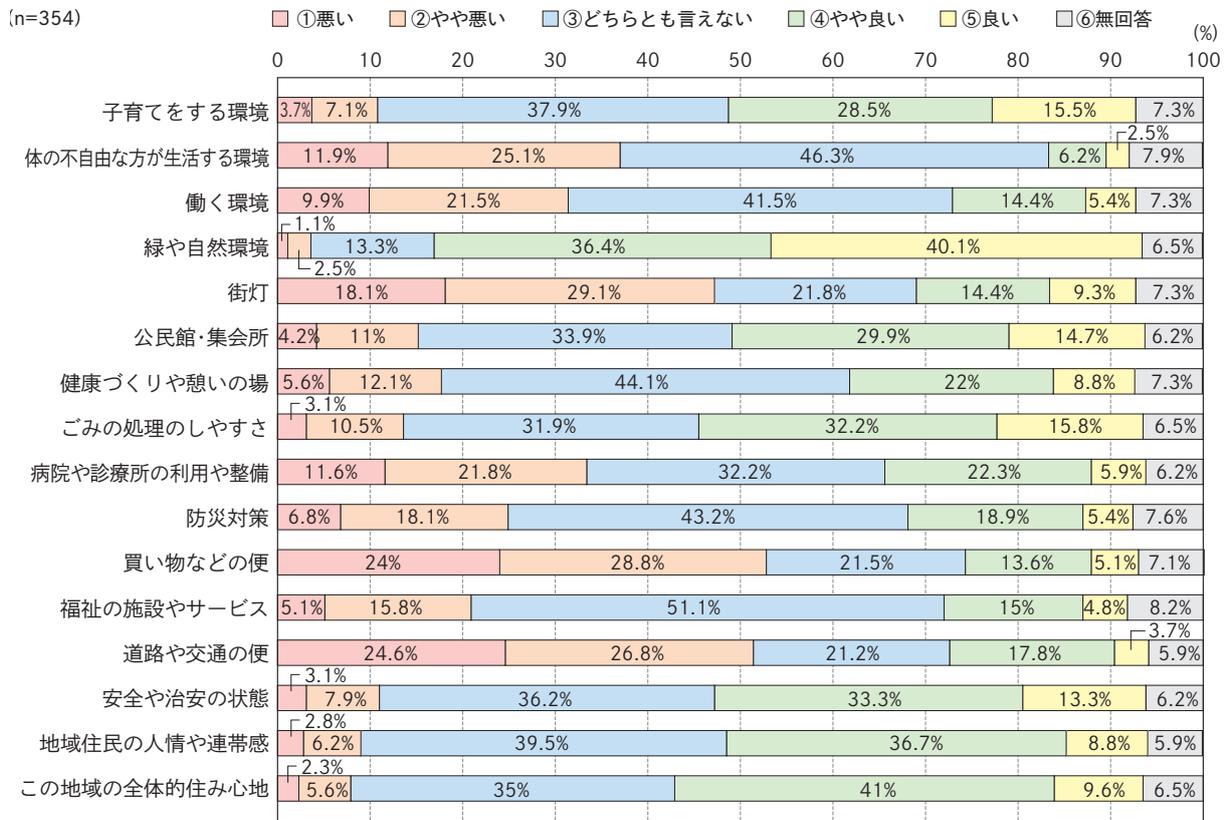
生活環境について

南関町に住み続けたいかどうかについては、「住み続けたい」が60.5%と最も多く、次いで「どちらとも言えない」が31.4%、「住み続けたくない」が4.5%となっています。

また、生活への満足度については、「満足である」（「大変満足である」+「満足である」）が70.9%、「不満である」（「大変不満である」+「不満である」）が23.5%となっています。

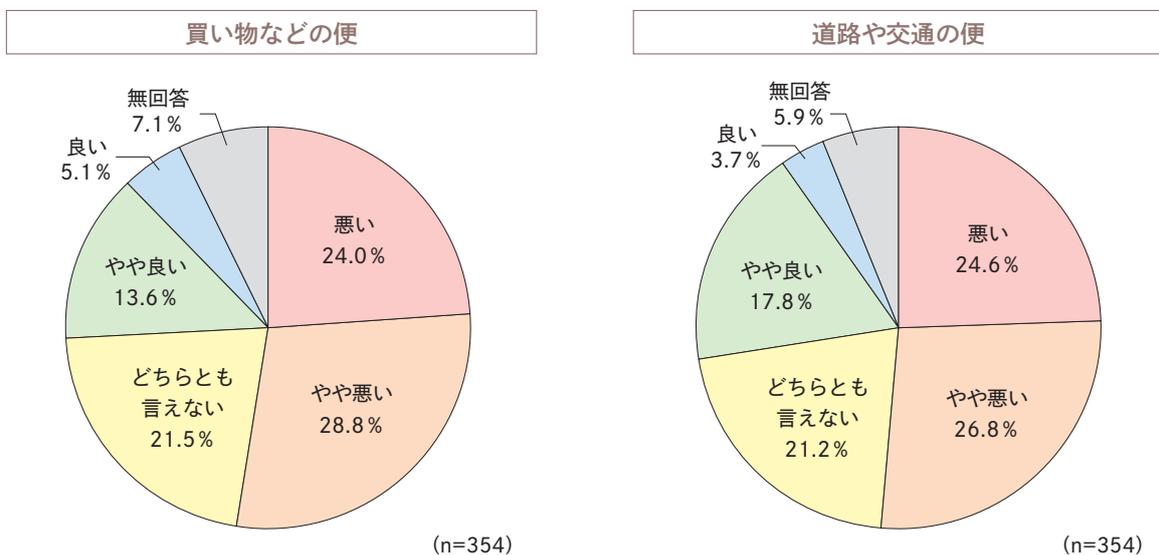


居住地域の生活環境については、「街灯」「買い物などの便」「道路や交通の便」では「悪い」（「悪い」＋「やや悪い」）が約半数を占めており、「緑や自然環境」では「良い」（「良い」＋「やや良い」）が約8割を占めています。



買い物などの便については、「良い」（「良い」＋「やや良い」）が18.7%、「どちらとも言えない」が21.5%、「悪い」（「悪い」＋「やや悪い」）が52.8%となっています。

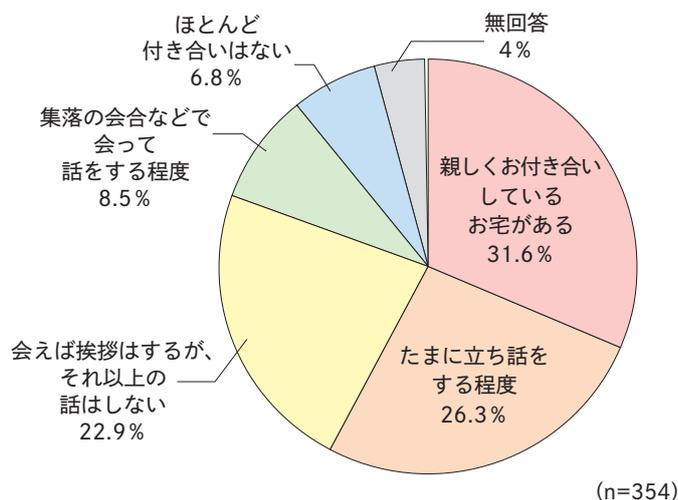
また、道路や交通の便については、「良い」（「良い」＋「やや良い」）が21.5%、「どちらとも言えない」が21.2%、「悪い」（「悪い」＋「やや悪い」）が51.4%となっています。



地域とのつながりについて

※新型コロナウイルス感染症が拡大する前

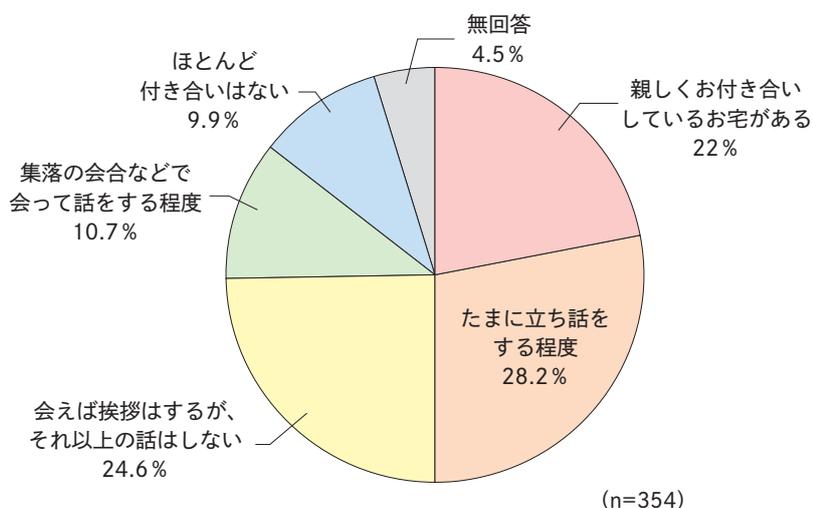
新型コロナウイルス感染症拡大前のご近所付き合いについては、「親しくお付き合いしているお宅がある」が31.6%、「たまに立ち話をする程度」が26.3%、「会えば挨拶はするが、それ以上の話はしない」が22.9%となっています。



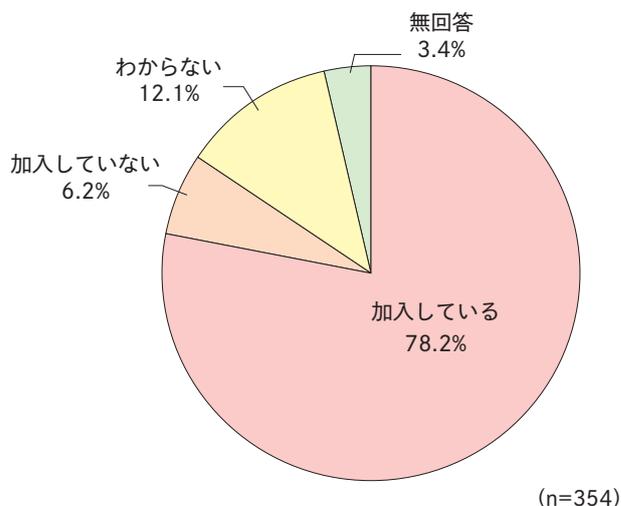
※新型コロナウイルス感染症が拡大してから

新型コロナウイルス感染症拡大後のご近所付き合いについては、「たまに立ち話をする程度」が28.2%、「会えば挨拶はするが、それ以上の話はしない」が24.6%、「親しくお付き合いしているお宅がある」が22.0%となっています。

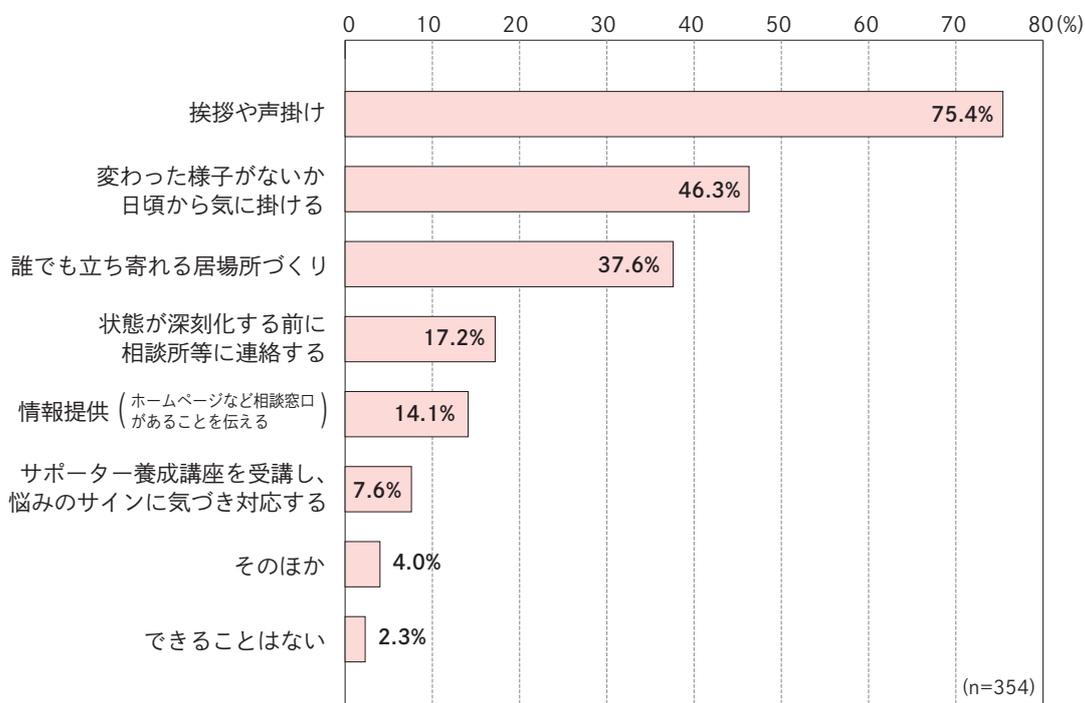
新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、「親しくお付き合いしているお宅がある」が9.6ポイント低くなっています。



行政区への加入については、「加入している」が78.2%と最も多く、次いで「わからない」が12.1%、「加入していない」が6.2%となっています。

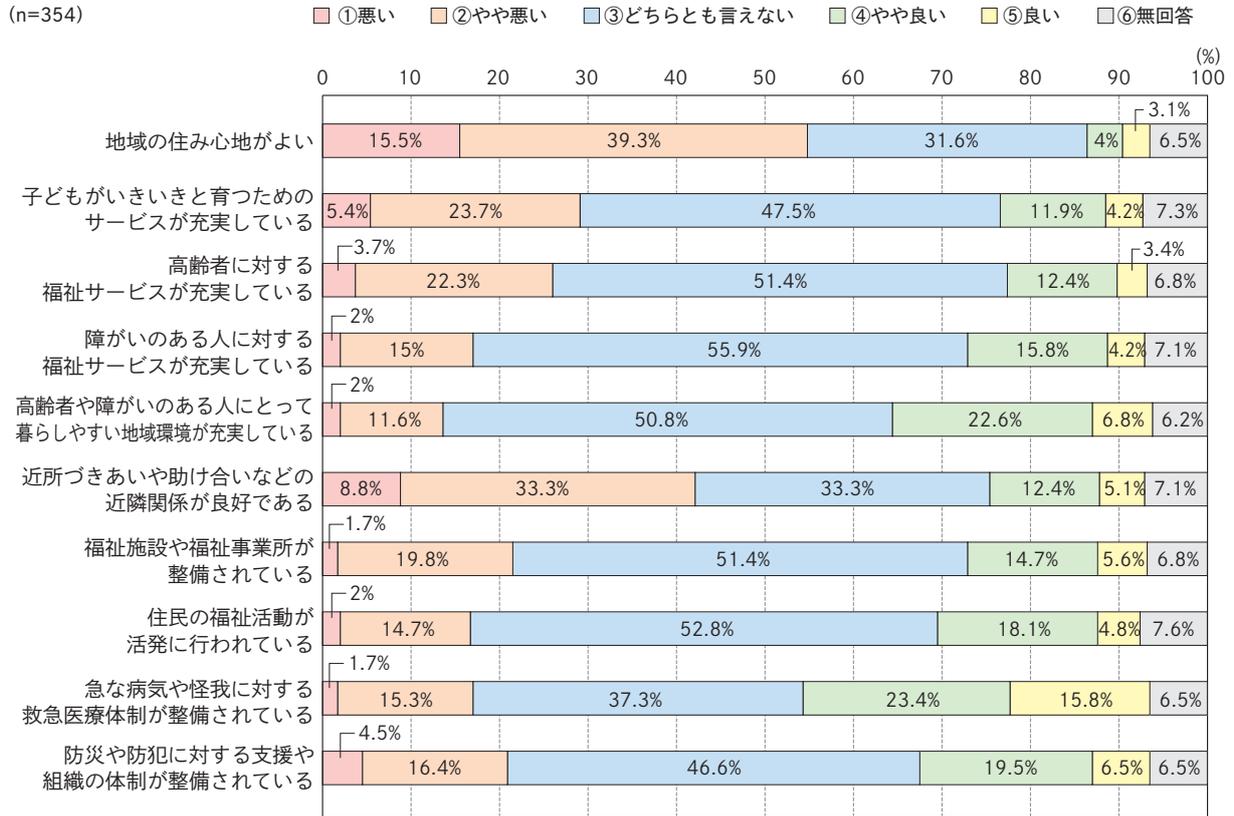


社会的孤立、子育ての孤立化、高齢者のひきこもりの方たちに地域としてできることについては、「挨拶や声掛け」が75.4%と最も多く、次いで「変わった様子がないか日頃から気に掛ける」が46.3%、「誰でも立ち寄れる居場所づくり」が37.6%となっています。

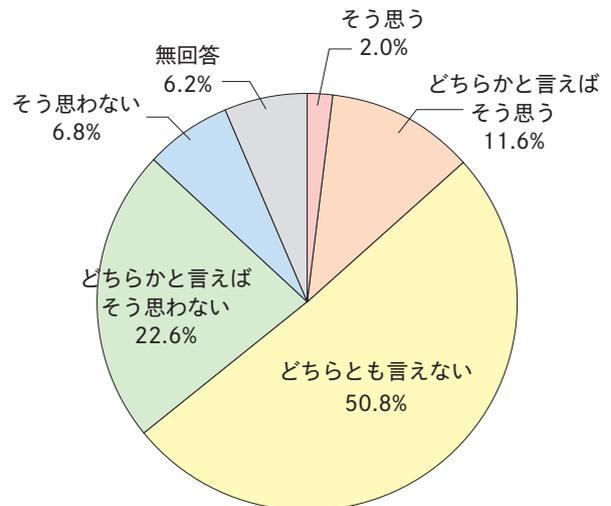


福祉サービスについて

地域に対する印象については、「地域の住み心地がよい」では「そう思う」（「そう思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）が半数以上を占め、「急な病気や怪我に対する救急医療体制が整備されている」では「そう思わない」（「そう思わない」＋「どちらかと言えばそう思わない」）が約4割を占めています。

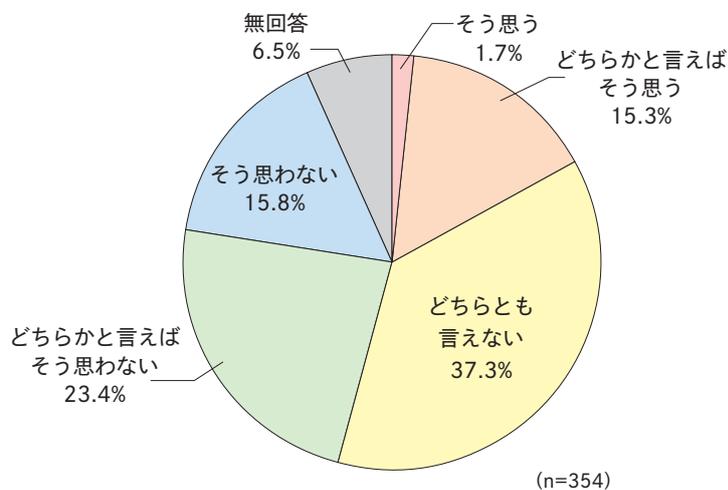


高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい地域環境が充実しているかについては、「そう思う」（「そう思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）が13.6%、「どちらとも言えない」が50.8%、「そう思わない」（「そう思わない」＋「どちらかと言えばそう思わない」）が29.4%となっています。

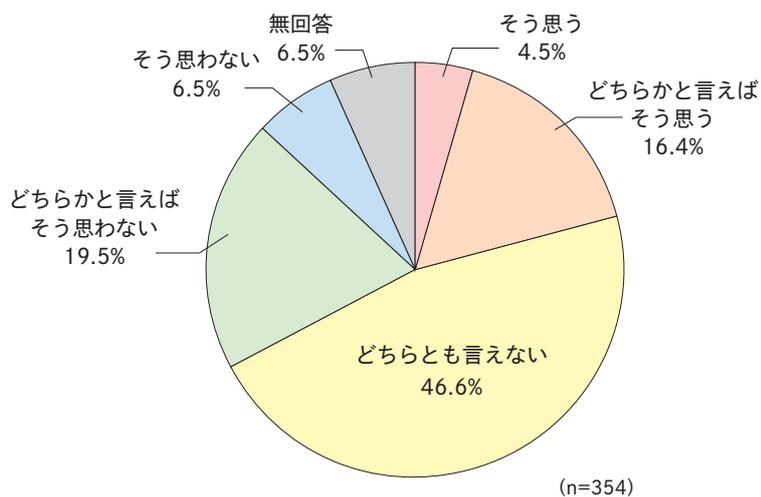


(n=354)

急な病気や怪我に対する救急医療体制が整備されているかについては、「そう思う」(「そう思う」 + 「どちらかと言えばそう思う」) が17.0%、「どちらとも言えない」が37.3%、「そう思わない」(「そう思わない」 + 「どちらかと言えばそう思わない」) が39.2%となっています。

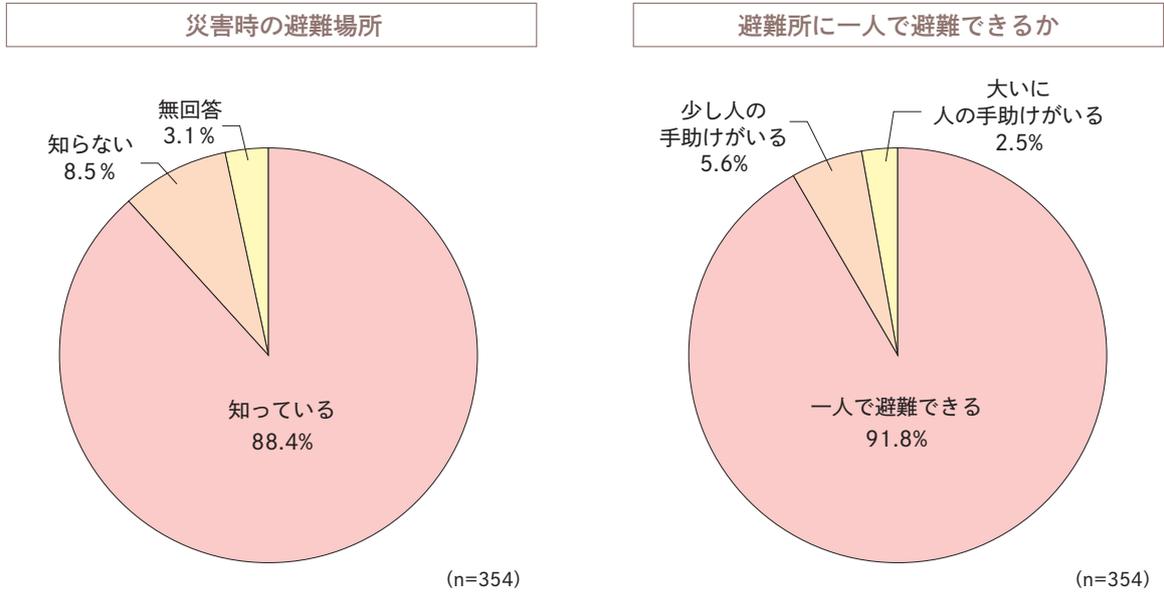


防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されているかについては、「そう思う」(「そう思う」 + 「どちらかと言えばそう思う」) が20.9%、「どちらとも言えない」が46.6%、「そう思わない」(「そう思わない」 + 「どちらかと言えばそう思わない」) が26.0%となっています。

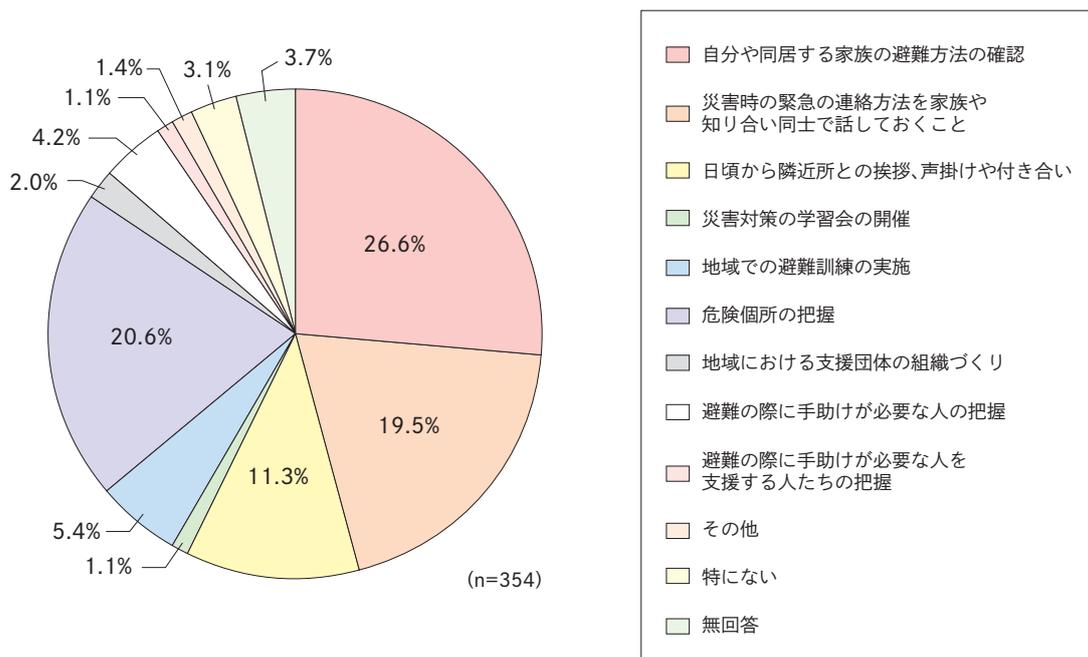


災害時の対応等について

災害時の避難場所については、「知っている」が88.4%、「知らない」が8.5%となっています。また、避難所に一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が91.8%と最も多く、次いで「少し人の手助けがいる」が5.6%、「大いに人の手助けがいる」が2.5%となっています。

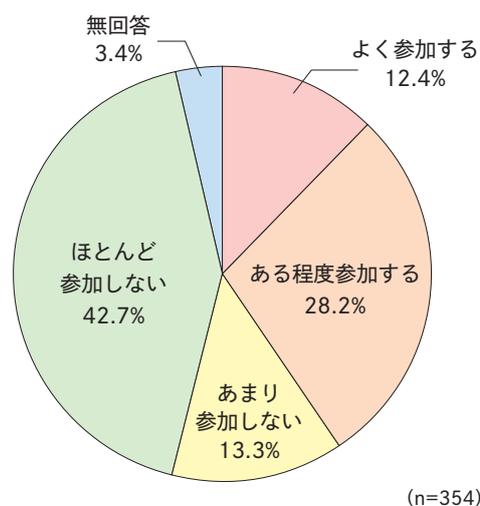


災害時の備えとして重要なことについては、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が26.6%と最も多く、次いで「危険個所の把握」が20.6%、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が19.5%となっています。

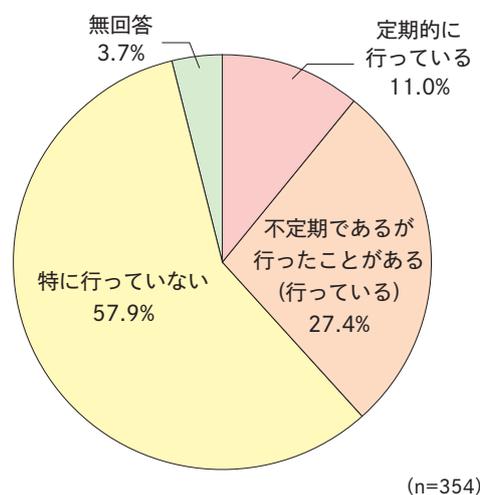


校区(行政区)活動・ボランティア活動について

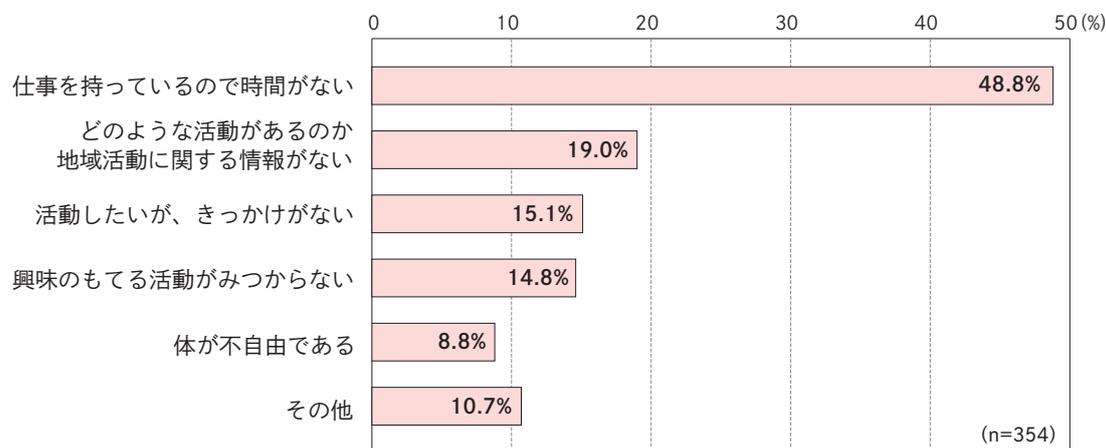
行政区や子ども会、老人クラブなどの地域活動への参加については、「参加する」（「よく参加する」+「ある程度参加する」）が40.6%、「参加しない」（「あまり参加しない」+「ほとんど参加しない」）が56.0%となっています。



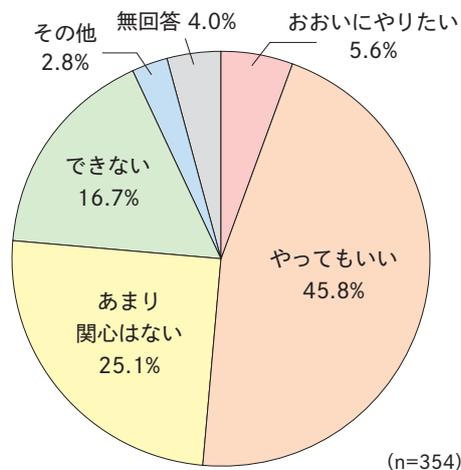
ボランティア活動の経験の有無については、「特に行っていない」が57.9%と最も多く、次いで「不定期であるが行ったことがある（行っている）」が27.4%、「定期的に行っている」が11.0%となっています。



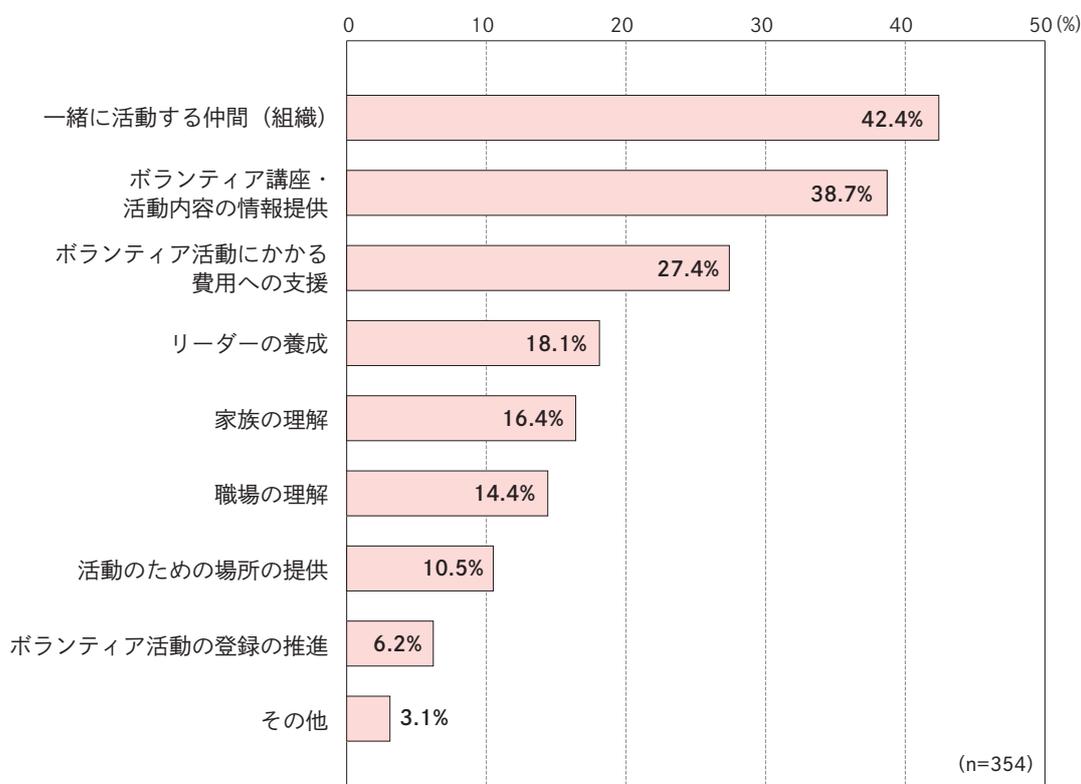
ボランティア活動を行わない理由については、「仕事を持っているので時間がない」が48.8%と最も多く、次いで「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」が19.0%、「活動したいが、きっかけがない」が15.1%となっています。



今後、ボランティア（奉仕）活動をしたいかについては、「やってもいい」が45.8%と最も多く、次いで「あまり関心はない」が25.1%、「できない」が16.7%となっています。

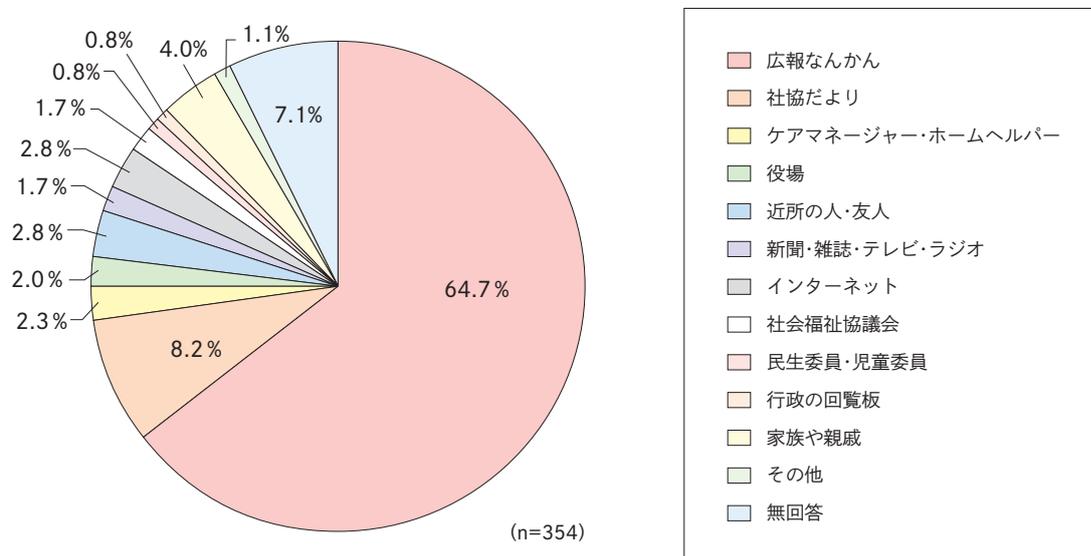


ボランティア活動の普及に必要なものについては、「一緒に活動する仲間（組織）」が42.4%と最も多く、次いで「ボランティア講座・活動内容の情報提供」が38.7%、「ボランティア活動にかかる費用への支援」が27.4%となっています。

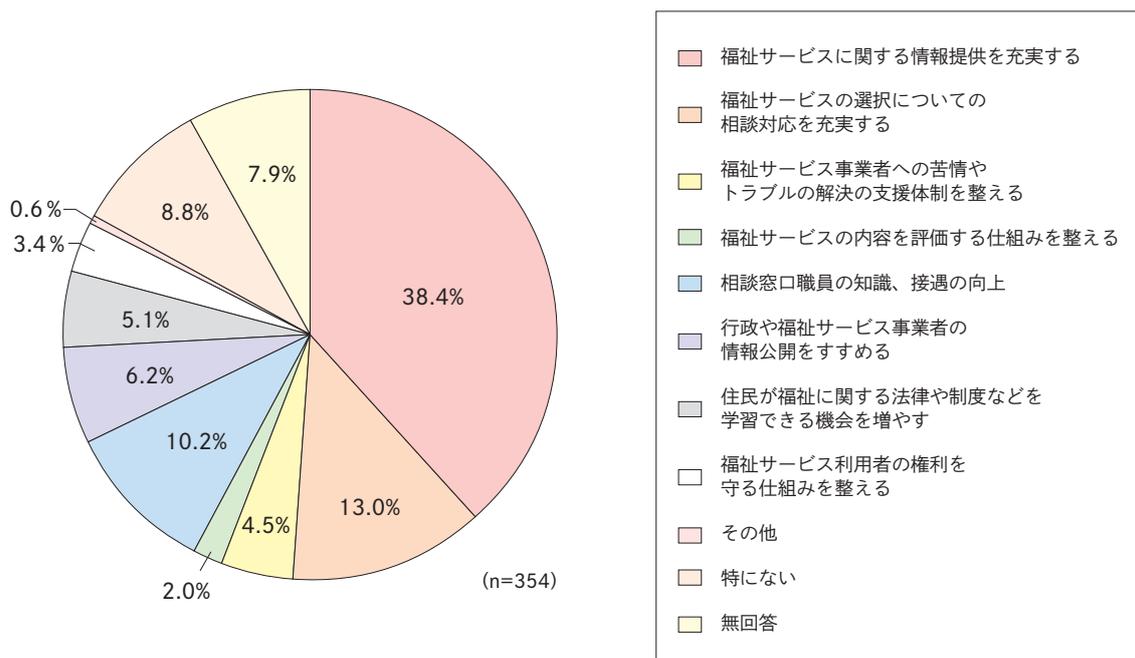


情報提供について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「広報なんかん」が64.7%と最も多く、次いで「社協だより」が8.2%、「家族や親戚」が4.0%となっています。

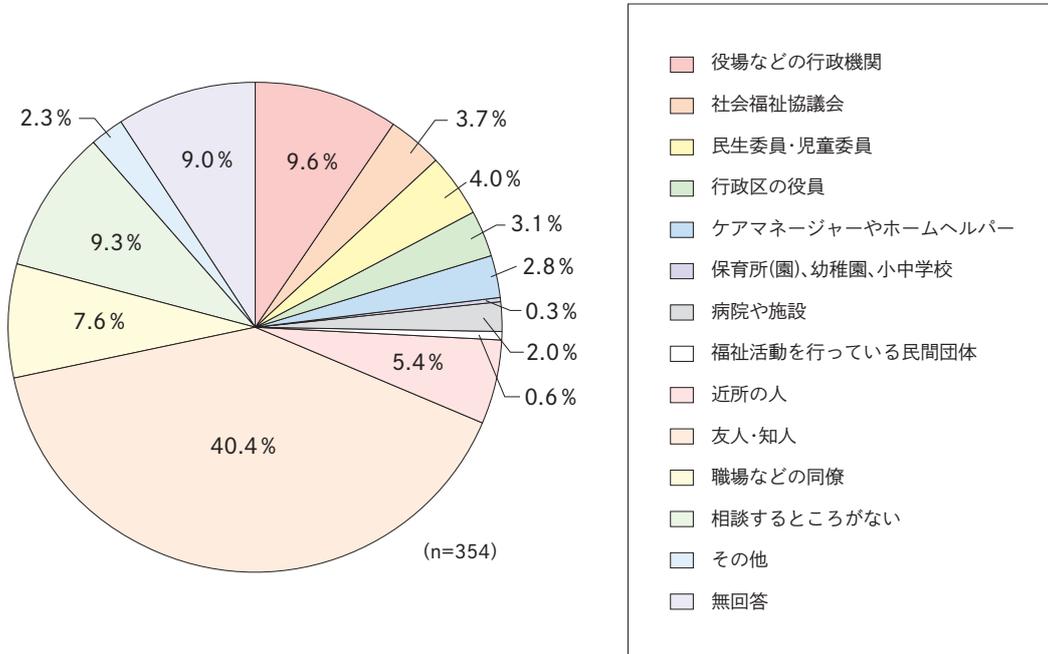


最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、役場が取り組むことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が38.4%、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が13.0%、「相談窓口職員の知識、接遇の向上」が10.2%となっています。

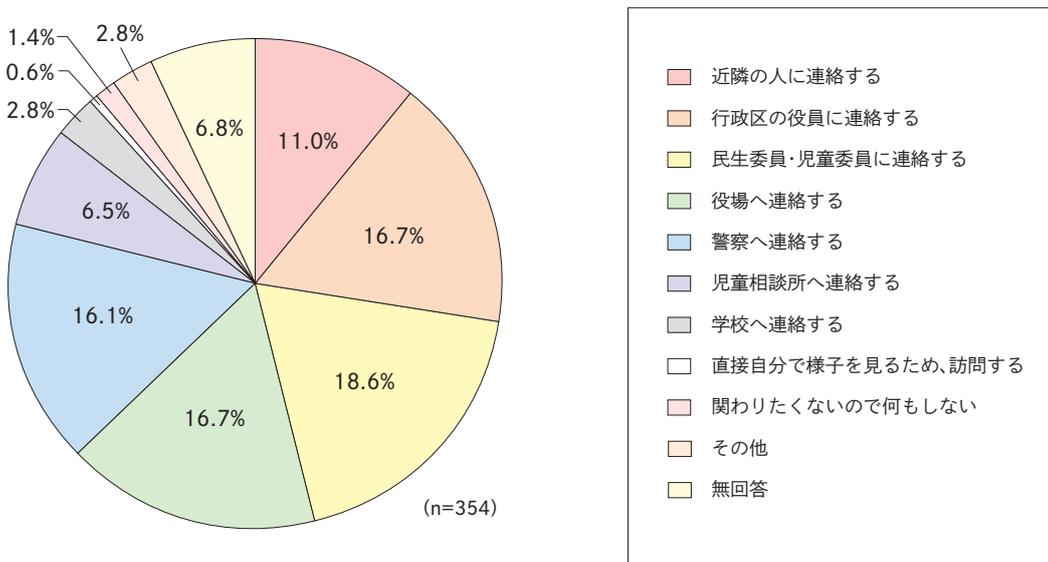


相談支援体制について

生活上の困り事の相談場所や相談相手については、「友人・知人」が40.4%と最も多く、次いで「役場などの行政機関」が9.6%、「相談するところがない」が9.3%となっています。

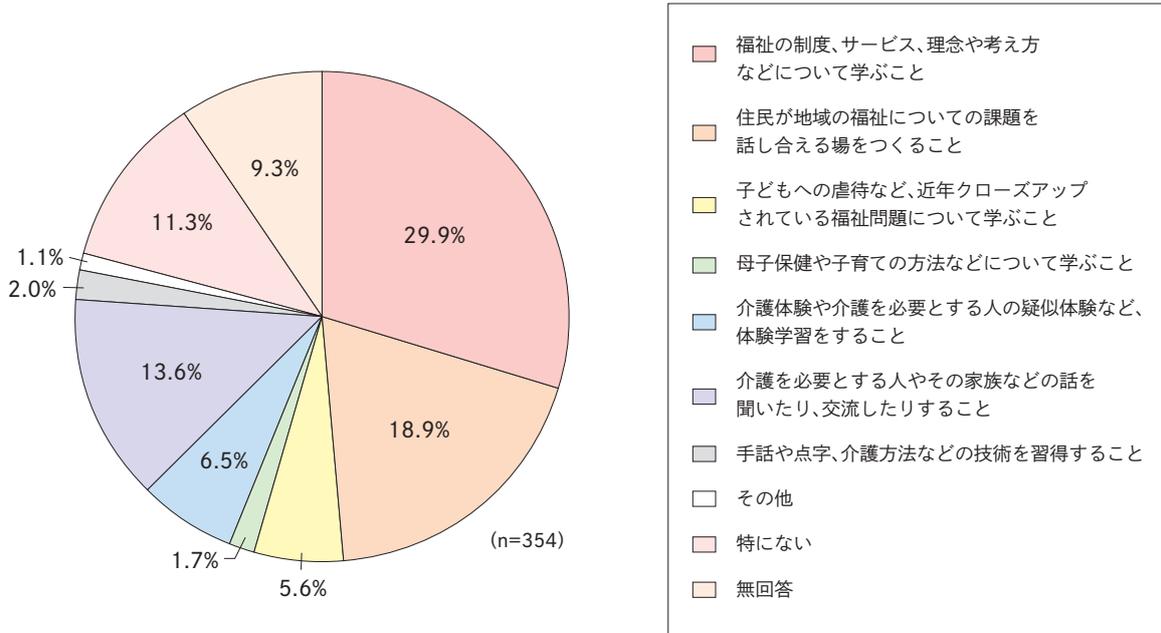


高齢者、障がい者、子どもへの虐待に気づいた時の対応については、「民生委員・児童委員に連絡する」が18.6%と最も多く、次いで「行政区の役員に連絡する」「役場へ連絡する」がともに16.7%、「警察へ連絡する」が16.1%となっています。

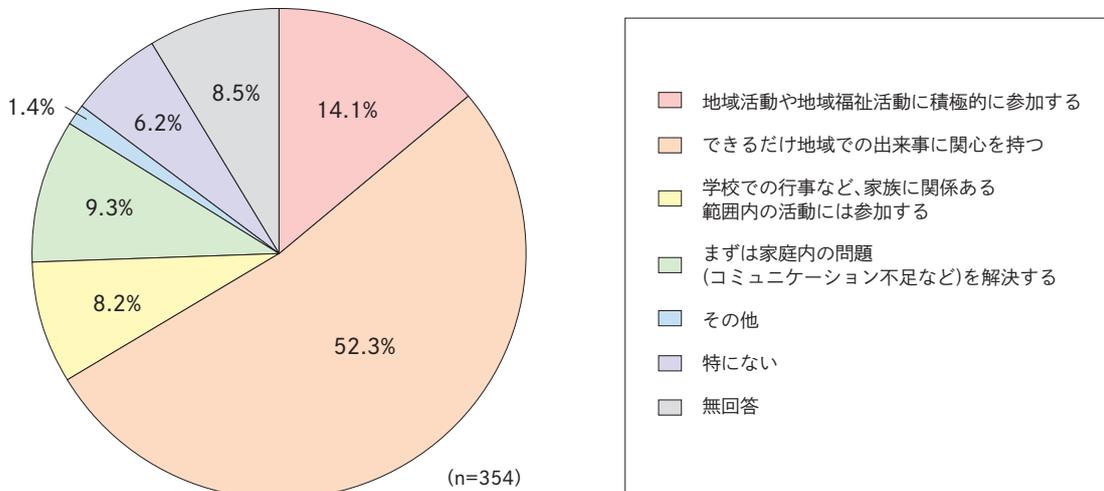


福祉人材の育成について

福祉に関する理解を深めるための必要な機会については、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が29.9%と最も多く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が18.9%、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が13.6%となっています。

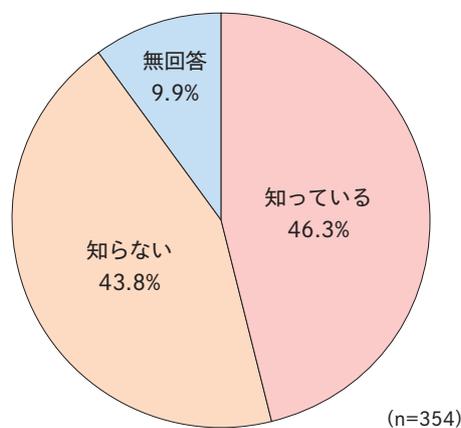


安心して地域の中で暮らしていくために、町民の一人としてできることについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が52.3%と最も多く、次いで「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」が14.1%、「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する」が9.3%となっています。

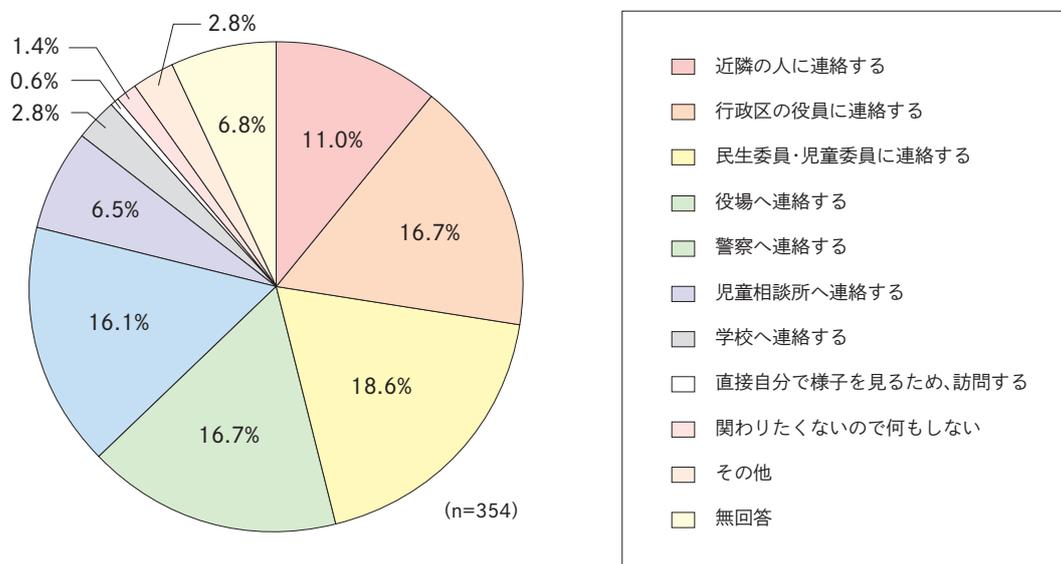


権利擁護（成年後見制度）について

権利擁護（成年後見制度）を知っているかについては、「知っている」が46.3%と最も多く、次いで「知らない」が43.8%となっています。

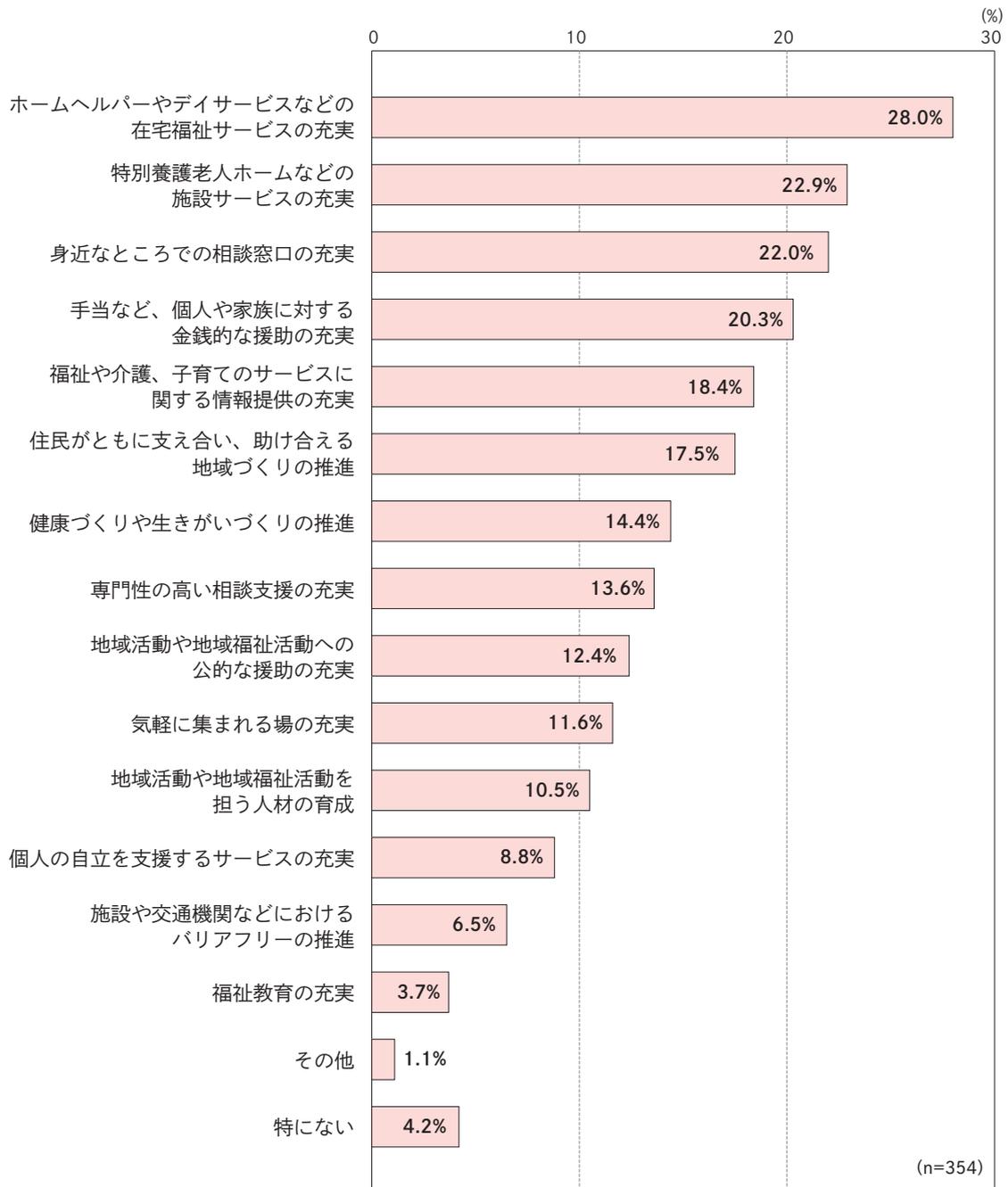


高齢者、障がい者、子どもへの虐待に気づいた時の対応については、「民生委員・児童委員に連絡する」が18.6%と最も多く、次いで「行政区の役員に連絡する」「役場へ連絡する」がともに16.7%、「警察へ連絡する」が16.1%となっています。

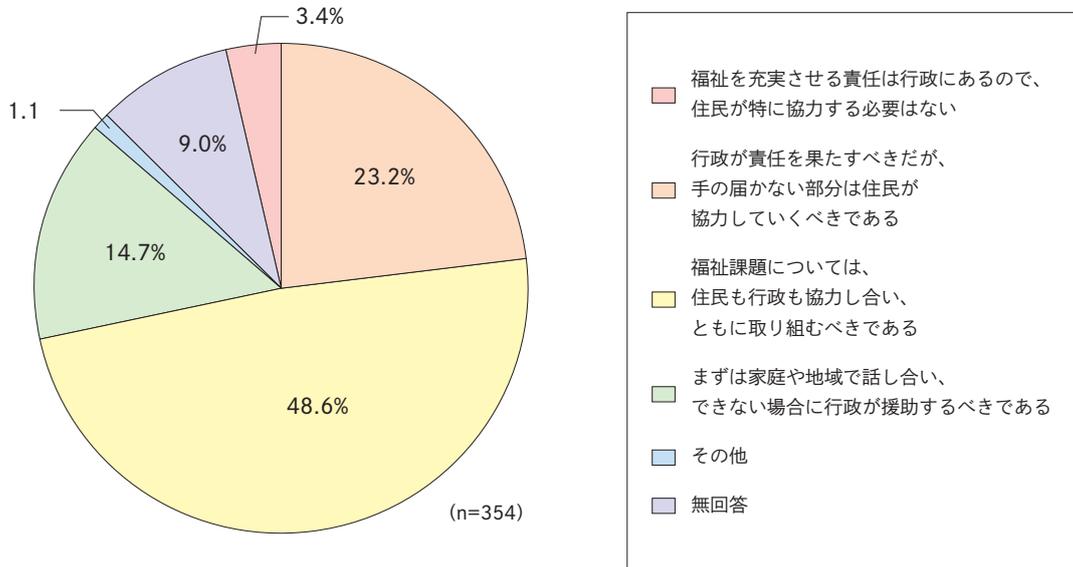


今後の取組について

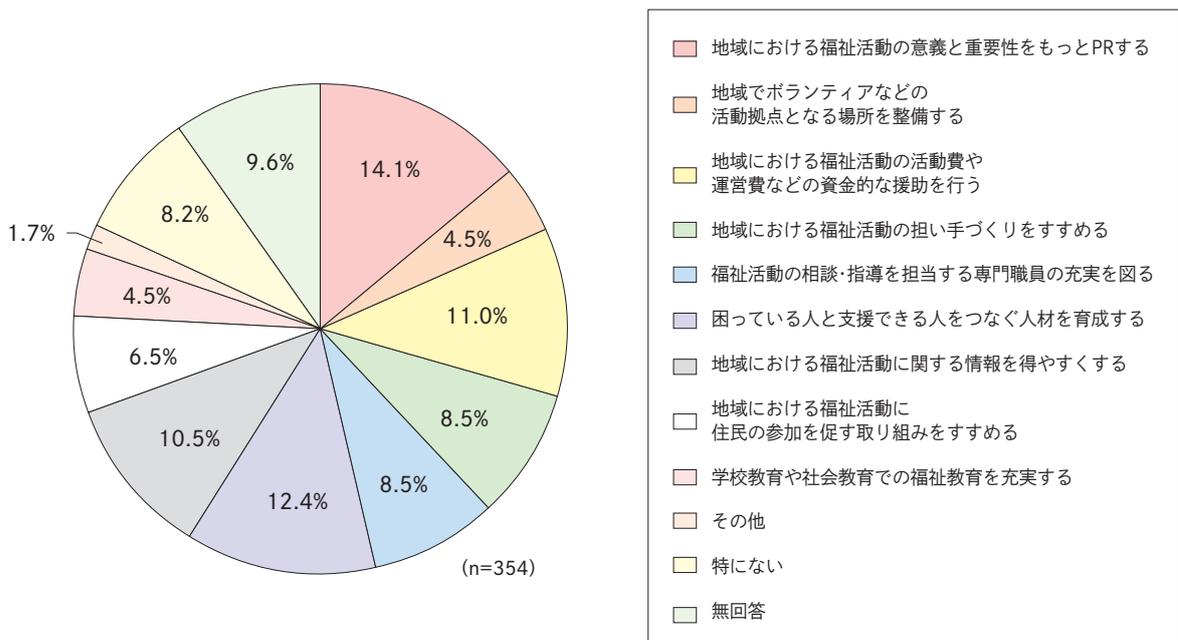
町の福祉施策として特に必要だと思うことについては、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が28.0%と最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が22.9%、「身近なところでの相談窓口の充実」が22.0%となっています。



住民と行政のあるべき関係については、「福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が48.6%と最も多く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである」が23.2%、「まずは家庭や地域で話し合い、できない場合に行政が援助するべきである」が14.7%となっています。



地域において支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことについては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が14.1%と最も多く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が12.4%、「地域における福祉活動の活動費や運営費などの資金的な援助を行う」が11.0%となっています。



(3) ヒアリング調査の結果

調査の概要

調査目的	本町における地域福祉に関する課題整理、本計画策定及び施策に反映する基礎資料とするため、地域福祉に関わる方を対象に、ヒアリング調査を実施しました。
調査対象	南関町内の関係団体 (自治会長、女性消防団、教育関係者、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、保護司、地域おこし協力隊)
調査期間	令和2年8月・9月
調査方法	新型コロナウイルス感染症に留意しつつ面談にて実施

結果の概要

① 自治会の入会傾向について

- 自治会として登録している数はかなり少ない
- 活動資源として、区費を徴収している地区もあるが、徴収しない地区の方が多い
- 今後の自治会の方向性については、先頭に立つ人材不足が問題である
- 自治会に加入しても補助金などはなく、メリットもあまりない
- 加入している方は、昔からの人付き合いで子どもの頃からの流れになっている
- 区長をできる人がするところや順番で回しているところもあるが、任期が1年になったため、慣れてきた頃に終了という形になっている
- 住民を誰も知らないといった方が区長になることもある
- 災害等があるとその年によって区長の忙しさも変わるため、地区によって温度差がある
- 地区住民のつながりが少なくなっている

② 地域活動について

- 参加したくない方や仕事などで全く参加しない方も多い
- 首都圏での生活で地域住民との交流がなく、1ターンやUターンで地元に戻ってきても地域とのつながりを好まない方が多い
- 町の空き家バンクに住み始めたが、元々近隣住民との交流がないため、区外者として生活している方もいる
- 町外から移住してくる方もいるが、区に加入しないのが主流になってきている

- 呼びかけをすれば、人によるが多少は参加するのではないか
- 区によって仲の良さが違うなど温度差がある
- 50～60歳の動ける元気な人が先頭に立っていかねばいけない
- 祭りで神楽を舞うなど、催しとして続けていきたいが後継者がいない
- お願いされないと協力しづらい環境にあるため、役職がある方動ける方・地区でのキーパーソンの方たちにいかに協力してもらえる体制づくりをするかが大切
- サロン活動は、毎月何日か決めてチラシでの周知や呼びかけを行う
- ボランティア活動の参加の促し方の検討
- 地域でのつながりや集まり、地域活動などが少ない

③ 生活環境について

- ちょっとした声掛けや情報共有のあり方・強化
- 高齢者や障がい者でも働ける環境づくり
- 最近子どもの生活環境が見えづらくなっている
- 不登校の子どもが増えている
- 心の中の心情を開示できない子ども・保護者たちへの対応はどうしていきべきか
- 結婚していない方で、将来の生活に対して不安がっている人もいる
- 今後、遊び方も含め子どもたちの孤立化が目立っていくと思われる
- ひとり親の家庭は増加傾向にある
- 準要保護家庭も多く、経済的に厳しい家庭もある
- 親が夜の仕事に勤めている場合、家に子どもが一人といった状況もあった
- クラスの半分以上がひとり親であったこともある
- 朝食を食べてきていない
- 学校へ両親の送迎が多くなっており、子どもたちとの関わりが少なくなっている
- 南関町の住民と血縁関係がある方は受け入れられやすいが、そうでない人は難しいところもあるため、住民の意識が必要である



④ 災害について

- 災害情報の取得方法
- 若者はインターネットで情報取得ができるが、高齢者などにとってはリアルタイムな情報サポートが必要
- アパート等には情報無線が無いため、そのような方たちへの情報ツールが必要
- ひとり暮らしの人へのフォロー（災害前・災害時どちらも）
- 誰がどこに住んでいるのかなど把握すること
- 消防団として若年層の育成はまだできていないが、身近な災害（特に水害）に対しては見回りをするなど防災意識は増加傾向にある
- 高齢者だけの地区もあるため避難訓練などしないところもある
- 社会福祉協議会の方たちが災害時も見回り活動をしているため、協力体制はできている
- 消防団や行政、社会福祉協議会など、誰がどこで活動しているか見える化する
- 車を持っていない人の避難方法

⑥ 福祉教育・人材育成について

- 子どもが幼少のころから祖父母や曾祖父母と生活を共にする（小さい頃からの教育）
- 電話等で祖父母や曾祖父母との情報交換を行う（交流や高齢者を大切にする気持ち）
- 地域力を活かした教育の推進
- society5.0の社会でも生き残れるような教育
- 介護予防教室は充実している
- ソーシャルワーカーの人材育成
- 成年後見制度の周知
- 問題を起こしたりする子どもたちは、母親の教育教育されながら成長することが一番大切であるため、女性を保護司として配置してほしい

⑦ 相談支援体制について

- 相談をワンストップで受けられる体制の整備
- 行政だけではなく、町全体で考える公共サービスと地域内で解決できる問題の住み分け
- 認知症や要介護の方たちは、役場やまわりの人にお世話になるのが嫌だという方が多いため、民生委員や家族の支援、気軽に相談できる環境の整備
- 民生委員として家庭にどこまで踏み込んでいいかわからないところもあるが、町とのつなぎ役として情報を収集・提供していくことが必要
- どこに相談していいかわからないことや、たらい回しにされることもあるため、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携

- ファミリー・サポート・センターの制度の利用方法を周知させないとサービスにもつながらないと思う
- 本当に困っている事を自己発信できていない人たちへのアプローチ方法

⑧ 情報提供について

- 町から月2回の広報誌
- 地区だけで特別何かする時は、地区ごとに情報提供の手段が違う
- 区に加入していない人が多く、地区よっての活動時の情報共有が難しい
- 各地区の福祉員と情報共有を行い、住民の方にサービスの情報提供を行っているなど情報提供のネットワークはできている
- 自宅に訪問した際の呼びかけを行う
- 民生委員から連絡があることを伝えるなど、最初のつながりが大事（電話番号の登録）
- 民生委員は月に1回定例会があるため情報の周知はできているが、住民に対しては周知されていないと感じる
- 民生委員・児童委員が地域福祉の提供者となれる仕組みづくり
- 制度があっても利用方法がわからない人もいるため、チラシだけでなく、情報発信の仕方や実際に利用イメージが湧くような広報・PR方法が必要

⑨ 福祉サービスについて

- 買い物代行もあるが、実際に物を見て買いたいという方を一緒に連れていくのは厳しい状況にある
- 土日祝など保育園が休みで両親は仕事の場合に、子どもを見てもらう人がいないため、預けられる場所や制度が欲しい
- 夜間はどこの病院に行けば良いのか分からないとの相談を受ける
- 通院や買い物など近くに身内がいる方は支援があるが、ひとり暮らしの方への支援体制
- 目の届きにくい地区など、買い物や通院など移動手段のニーズの把握
- 福祉タクシーの利用方法の周知
- 町内には乗合タクシーはあるが病院がないため、町外の病院に行く場合の交通手段

(4) コミュニティデザインマップに向けたワークショップ

■ ワークショップの概要

実施目的	本町における地域課題の解決を図るための「コミュニティ強化」と「支援体制の充実」に向けたマップづくり（可視化）を目的として、地域福祉に関わる方を対象に、ワークショップを実施しました。
実施対象	南関町内の関係機関、地域福祉に関わる関係団体 (子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、自立支援協議会、生活支援コーディネーター、障がい福祉サービス担当、ボランティアセンター運営担当、地域福祉活動支援担当、民生委員・児童委員)
実施期間	令和3年10月

グループ協議テーマ

- ① 集落の支え合い活動の可視化
- ② 困りごと共有体制の在り方



ワークショップ(R3)の様子

■ 結果の概要

テーマ① 集落の支え合い活動の可視化

地域の困り事の洗い出しと課題に対する活動状況の整理

→ 課題に対して「地域で考えるべき事項」と「行政全体で考えるべき事項」に選別

地域で考えるべき事項		グループ	
対象	地域における課題	行っていること	主な関係者
子ども	子どもが少なくなり通学が遠く、ひとりになる子供が多い	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子どもには声をかける 防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 警察 青少年補導員と協力する
	いじめ		
	(高校) 学校が遠い	<ul style="list-style-type: none"> 親が引っ越す 送迎バスのある学校を選ぶ 	
	不登校	<ul style="list-style-type: none"> 先生の家庭訪問 	学校
	保護者同士の交流が難しい	<ul style="list-style-type: none"> 問題のありそうな家庭には近付かない 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 役場 社会福祉協議会
	子どもの病気の時	<ul style="list-style-type: none"> 家族で対応（誰かが休む） 	
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 8050問題 40～60代男性の引きこもり 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 社会福祉協議会 保健センター
	区役できない	<ul style="list-style-type: none"> 行政区 年齢や身体状況によって免除されているケースも 	区長
	高齢者のひとり暮らしが多い	<ul style="list-style-type: none"> 地域でサロン活動を行い、現場を把握し助け合う 介護予防体操を行っている 	役場・社会福祉協議会に相談し支援につなげる
	<ul style="list-style-type: none"> (近所) 地域とのつながり 孤独 	<ul style="list-style-type: none"> 地域 介護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロン デイサービス
病院	緊急時の不安（医療機関が遠い）	本人や家族が備える	
	専門の医療機関が遠い	高齢者は何らかの手段を使い通院されている	

地域で考えるべき事項

II グループ

対象	地域における課題	行っていること	主な関係者
高齢者	後期高齢者が増えてきた	かつて意欲的に食事を作っていた人が段々と作る意欲を失ってこられた	
	高齢者の家族が町外又は遠方にいる	ひとり暮らしの方に問題が起きて連絡しても家族が気づかれにくい	民生委員、福祉員、通所施設のケアマネージャー、区長、家族が集まって解決策を検討した
見守り	ひとり暮らし高齢者の見守り	町内外の30事業所が配達作業時等に安否確認	福祉課
	在宅での看取り	訪問看護ステーションがドクターの指示を受けて実施	ケアマネージャー
看取り	施設で終末期を迎える人が増えている	時々顔を見に行き、家族に近況を伝える	

行政全体で考えるべき事項

I グループ

対象	地域における課題	行っていること	主な関係者
医療費	医療費が高くなる一方	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの訪問 保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 国民健康保険係 保健センター
人口	若者が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 住んでよかったプロジェクト（住宅の支援、子育て支援） 企業誘致 	行政
	高齢夫婦で老々介護（認知症）	民生委員による聞き取り訪問	役場、社会福祉協議会に相談し支援につなげる
子育て	保育園が選べない	我慢して通わせる	<ul style="list-style-type: none"> 役場（福祉課） 子育て支援センター
	男性の育児休業取得		
看取り	介護保険に頼りすぎて体制が整わない（介護II）	関係者皆が急いで対応している	<ul style="list-style-type: none"> 病院 役場
交通問題	交通の便が悪い	運転できる人が連れていく	
	車を運転しない人の交通手段	乗合タクシー	まちづくり課
	<ul style="list-style-type: none"> 店が少ない 買い物難民 	<ul style="list-style-type: none"> 認定 NPO 法人自立生活サポートセンターもやい ヘルパー 見守り弁当 生活支援コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター ケアマネージャー
	車の運転	<ul style="list-style-type: none"> 役場 社会福祉協議会 乗合タクシー タクシー半額助成・移送サービス 	

交通問題	自分で運転して遠方の病院に行かないといけない	送迎のある病院、近くの病院にかわる	<ul style="list-style-type: none"> ●病院 ●役場
高齢者	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ●役場（包括支援センター） ●社会福祉協議会 ●介護事業所 	
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ●役場 ●介護事業所 ●サービス（ヘルパー・デイサービス・ショートステイ） 	
	身体機能の低下		
	リハビリできる場所がない	<ul style="list-style-type: none"> ●町外施設の利用 ●町内施設の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援事業所 ●地域包括支援センター ●役場
経済面	<ul style="list-style-type: none"> ●お金がない ●就労できない 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会 ●就労支援 ●シルバー人材登録 	<ul style="list-style-type: none"> ●役場 ●社会福祉協議会
	経済面	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員や社会福祉協議会での相談対応 ●就労支援 ●生活保護 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会 ●役場
	多子世帯の生活困窮		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉課 ●社会福祉協議会
	精神・知的等の障がいを抱える親の心配	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見 ●権利擁護 ●福祉サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉課 ●社会福祉協議会
	発達障害の理解	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て相談 ●福祉サービス ●療育支援 ●特別支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター ●学校 ●保育園 ●一般社団法人こども発達支援センタービーなつ
障がい	発達障がい児の療育・医療	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園 ●福祉課 ●保健センターによる相談・紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉課 ●保健センター

行政全体で考えるべき事項

II グループ

対象	地域における課題	行っていること	主な関係者
情報	地域の資源やサービスなどの情報をどこから得るのかわからない	民生委員さんや福祉員さんに情報を提供し、つなぎ役になっていただく	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉課 ●地域包括支援センター ●社会福祉協議会
病院受診	町外への病院受診ができない人がいる	移送サービスの利用	福祉課
	町内に産婦人科病院がない	妊婦さんが個人で探して、町外で受診している	<ul style="list-style-type: none"> ●病院 ●SNS ●聞き込み（口コミ） ●保健センター

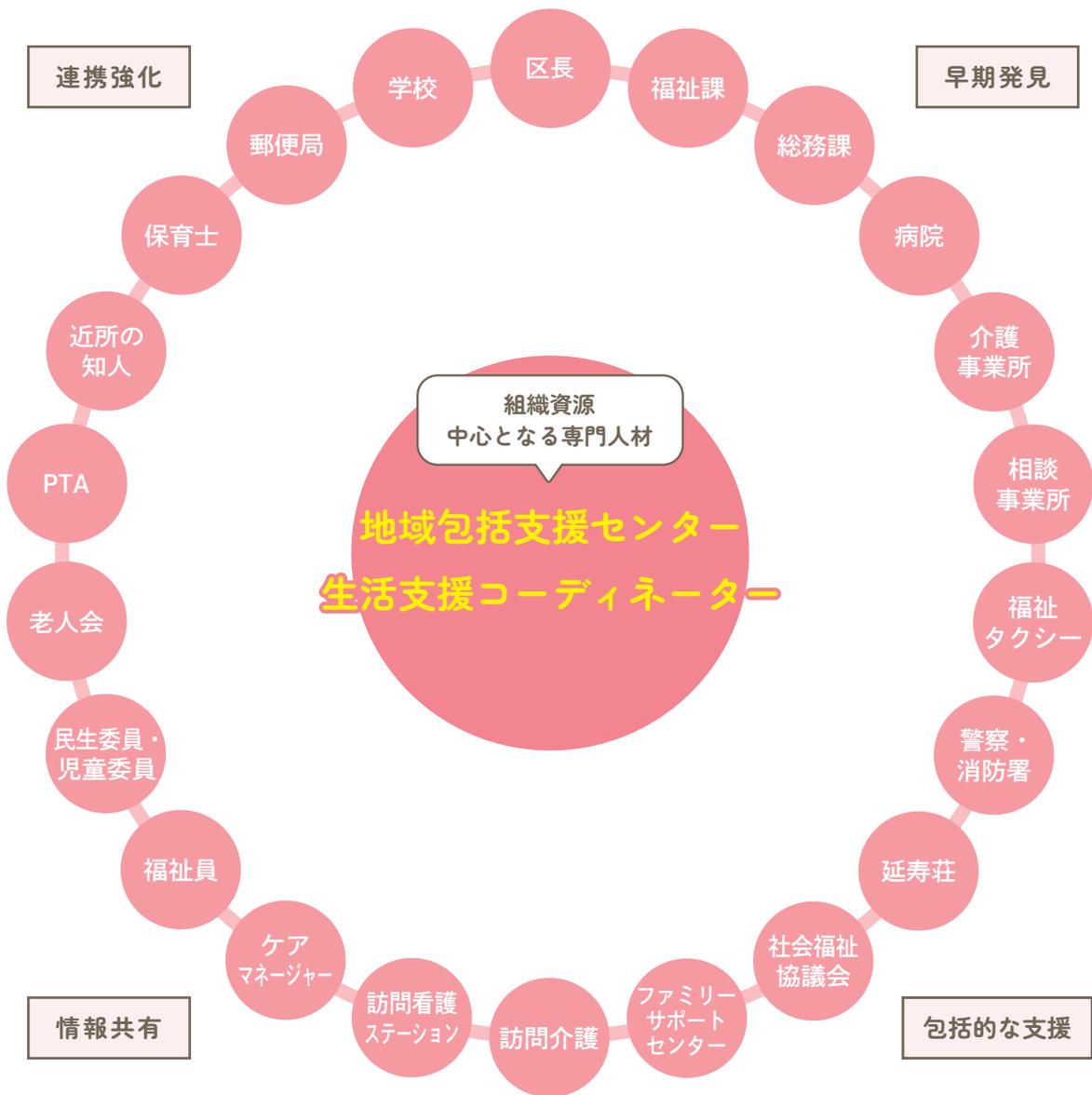
	<ul style="list-style-type: none"> 小児の夜間の医療体制が整っていない 病院が遠い 	22時までは有明地域の病院を受診し、22時以降は熊本市内の病院を受診	小児救急電話相談 (#8000)
	町内に病児・病後児保育がない	荒玉地域の病院に委託している(町が)	委託している病院
病院受診	障害者、高齢者の病院受診	<ul style="list-style-type: none"> 障害者は可能な範囲で障害サービス(外出支援)を利用 高齢者は移送サービス 	福祉課
	緊急時に対応できる病院が少ない	玉名在宅ネットワークへの参加	玉名在宅ネットワーク事務局
	具合が悪い妊産婦(つわり、出産前)の交通手段が家族以外少ない	家族が都合をつけて受診する	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり課 分娩タクシーのようなものがあるといい(福祉タクシー)
買物	町外への買い物に困っている	地域ケア	生活支援コーディネーター
子どもの少子化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化で学(児)童数が少ない 学校が遠い 	少子化で行政区に子どもが少ない	
食事	特別食に対応できる配食がない、少ない	民間の配食サービスの利用	ケアマネージャー
	身寄りがない高齢者の入院、入所の手続き	誰も身寄りがない場合は町長申立て	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
高齢者・障がい者	高齢者・障がい者への虐待対応	警察に介入してもらい虐待認定されたら、保護のために行政で施設等へ誘導	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 警察
	災害時の高齢者・障がい者の避難	地区によっては自主防災組織。それ以外は民生委員から避難行動要支援者登録	福祉課
貧困	生活困窮者への対応	社協で貸し付け対応。足りなければ生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 福祉課
子育て	妊婦さん同士の関わる場が少ない		<ul style="list-style-type: none"> SNS 保健センター
	途中入園の際、待機児童が発生している		福祉課

テーマ② 困り事共有体制の在り方

地域で考えるべき事項について、
地域内で共有するための手法（組織資源・中心となる専門人材）を考える

Ⅰ グループ

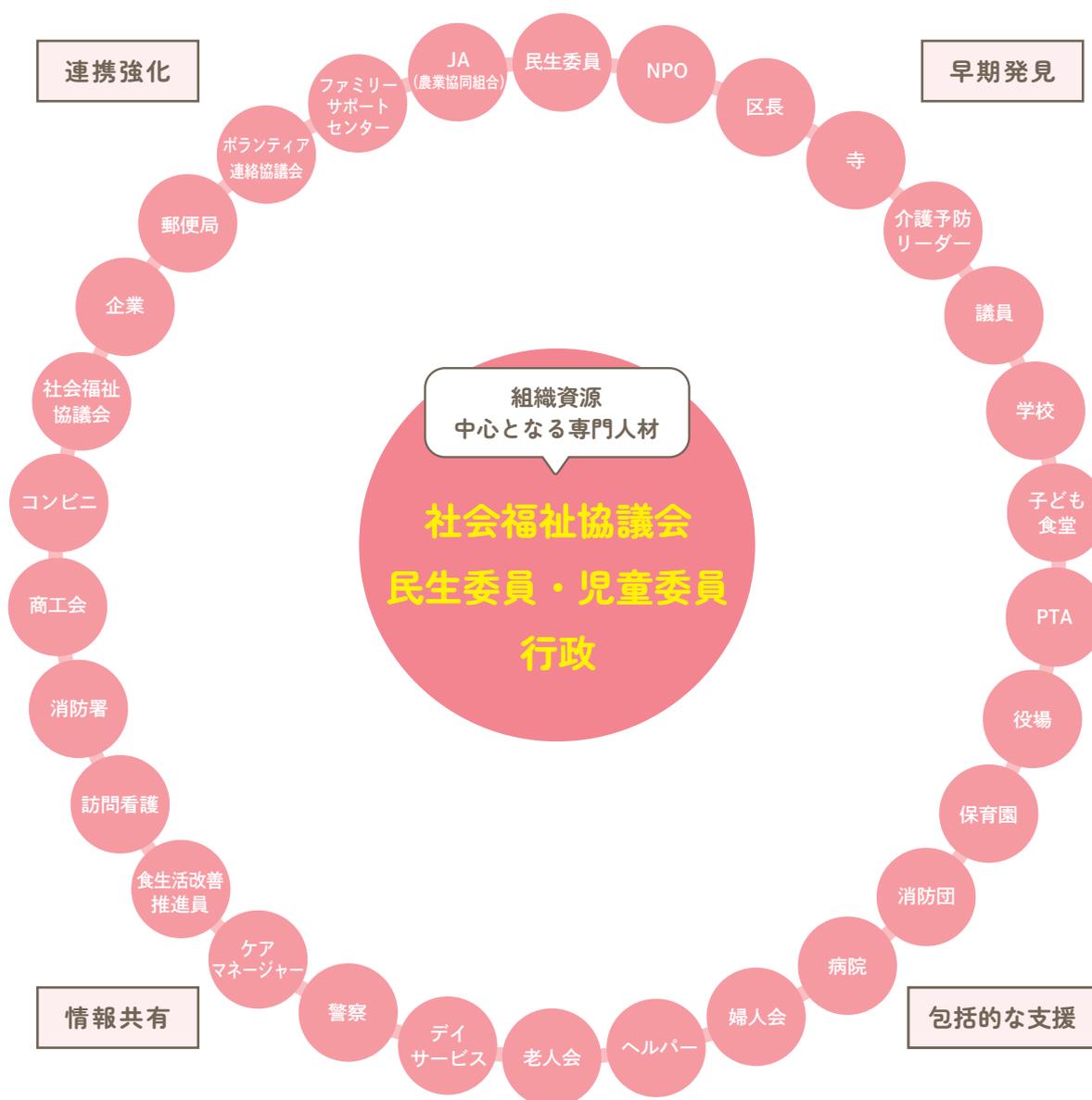
共有方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワーク会議 (区長、民生委員、福祉員、社会福祉協議会、地域包括支援センター) ・消費者行政ネットワーク会議 (総務課の主催、各課、弁護士、大学教授、NPO お金の学校)
------	---



II グループ

共有方法

- ・地域福祉ネットワーク会議
 - ・生活支援体制整備協議体（地域ケア会議）
- ※子ども、障がいについては個別対応のみで地域課題に広げられない



(5) 各調査結果を踏まえた課題整理

課題

1

生活環境について

アンケート調査では、「買い物などの便」、「道路や交通の便」が悪いと回答した割合がともに約2割となっています。福祉タクシーや乗合タクシーなどの充実により、移動が困難な高齢者や、乳幼児や子どものいる家庭、障がい者などすべての住民が安心・安全で快適に生活していくために地域福祉に関する生活環境の整備が求められています。

地域福祉に関わる各種支援者との連携を強化し、地域課題の把握や地域のニーズとサービスのマッチングなど、生活支援体制の充実・強化を図る必要があります。

課題

2

地域でのつながりについて

アンケート調査では、地域でのつながりとして新型コロナウイルス感染症拡大後でも「親しくお付き合いしているお宅がある」が約2割となっていますが、区への加入者が減少していることなどにより地域でのつながりも希薄化しているため、地区でのつながりや情報共有が難しい面があります。

日頃から身近な住民同士で支え合い・助け合いが重要であることを周知するとともに、民生委員や児童委員などをはじめとする関係機関と連携したネットワークづくりや見守り活動による支援体制が必要です。

課題

3

福祉人材の育成について

アンケート調査では、福祉に関する理解を深めるために必要なこととして「福祉の制度、サービス、理念や考え方について学ぶこと」が約3割となっています。地域福祉を支える人材を増やしていくとともに、住民に地域への関心を持ってもらえる取組を行うことや地域団体と連携し、幅広い世代のニーズに対応したマニュアルを作成するなど、様々な面から活動の支援を行うことが求められています。

行政や社会福祉協議会、関係団体などが連携を十分に図り、ボランティア活動などの地域人材やリーダーの発掘、ソーシャルワーカーの人材育成を行うことが必要です。

また、今後地域を担う子どもたちと高齢者の交流を促すなど、次代を担う子どもたちへの幼少期からの福祉教育の充実を図る取組が求められています。

課題

4

安心・安全なまちについて

アンケート調査では、生活環境について「街灯が少ない・暗い」と回答した割合が約2割となっており、防犯の面においても対応が求められています。

ヒアリング調査では、近年発生している水害など様々な災害をきっかけに、災害に対する意識や地域における助け合いの大切さが再認識されています。

災害時の備えとして、家族の避難・連絡方法の確認をしておくことが重要であり、それらを住民に周知させることが必要です。また、災害時だけでなく、ひとり暮らし高齢者の孤立防止や安全を確保するため、南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークの更なる促進を行う必要があります。

課題

5

誰でも参加できる環境づくりについて

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動などの参加に関して、「ほとんど参加しない」が約4割となっています。気軽に参加できる仕組みづくりや、一緒に活動する仲間や組織への情報共有の充実が求められています。

住民に対して情報共有の仕組みづくりを行うとともに、活動内容を具体的に説明するなど、参加意欲を向上させる取組が求められています。

また、ヒアリング調査では、地区での役員の担い手や若者の参加不足が課題となっており、地域活動の参加につなげるためにはリーダーシップのある人材の確保やキーパーソンの方などの協力体制が必要です。

課題

6

成年後見制度利用の促進について

アンケート調査では、成年後見制度について「知らない」と回答した割合が約4割となっています。高齢化の進行や認知症高齢者の増加などによって、財産の管理や日常生活において、判断能力が不十分な人たちを地域全体で支え合う必要があります。たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度を多くの人に利用してもらい、自分らしい生活が送れるよう支援していくことが求められています。

本人の意志決定を支援し、権利を保護するため、成年後見制度の利用促進に向けた住民への研修会などによる周知を図るとともに、支援体制を整備・強化することが求められています。

課題

7

情報提供における支援について

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手手段として「広報なんかん」が約6割となっています。また、役場が取り組むべきこととして「福祉サービスに関する情報提供」が約4割となっており、公的なサービスや制度を知らない住民や支援を受けることが出来ていない住民が一定数いる可能性があると考えられます。

ヒアリング調査では、若者はインターネットで情報取得が可能であるが、高齢者などに対してはリアルタイムな情報がサポートされる仕組みづくりが求められていることから、広報誌やホームページなどによる情報発信だけではなく、ターゲットに合わせた掲載内容を工夫し、多様な情報媒体を活用して、福祉を身近に感じられる広報に積極的に取り組む必要があります。

課題

8

相談支援体制について

ヒアリング調査では、相談をワンストップで受けられる窓口の整備を行い、適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりが求められています。

身近な地域での相談相手として、住民に対して民生委員・児童委員の活動の周知を図るとともに、南関町社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関などのさらなる連携体制の充実が必要です。

また、困り事を自己発信できない人や制度の狭間で課題を抱えている人など、支援が必要な人が一定数いると考えられます。多様な課題を持つ人たちの相談に柔軟に対応するとともに、必要な支援が受けられていない人に対してアプローチする体制づくりが必要です。

課題

9

福祉サービスについて

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療や介護サービスだけではなく、福祉サービスを含めた様々な支援が適切に提供される必要があります。

地域包括支援センターや関係団体などの連携を図り、高齢者や障がい者が充実した生活と社会参加ができる行政サービスの推進とともに地域住民の理解を深める取組が必要です。

また、地域住民が気軽に、そして安心・安全に集うことができる場として、公民館や交流センターなど既存施設の利用促進を図ることが必要です。

計画の全体像

1 基本理念及び基本目標

少子高齢化や核家族、ひとり暮らし高齢者の増加などが進む中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、隣近所など身近な地域でのつながりが希薄化している状況にあります。住み慣れた地域でみんなが生き生きと暮らし続けることができるまちづくりを目指すためには、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支え合い・助け合うことがますます重要となっています。

本計画では、第1次南関町地域福祉計画において定めた「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念として継承し、福祉に関するより一層充実した取組を図ることで、町民をはじめ、行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉員、福祉サービス事業所、各種関係機関などが、町と社会福祉協議会が協働することにより、すべての町民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

基本理念

誰にでも どんなときにも
やさしいまちづくり



基本理念に基づき、地域共生社会の実現を目指すため、下記の4つの基本目標を設定します。

基本目標

基本目標1

地域で支え合い、助け合うまちづくり

地域での支え合いや助け合いの仕組みと体制を整備するとともに、福祉サービスの提供体制の充実を図ることで、地域において住民一人ひとりが自立性と主体性を持った環境づくりに努めます。

基本目標2

地域に関心を持ち、活気のあるまちづくり

地域福祉を担う人材の確保と福祉教育を通じた人材育成の推進を図り、住民の福祉に対する関心を高めるとともに、地域活動やボランティア活動の活性化により、すべての人が社会参加できる体制づくりを目指します。

基本目標3

地域で安心・安全な暮らしを支えるまちづくり

災害などから町民を守るための活動を進めるとともに、成年後見制度の利用促進や虐待・暴力などの人権侵害への対応、男女平等なまちづくりを目指し、安心・安全な暮らしを地域で支える体制の強化を図ります。

基本目標4

地域のニーズに対応できるまちづくり

地域において子どもから高齢者まで、すべての人が安心して快適に生活できるよう、福祉などに関する相談体制の充実や様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めるとともに、生活環境の整備に取り組みます。

共に支え合う地域コミュニティづくり

2 南関町が目指す

コミュニティソーシャルワークデザイン*

(*用語解説 P99参照)

人口減少・超高齢社会を迎えた我が国では、児童・障がい・高齢・生活保護（困窮者）などの属性別に分断された縦割り型の相談・支援システムから、全世代対応型の包括的支援システムへの転換が喫緊の課題となっています。

地域社会とのつながりや人と人との関係の希薄化により、地域から孤立し、一人で困り事を抱えてしまい、必要な支援を受けられない人がいます。また、親族の介護、失業、ひきこもりなど、世帯で多くの困り事を抱えながら、相談先がわからず、公的なサービスや地域の支援を受けられない人もいます。

本町は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指します。

今ある人や資源のつながりの在り方を検討し、“関わり合う”地域をつくる

- ① 仕組みや枠組みに捉われず、地域課題の解決に取り組む“コミュニティ”づくり
- ② 多様なつながりが生まれ、誰もが社会参加できる地域づくり
- ③ 多様な“コミュニティ”と専門職・行政との連携

地域共生社会の実現へ

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを行い、公的な福祉サービスと住民主体の活動が協働し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

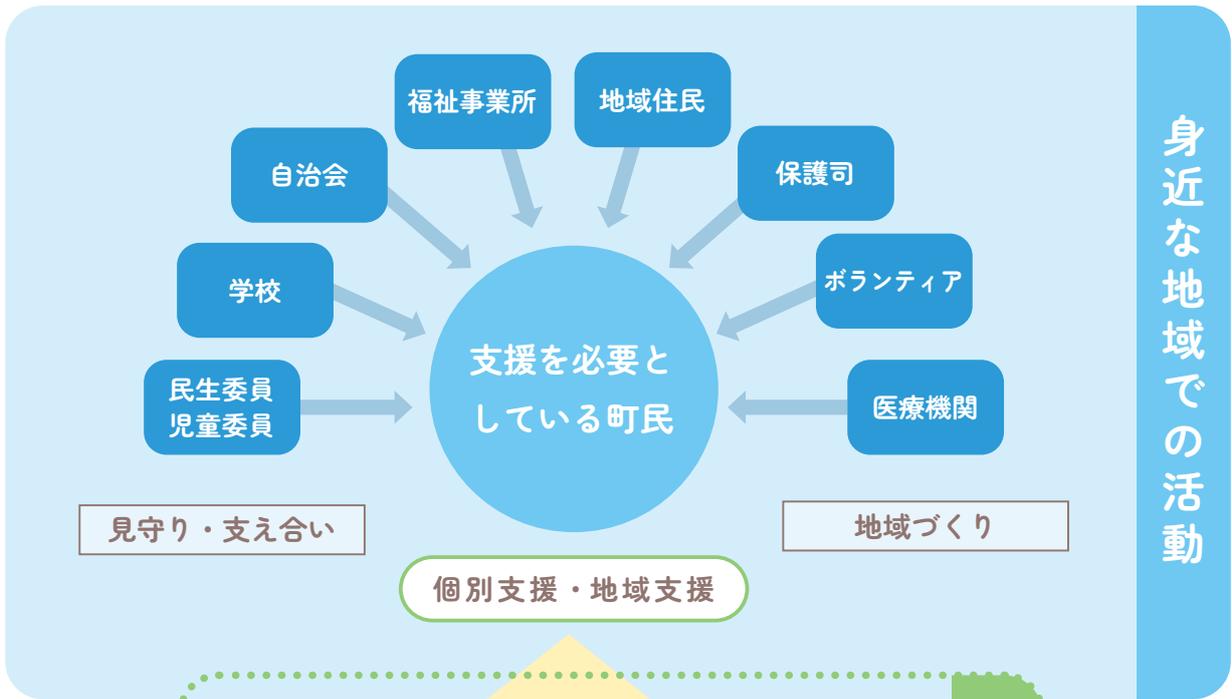
住民主体の
活動

公的な
福祉サービス

コミュニティソーシャルワーク機能の充実

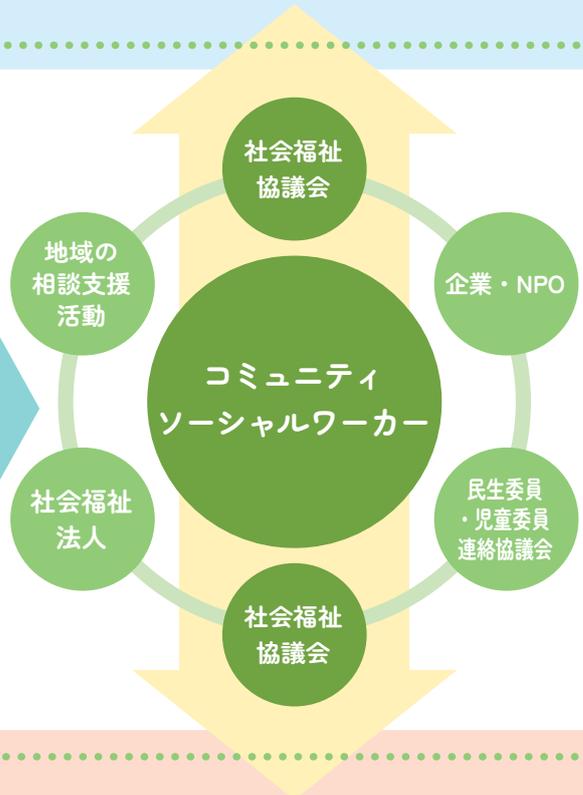
4つのすべての基本目標にかかるコミュニティソーシャルワーク機能の拡充を目指します。これまでの領域別の相談支援体制から、全世代対応型の包括的システムの構築と強化が求められています。行政単独ではなく、多職種多機関、また民間機関（社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、社会的企業など）や住民組織との連携・協働した取組を図るとともに、地域課題の解決に向けた各機関の活動の可視化や住民の困り事の共有体制のシステムづくりの構築を目指します。

身近な地域での活動



地域福祉ネットワーク会議

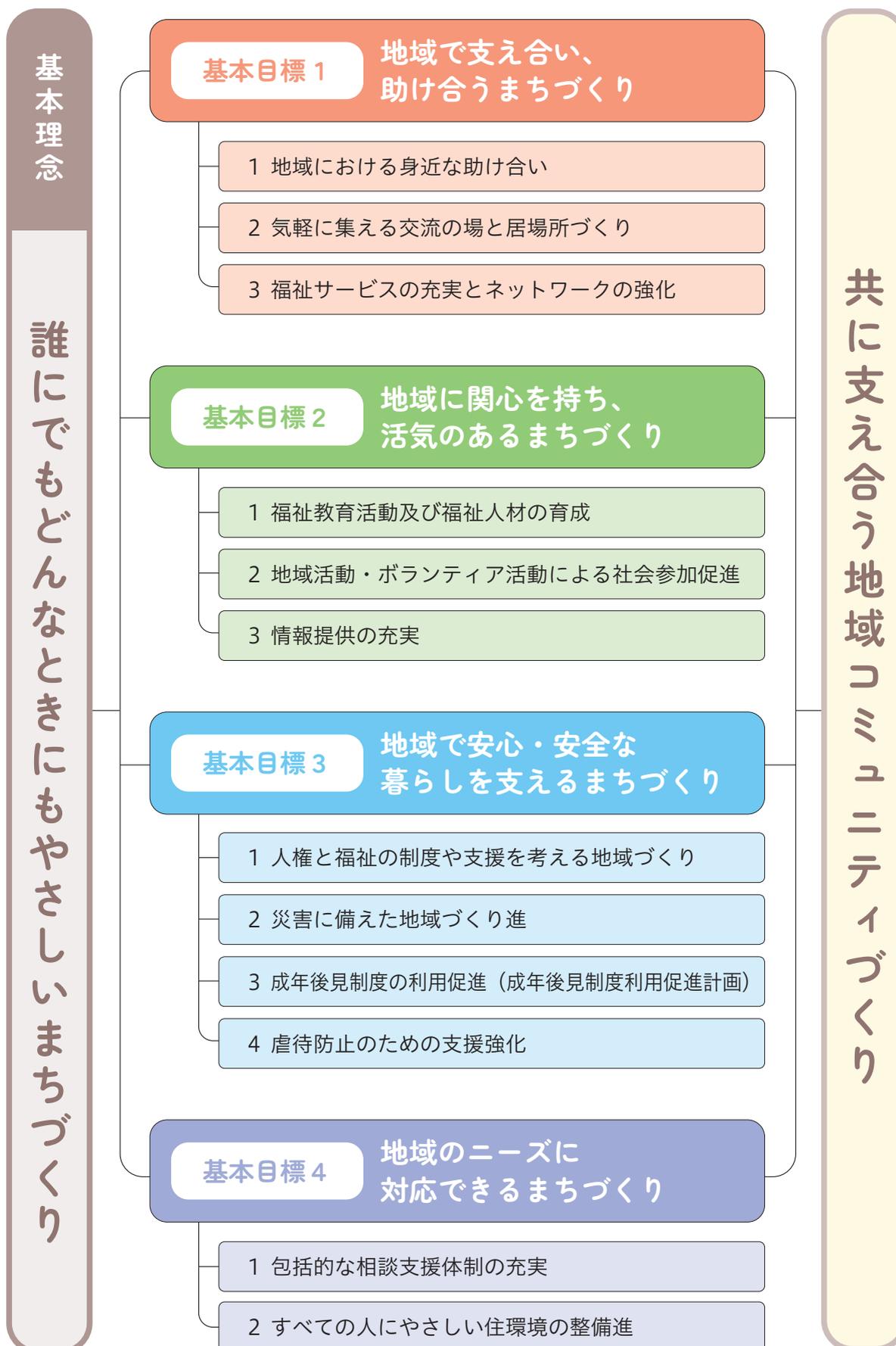
- ・地域における支え合い、相談支援体制づくり
- ・専門機関へのつなぎ、連携体制づくり
- ・多角的な見守り、ニーズ発見
- ・社会資源の開発、ネットワークづくり



地域では解決できない課題



3 施策体系



施策と主な取組

基本目標1 地域で支え合い、助け合うまちづくり

本町においては、若年者の流出等による人口減少の中で高齢化と少子化傾向がさらに強まり、核家族化も進展しています。このような社会現象により、子育てに対する不安、また、高齢者で構成される世帯の増加等家庭での扶助機能の弱体化が大きな問題となっています。

このような状況の中、身近な地域での支え合いや助け合いが重要であり、多世代で交流できる場を通じた豊かな人間関係を築くことができる機会を提供するとともに、子育て世代の親、高齢者、障がいのある方など、地域の様々な人が、気軽に立ち寄れるような居場所づくりを住民主体で築いていけるよう支援します。

また、地域の課題に対応した地域の福祉サービスの充実を図り、住民、地域、各種関係機関が連携しそれぞれにできることを通じて、地域の課題の解決に向けた協働による取組を推進します。

① 地域における身近な助け合い

地域とのつながりが希薄している中、ひとり暮らし高齢者や生活困窮者、障がいを持つ方などの生活に困難を抱える課題も多様化・複雑化しており、家庭だけでは解決することが難しくなっています。

本町において地域での支え合いについては、見守りネットワーク事業や認知症サポーター養成、定期的な元気づくりクラブやふれあい交流会を実施していますが、特に認知症と思われる人への対応として現状では、行政職員が他市で実施される模擬訓練に参加するに留まっており、地域の方々には訓練の必要性を感じていない地区が多くなっています。

お互いに支え合い、助け合うことで同じ地域で生活する誰もが地域において孤立することなく、安心した暮らしができるよう、隣近所など小地域での組織的な支援を進めます。ふれあいサロンの開催箇所を増やすなど、地域住民を主体とした見守り体制の支援に加え、地域住民一人ひとりが参画して、支え合う仕組みづくりの推進や地域交流拠点の充実による地域コミュニティの活性化に取り組みます。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。 • 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所付き合いや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。 • 地域の活動や行事などに積極的に参加するよう心がけましょう。 • 行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢で臨むことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にしましょう。 • 自治会に加入し、地域との関わりを大切にしましょう。
<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけましょう。 • 困り事が生じた場合には、隣近所の中で、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合いましょう。 • ごみ出しや買い物、通院等の外出など、日常生活のちょっとしたことでも十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合いましょう。 • 隣近所に暮らすひとり親家庭や生活困窮者、認知症を抱える人のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合いましょう。 • 隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりの中で支援していくために、行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉員等による見守り活動と協力しましょう。 • 行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て世帯、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を進めましょう。 • 行政区などの小地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会を提供しましょう。 • 高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人たちに対する見守り活動を充実させるため、住民と行政区、民生委員・児童委員等の中でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化を進めましょう。 • 認知症と思われる人が、町で戸惑っている時の声かけや情報伝達など、実際の場面を想定した模擬訓練の実施を進めましょう。 • 民生委員・児童委員など限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動の在り方について検討を進めましょう。 • 福祉サービス事業所は地域に開かれた事業活動を目指し、地域における福祉活動に対して積極的に協力しましょう。 • 事業者はその事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めましょう。
<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の助け合いや支え合いの仕組みと体制を整え、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。 • 校区ごと地域福祉ネットワーク会議（座談会）を開催し、地域の問題に対して早期発見、早期対応の体制づくりを進めます。 • 民生委員・児童委員による定例会（月1回）での事例検討、部会ごとの勉強会・研修等を支援し、意識向上を図ります。

<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ご近所のちょっとした困り事を住民同士が支え合うサービスとして会員相互のもやい生活支援サービス活動の実施を進めます。 • 隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。 • 行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て世帯、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。 • 福祉員の制度について住民に周知し、活動への理解と協力を求めるとともに、福祉員の活動を支援します。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃からの隣近所でのつながりや自治会の必要性の周知、自治会の加入促進を行います。 • 隣近所や地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。 • 地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりを進めます。 • 事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取組となるよう関係者間で検討し、調整を図ります。 • 認知症と思われる人が町で戸惑っている時の声かけや情報伝達など、地域と協力しながら実際の場面を想定した模擬訓練を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。 • 区長や民生委員・児童委員をはじめ、小地域に配置された福祉員による見守り活動を支援します。

2 気軽に集える交流の場と居場所づくり

誰もが暮らしやすい地域をつくるためには、外出先でのあいさつ、簡単な言葉の取り交わしなど、日々の暮らしの中でお互いを知り、顔の見える関係づくりが大切です。

身近な地域のみんが交流できる場の創出や地域団体・住民などが主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な居場所となります。誰もが気軽に立ち寄り、相談できる場の充実に取り組み、多世代交流を通じて孤立やひきこもりの予防や子育てに関する悩み・不安の解消、地域の情報交換ができるきっかけの場として安心して暮らせる地域社会の推進に取り組みます。

また、町には大型宿泊施設があり多くの外国人宿泊観光客が訪れていますが、町や住民との交流は行われておらず、今後町との交流機会を増やす施策が必要となっています。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけましょう。 • 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけましょう。 • 地域で取り組むサロンに参加するよう心がけましょう。 • ご近所同士でお茶会をするなど、色々な人の話し相手になりましょう。 • 町内の利用できる施設などを活用して、集いの場とその機会をつくりましょう。
--------------	--

<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政区の公民館などを活用した身近な場所で、気軽に集える機会を積極的に設けましょう。 • 地域で取り組む高齢者サロンや子育てサロンなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンの内容を工夫しましょう。 • 高齢者と子育て世帯など、多世代間で集い、それぞれの特徴を活かし交流を深めることのできる場の創出や機会の充実を図りましょう。 • 高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図りましょう。
<p>社会福祉 協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公民館などを活用した居場所づくりを積極的に支援します。 • 地域で取り組むサロン活動を支援します。 • 家族介護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることのできる場や機会をつくり、充実を図ります。 • ふれあいいいききサロンの開催を促すことで、地域での孤立を防ぐことを目的に、交流の場所づくりを行う活動に対して、立ち上げ支援と助成金の交付を行います。 • 地域包括支援センターと連携し、認知症家族支援の会において活動支援及び情報交換を行います。 • 町福祉課主催の子どもと高齢者の世代間交流事業に協力します。 • 住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う（福祉学習、世代間交流、防災訓練など）に助成金を交付します。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 健康推進課 まちづくり課</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域で取り組むサロン活動を支援します。 • 公民館や空き家を活用した地域での交流拠点・居場所づくりを支援します。 • 各関係課と連携し、子どもたちに対して無料の学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりの拡充に努めるとともに、施設等の体制整備を推進します。 • 介護予防に関する出前講座や運動教室などの元気づくりクラブを開催し、交流の場を提供します。 • 町内在住や町を訪れる外国人との交流機会の創出を推進し、国際・文化交流に努めます。

③ 福祉サービスの充実とネットワークの強化

本町においては、「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者プラン・障がい福祉計画」などの個別計画に基づき、各種サービス提供の充実に努めているところであります。

すべての人が共に住み慣れた地域で生活をするためには、子育て、健康づくり、疾病予防、医療、リハビリ、介護へと連なる福祉サービスにおいて利用者の意志に基づき提供されることや少子・超高齢社会の進展に伴い、住民からは様々な福祉サービスが求められていることから、子育て支援の推進や介護保険制度の改革による地域包括ケアシステムの構築により各種福祉施策の充実を図り、民間活力を積極的に活用するなど、サービスの効率化を推進します。

地域の課題や利用者の要介護度、心身の状況に応じた地域の福祉サービスの更なる充実が図られるよう、地域住民と各関係機関が連携した協働のネットワーク体制づくりに取り組むとともに、

利用者のニーズに合った適切な支援サービスが提供できるよう職員の資質向上に努め、福祉サービスの質の向上を図ります。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する情報を広報誌やホームページなどであらかじめ確認しておきましょう。 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、納得がいくまで説明を求めましょう。 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用しましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めましょう。 福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きましょう。 サービス利用者の意見を聴いて、より良いサービスの提供に努めましょう。 従業員の意識啓発・資質向上のための研修などを行いましょ。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員協力のもと、ひとり暮らし高齢者（75歳以上対象）誕生祝いの粗品及び保育園・幼稚園・幼児園の子どもたちの手作りプレゼントを届けます。 要介護認定者で介護を必要とされる方が、在宅で安心して日常生活を送るためにホームヘルパーが家事援助および、身体介護を行います。 要介護の方が適切な在宅サービスの利用を受けられるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成します。 ファミリー・サポート・センター事業において、児童の預かり支援を希望する人と援助者として希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うとともに、協力会員の養成を進めます。 障がいのある人に対して、ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います。 身体障がい者福祉協議会の運営に対して、必要な支援や助成金の交付及び団体の活動を支援します。 精神障がい者家族会の運営に対して、必要な支援や助成金の交付及び団体の活動を支援します。 利用者本人が住みなれた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスを提供します。 低所得者などの生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様化している福祉課題の改善に向けた適切な支援を進めます。 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合に、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて熊本県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。 公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討や実施に努めるとともに、住民が抱える福祉課題に的確に対応していくため新しいサービスを積極的に開拓します。 一時的な福祉用具のレンタルなど、福祉用具貸出サービスの利用促進に努めます。

<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者移送サービス事業など各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めるとともに、各関係課が連携してサービスの質や量の充実を図ります。 • 障がい者移動支援事業の実施など住民からのニーズに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。 • 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取組について啓発します。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 まちづくり課</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。 • 福祉サービスを必要とする高齢者や子ども、障がいのある人ならびにその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議や南関町地域虐待防止対策連絡協議会、自立支援協議会などの更なる機能充実を図ります。 • 低所得者などの生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑化・多様化している福祉課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。 • 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。 • 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。 • 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。 • 介護支援専門員の資質向上や高齢者個人に対する支援の充実を図るため、定期的に地域ケア会議を開催します。

基本目標2 地域に関心を持ち、活気のあるまちづくり

少子高齢化の進行や、福祉ニーズの多様化に伴い、支援サービスや地域活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。

本町においては、これからの地域福祉を推進していくため、福祉教育活動を通して地域に住むすべての人が福祉や地域活動について関心を持つとともに、一人ひとりの社会参画が求められており、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題となっています。

地域の困り事を「我が事」ととらえ、「人與人」「人と地域」が「丸ごと」つながる地域共生社会を目指すため、幅広い人たちが気軽に参加できる機会の充実や、サロン活動・グループ活動の支援を図るとともに、孤立しがちな人を地域社会とつなげていくきっかけづくりに取り組みます。

さらには、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの情報発信力の強化やサービスの提供体制の充実を図ります。

① 福祉教育活動及び福祉人材育成

本町においては、生活支援コーディネーターやシルバー人材センター、NPO 法人等の関係機関と連携し、地域における生活支援の担い手の発掘・育成、地域のニーズと支援者のマッチング等、住民一人ひとりが参画する支え合いの仕組みづくりの推進を行っていますが、事業内容の固定化や少子高齢化の進行に伴う講師の高齢化、福祉に関する取組・支援が多種に渡っていることから支援体制を構築するための担い手不足が課題となっています。

多様化・高度化する福祉のニーズを的確に把握し、住民の誰もが、いつでも、自由に学習できる機会の提供と社会教育施設の充実を図り、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、子育てや障がい、介護、生活困窮者など福祉に対する正しい知識を持ち、社会的な障壁や理解不足を解消していくことが重要です。

若年層から高齢者まで幅広い世代へ福祉に関する教育をするなど、地域福祉に関する活動が盛んなまちづくりを目指すことで誰もが地域社会で活躍することができ、地域福祉の担い手となる自ら主体的に参加できる人材の育成を推進します。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、どのような活動が行われているのか把握するようにしましょう。 福祉に関する理解や意識を持ちましょう。 福祉についての必要性や重要性を理解しましょう。 出前講座や各種研修などに積極的に参加しましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源や人材を活かしながら、人権ならびに福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などを開催するとともに、その継続に努めましょう。 保育園や認定こども園、小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育ての不安解消、介護や支援の方法などについて学ぶ機会を提供しましょう。

<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の制度や支援の方法などについて学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児を預けることができるよう努めましょう。 小中高生に対して交流会や体験学習などの機会を提供しましょう。 従業員の専門知識向上と福祉に関する意識の向上を図りましょう。
<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会や講習会への参加を通して職員の資質向上を図ります。 児童生徒や地域の人たちを対象とした福祉教育の充実を図ります。 人権ならびに福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会等を開催します。 小中学校で福祉体験学習や認知症絵本教室などの福祉教育を行います。 小学生を対象に夏休みひまわり教室を開催し、福祉学習、学習支援等を行うとともに、様々な世代とふれあう機会を提供します。 小中学校や地域住民、ふれあいサロンで認知症サポーター講座を開催します。 小学4年生以上を対象に福祉のお仕事体験（小学生ワークキャンプ）を開催し、福祉施設の見学や利用者の方との交流を通し、偏見や差別のない心を育むことを目的に実施します。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 教育課 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会や出前講座等を必要に応じて実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取組を進めます。 福祉の制度や支援の方法などについての学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児を預けることができるよう努めます。 広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、地域福祉への関心や普及啓発を図ります。 幼児教育から学校教育を通じ、国際感覚に富む人材の育成に努めます。 町職員に対して福祉教育に関する研修等を開催します。 平成3年4月より設立されている「人材育成基金」の普及・啓発を図るとともに、今後の地域福祉を担う人材確保や人材育成を目的とした研修会を支援します。 学校や事業所、関係機関等と連携し、福祉体験プログラムや教材などの充実を図ります。 小・中学校の「総合的な学習の時間」などを活用し、障がい者との交流や車いす、アイマスク体験等を行うことで幼少期からの福祉教育の啓発を図ります。

② 地域活動・ボランティア活動による社会参加の推進

ボランティア連絡協議会の構成団体に関しては、団体を構成する層の高齢化が進み、新たな会員の獲得が課題となっていますが、これまでの養成講座に加え、ボランティア連絡協議会での活動を通じ、構成団体内の連携を深め個々のボランティア育成につなげます。

本町において実施している「元気づくりシステム事業」を活用し、地域の方が率先して地域課題の解決などに向けた活動を行うとともに、心身の健康を保つために、学びや就労、交流、体験

活動等に誰もが生涯に渡って取り組むことができるよう、世代間交流事業、スポーツ大会、ボランティア活動の場の提供、生涯学習事業等を定期的の実施し、もっと多くの方に興味関心を持って参加してもらうための工夫を図ります。

シルバー人材センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域活動、ボランティア活動を含む高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みます。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区や老人クラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、積極的に参加するよう心がけましょう。 ● 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけましょう。 ● 子どもと一緒に地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にしましょう。 ● ボランティア活動に参加する気持ちを大切にしましょう。 ● 趣味や特技、経験を活かしてボランティア活動に参加しましょう。 ● 地域活動を通じ、高齢者や障がいのある人などの生きがいづくりや社会参加への関心を高めましょう。
<p>地域・事業所・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や行政区で行われている活動や行事、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促しましょう。 ● 地域の活動や行事については、多様なライフスタイルの在り方を尊重しながら、年齢や障がいの有無に関わらず多くの人たちが参加できるよう工夫しましょう。 ● 誰もが参加しやすい地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を提供しましょう。 ● 転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めましょう。 ● ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取組を進めましょう。 ● ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場においてボランティアの要請に積極的に応じ、活躍の場を広げましょう。 ● 福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きましょう。 ● サロンの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めましょう。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や行政区が実施する活動や行事を支援します。 ● 町内で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティアの楽しさを伝える取組を進めます。 ● ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、更なる充実を図ります。 ● ボランティア活動の実践への支援を行います。 ● ボランティア団体相互の交流を図り、情報交換を行います。 ● ボランティアセンターや公民館等の地域施設の有効活用に努めます。

社会福祉協議会 の役割	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図り、社会参加の機会を図る環境づくりを進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う活動（福祉学習、世代間交流、防災訓練等）に助成金を交付します。
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの調整を中心に、ボランティア連絡協議会のボランティアセンター運営や情報の発信を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 町内小中学校及び、幼稚園、認定こども園、保育園へボランティア活動助成金の交付を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 傾聴ボランティア団体の活動支援を行い、老人福祉施設との調整を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 町民の健康と福祉に対する関心を高めることを目的に、健康推進課と合同で南関町健康と福祉のつどいを開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを調整し、障がい者支援施設のクリスマスイベントで利用者にクリスマスプレゼントを渡すなど各種イベントを行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 町内の福祉団体、福祉施設利用者等がスポーツを通して親睦を深めることを目的に福祉スポーツ大会を開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア連絡協議会の会報を年1回発行します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。
	<ul style="list-style-type: none"> 行政区や各種団体などが連携した活動を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア育成のための支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域を基盤として活動している女性グループの育成やリーダー養成に努め女性の地位向上や社会参画を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> シルバーヘルパーに対する助成を行うなど、老人クラブ連合会「いきいき輝きボランティア活動」への支援を行います。
関係課 福祉課 健康推進課 総務課	

3 情報提供の充実

現在、行政情報等の周知のために月1回の「広報なんかん」の発行やホームページの開設、緊急情報等については防災行政無線を活用、年間行事等については町民カレンダーにより情報の提供を行っています。

身近な地域の相談員である民生委員・児童委員についても、委員改選後に広報誌にて紹介していますが、改選時だけの周知では情報が行き渡っていない状況です。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯の増加などにより、すべての人に適切な情報が行き渡っていないとともに支援につなぐ家族の協力を得ることが難しくなっています。

今後においても、制度の狭間で十分なサービスが行き届いていない人が社会的に孤立することがないように、地域福祉の情報を年代に応じた分かりやすい提供方法やより親しみやすい公聴・広報に努め、誰もが必要なサービスや支援が受けられるよう取り組みます。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を積極的に身に付けましょう。 • 必要な福祉に関する支援の情報を周囲に求めましょう。 • 福祉に関する支援等についての説明会などに積極的に参加するよう心がけましょう。 • どのような福祉に関する支援の情報が必要なのかを関係機関の窓口伝えるなど、積極的に発信しましょう。
<p>地域・事業所・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 回覧板を活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達しましょう。 • 福祉に関する支援について情報交換や意見交換ができる場を設けましょう。 • 福祉に関する支援についての説明会などを地域で開催しましょう。 • 行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉員などによる見守り活動の中で、福祉に関する支援の情報を提供しましょう。 • 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知しましょう。 • 福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明しましょう。 • 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催しましょう。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。 • 社協だより（年4回発行）で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。 • 社協だよりやホームページ、パンフレットの文字を大きくするなど工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。 • 地域や学校、ふれあいサロンなどに参加し、福祉に関する支援や地域での福祉活動についての情報提供を行います。 • 福祉に関する支援についての情報を提供する窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要な支援の利用につながるよう十分に配慮します。 • 福祉に関する支援についての情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。 • 生活支援コーディネーターが月1回開催する協議体において、ニーズの把握やサービスの開発等に取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進します。 • 無料法律相談会（年5回）を防災行政無線や広報誌などを活用して周知します。 • インターネットを活用される住民へ情報を発信し、本会事業への理解を進めます。
<p>行政の役割 関係課 福祉課 健康推進課 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 広報誌で、福祉に関する支援についての情報の提供の充実を図ります。 • 高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する支援についての情報提供を工夫します。 • ホームページの閲覧については、今後においても文字の拡大や読み上げ機能により、受け手に配慮した情報提供を行います。

<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 健康推進課 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する支援内容や利用の手続きなど、情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子を作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の組織や団体、保育園や認定こども園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉に関する支援についての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターなど、福祉に関する支援についての情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談等によるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する支援についての説明会を地域において開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する支援についての情報を提供する窓口では、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、自宅へ訪問してサービスの紹介を行うなど、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。
	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに掲載している介護、高齢者、障がい福祉サービスの内容や利用方法を定期的に更新し、支援の継続を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。また、遠方に暮らす家族に対しては書類と電話にて説明を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌や行政防災無線などを活用し、障がい者のスポーツ大会、ハートフルコンサート活動等の更なる周知を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌での連載コーナーや町のホームページにおける消費生活相談専門のコーナー及び誘導バナー等の定期的な更新を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事、子育て、介護など家庭生活への関心を高めるための男性向け講座の開催を検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共に子育てについて考え、関与することができるよう、ホームページ等における子育て支援に関する情報の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 広報誌に障がいに関する特集記事の掲載やインターネット、防災無線などを利用した啓発を行います。 	

基本目標3 地域で安心・安全な暮らしを支えるまちづくり

安心・安全に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発や、共助による防犯・防災活動をさらに広げていくことが重要です。

地域の消防については、若者が少なくなった現在では消防団員の確保が困難な地域もあり、自主防災組織の強化・充実が求められています。また、本町における防災行政無線のデジタル化への対応は完成間近となっていますが、大規模災害や有事に備えた施設整備や体制整備、人口減少等により適正な管理がなされていない空き家などへの対応を図り、住民が安心した生活ができるまちづくりを推進します。

認知症の高齢者や知的または精神障がい者など、判断能力が不十分な人の増加が予測されることから、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

今後もさらなる高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や認知症などにより権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、国の関連施策の動向を踏まえつつ、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携してこれらの権利擁護対策に係る取組を推進します。

① 人権と福祉の制度や支援を考える地域づくり

本町では、「南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、人権フェスティバルやPTA 出前研修、集会所学習会による指導者研修等の開催、毎月の広報による啓発をはじめ、就学前及び学校教育と社会教育の連携による系統的な学習を行っています。

南関町に住む人が、人権教育・啓発の目標である「すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させること」を理解し、人権文化が根付くまちづくりを推進します。

また、南関町に住む人がお互いに尊重し合い、支え合う社会の実現に向けて、第2次南関町男女共同参画計画に基づき、意識向上・啓発活動を推進するなど、職場や家庭、地域におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に努めます。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 人権や福祉の在り方について理解を深めましょう。 人権ならびに福祉の制度や支援の方法などに関する学習会へ積極的に参加しましょう。 認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供しましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源や人材を活かしながら、人権ならびに福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会を開催し、かつ、その継続に努めましょう。 保育園や認定こども園、小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて学ぶ機会を提供しましょう。

<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の制度や支援の方法などについて学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児を預けることができるよう努めましょう。 事業所においての男女共同参画意識啓発のため、研修の場を設けるとともに男女が意欲と能力に応じた均等な機会と待遇を受けることができるよう、男女平等の意識づくりに努めましょう。
<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権ならびに福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会を開催します。 小学4年生以上を対象に福祉のお仕事体験（小学生ワークキャンプ）を開催し、福祉施設の見学や利用者の方との交流を通し、偏見や差別のない心を育むことを目的に実施します。【再掲】
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 健康推進課 教育課 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権や福祉の在り方をテーマとした講演会などを開催します。 人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれに関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。 福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会や出前講座を必要に応じて実施し、福祉の制度や支援の方法について理解を深める取組を進めます。【再掲】 福祉の制度や支援の方法などについて学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児を預けることができるよう努めます。 広報誌やホームページ等を活用し、男女共同参画について普及・啓発を行います。 多様な価値観を持つ児童、生徒の育成のため、「総合的な学習の時間」を活用した国際理解教育の推進を図ります。 男女が互いに人権について理解し、尊重し合う意識の確立を目指し、男女平等の視点に配慮した講演会やセミナーを開催します。 発達段階に応じた人権教育を推進するため、学校教育や社会教育、家庭教育のそれぞれの主体性を尊重し、相互間における連携の充実を図ります。 男女共同参画週間（6月23日～29日）に町立図書館に特設コーナーを設置し、男女共同参画について理解を深めるための学習機会を提供します。 LGBT（性的少数者）などに関する理解と認識を深めていただくため、ホームページやパンフレット等による理解促進を図ります。

2 災害に備えた地域づくり

本町では、地域において、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業の推進を図り、協力事業者(29事業所:平成31年1月現在)と協定を結んでいます。近年の水害などの自然災害をきっかけにあらかじめ避難場所や避難経路の確認を住民の方ができているため、避難所開設の際はスムーズに避難行動ができている状況にはありますが、自主防災組織の活動を担うリーダーやリーダーを支えるフォロワーの人材育成が進んでいないことや本町の自主防災組織の代表者は、大多数が区長や区の役員が兼務しており、1～2年で交代してしまうため、なかなか人材の育成ができていない状況にあります。

災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール送信サービス「愛情ねっと」やデジタル化に向け完成間近となっている防災行政無線を十分に活用し、住民への迅速な情報伝達を行い、災害による被害への防止対策が必要です。自主防災組織による災害発生時の情報伝達訓練、避難訓練等を実施するとともに、消防団や自主防災組織の強化・充実を図ります。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、あらかじめ防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきましょう。 • 町が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取組について理解し、可能な限り協力しましょう。 • 地域での防災や減災に関する取組に積極的に参加しましょう。 • 自分の身は自分で守り、地域の安全は地域で守るという意識を持ちましょう。 • 町の総合防災マップや地域防災計画を確認し、防災意識を高めましょう。
<p>地域・事業所・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。 • 防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めましょう。 • 自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えましょう。 • 災害時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きましょう。 • 災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となる様々な対応を想定して、防災訓練を実施しましょう。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に活躍できる災害ボランティアの育成を進めます。 • 災害ボランティアセンターの運営について、マニュアルに基づき、同センターの設置に向けた自主防災組織による訓練を行い、運営体制やマニュアルを見直ししながら、充実を図ります。 • 災害時の対応について、近隣市町の社会福祉協議会と連携強化を図ります。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全世界に配布している総合防災マップを活用し、避難場所や避難経路などについて更なる周知を行うとともに、住民が安心して避難できるよう支援します。 • 自主防災組織活動の活性化を図るため、引き続き自主防災組織における訓練等に対し、助成金を交付するなどの支援を行います。 • 住民の防災意識を高めるよう、広報誌や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 • 南関町災害時避難行動要支援者避難支援プランを活用した避難行動要支援者名簿の更新や活用などに関わる取組についての理解と協力を求めています。 • 広報誌にて災害に対する日頃の備えなど、災害時に必要となる啓発記事を記載するとともに、住民参加型の避難準備情報等の伝達訓練や防災訓練を2年に1回実施します。 • 町の福祉避難所として活用している交流センターをはじめ、対応が困難な高齢者や障がい者については、拠点福祉避難所として受け入れ先である民間福祉施設（5ヶ所）との連携を図り、体制を整備します。 • 自主防災組織と南関町防災士、女性消防団との合同訓練等を実施します。

行政の役割 関係課 福祉課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路において必ずしも安全とは言えない区間等について調査を行い、ハザードマップ等に注意事項を示します。
	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路が冠水や土砂崩れで通行止め等になった場合でも住民が安全に避難できるよう、複数の避難経路を考えておくよう周知します。
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団活動の大切さを伝え、男女団員の確保に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 昼間は地域に消防団員が少ないことから、地域における自主防災組織の強化・充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時、メール配信サービス「愛情ねっと」にて登録者に対して防災情報等を配信するとともに、配信内容を具体的に記載するなど緊急時における情報伝達の強化を図ります。 自主防災組織連絡協議会の活動や災害時避難行動要支援者避難支援プランによる登録申請を推進します。

3 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

認知症、障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちにとって、生活基盤の安定に向けた年金・手当の制度、不当な犯罪被害から障がい者等を守るための権利擁護サービスなど、求められる支援は多岐に渡っている状況ですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に周知されていないまたは利用されていない状況です。

意思決定を尊重し、その決定を支援する体制が整備されるために、地域の支援者などへの普及・啓発に努め、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を進めます。

なお、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、本町の成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してことを目的として、本項を成年後見制度利用促進計画として位置づけ、成年後見制度の利用を促進します。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 制度の内容を把握し、家族と相談しておきましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの適切な利用のため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要に応じて活用するよう心がけましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業の意識啓発、相談窓口の周知に努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業所などは関係機関との連携に努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者が集まる場所で制度についての情報提供を行いましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 制度の利用が必要と思われる人は、行政機関へ連絡しましょう。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結び付ける体制を整備します。
	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の広報に努め、支援関係機関と連携しながら適切な利用を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理を含む地域福祉権利擁護事業の利用促進に向けて周知するとともに、生活支援員の人員の確保と質の向上に努めながら、本事業の円滑な実施を進めます。

<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な高齢者、認知症の方、障がいのある人等に対し相談援助や金銭管理等の生活支援を行います。 ・地域福祉権利擁護事業に該当しない方、施設入所者などに対し、通帳、印章などの預かりサービスを行います。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 総務課</p>	<p>成年後見制度利用促進計画</p> <p>1 支援を必要とする人が、本人が望む生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげることができるしくみとして、中核機関・チーム・協議会を構成とする地域連携ネットワークを構築します。</p> <p>① 中核機関の設置・運営 本町の権利擁護支援の中核を担う機関として、(i) 広報・啓発の強化 (ii) 相談機能の強化 (iii) 成年後見制度の利用促進 (iv) 成年後見人支援機能を持つ「中核機関」を設置・運営します。</p> <p>② チームによる対応 中核機関には、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人によるチームを組織し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。</p> <p>③ 協議会の設置・運営 チームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うとともに、連携ネットワークの役割が適切に機能するよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・解決に向け協議会を設置・運営します。</p> <p>2 判断能力が十分でない人でも、財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることができるようにするため、各分野の関係機関と連携しながら、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業のニーズを把握し、利用促進を図ります。</p> <p>3 成年後見制度利用促進の組みを踏まえたニーズを把握しながら、必要に応じて成年後見人の育成や法人後見の担い手について検討します。</p>

4 虐待防止のための支援強化

児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の早期発見や防止に努めるとともに、ヤングケアラーについては、未だ社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても子ども自身や周囲の大人が気付くことができないといった現状があります。民生委員・児童委員を中心とし、関係機関と連携して速やかに早期発見、情報共有、実態把握を行い、適切な対応が求められています。また、臨床心理士など専門的知識を有する人材も必要となってきます。

高齢者虐待防止推進協議会や要保護児童対策地域協議会等との連携を図りながら、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進め、早期に対応していく体制を構築します。

<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めましょう。 ・積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。 ・高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子が気付いた時には、警察や児童相談所、町の担当課へ速やかに連絡しましょう。
--------------	--

<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所で互いに協力しながら見守りを心がけましょう。 ・地域での集まりや地域活動、行事の中で、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくりましょう。 ・高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら声かけや見守りを進めましょう。
<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。 ・虐待についての相談窓口や、地域からの連絡先に関する窓口の情報を提供します。 ・虐待の防止や、虐待が発生した場合の支援について、町や関係機関と連携を強化します。
<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について研修を行い、学ぶ機会の充実を図るとともに、保護者向けの虐待防止講座の運営を検討します。 ・虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図るとともに相談支援機関や民生委員・児童委員などと連携を図ります。 ・福祉課内の子ども家庭支援員兼要対協調整担当者を配置し、地域からの虐待に関する連絡に対し、きめ細かいケアや支援の更なる充実を図るため、支援に向けたケース会議などを行います。 ・高齢者虐待や児童虐待、障がいのある人に対する虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、定期的な実務者会議を開催し、現状の把握や今後の支援方策の共有に努めます。 ・虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 ・虐待の被害にあった子どもや高齢者、障がいのある人を保護した後、児童相談所など関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。 ・里親制度の充実に向けた取組を図ります。 ・虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら取り組みます。 ・地域における子育て支援のネットワーク化を進め、児童虐待の防止と早期発見に努めます。 ・福祉課内の子ども家庭支援員兼要対協調整担当者を配置し、更なる虐待問題に対する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。 ・南関町地域虐待防止対策連絡協議会を必要に応じて随時開催します。 ・「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、既存の「子育て世代包括支援センター」と一体化することで、虐待の早期発見・対応を行うとともに、虐待防止に対する機能強化を図ります。 ・配偶者やパートナーからの暴力、又は暴力的な言動は決して許されないという認識が広がるように広報誌やホームページへ掲載します。 ・セクシャル・ハラスメント、DV、デートDVの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場での啓発活動に努めます。 ・広報誌やホームページ等を活用し、ヤングケアラー対策に関する情報提供や普及・啓発の充実を図ります。

基本目標4 地域のニーズに対応できるまちづくり

ライフスタイルの多様化やライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難なケースや福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要とする、いわゆる「制度の狭間」への対応を含めた、包括的な支援体制の構築が求められています。課題を抱えている人の早期発見と、必要な支援につなげる仕組みづくりが必要です。地域で複雑な困り事や悩み事を抱える個人や家族に対して、相談しやすい環境と適切な関係機関等につなげる連携体制を整えるなど、分野を横断した相談支援体制づくりに取り組みます。

また、今後は高齢化が加速し、免許証を返納するなどにより交通手段を持たない住民が増えることが予想されます。町内には医院が少なく診療科目が限られていることや、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加などにより、買い物支援や町外への通院手段の確保が課題となっています。地域に暮らすすべての人にやさしい住環境の整備に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい社会を目指したバリアフリー対策を含めたユニバーサルデザインの導入と意識の向上を図ります。

① 包括的な相談支援体制の充実

地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制が求められています。

地域では、平成29年より子育て世代包括支援センターの設置を行い、様々な子育てに関する相談に対応してきたとともに、民生委員・児童委員を中心に福祉制度や日常生活に関わる必要な援助・支援を行っていますが、悩みを自己発信できていない人や制度の狭間にある人が抱えているニーズや潜在的な問題については、十分に支援が行き届いていない可能性が考えられます。

相談内容が多様化・複雑化している中、各種相談窓口の周知を図るとともに、相談体制及び医療機関をはじめ、福祉課や健康推進課、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を図り、重層的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> • 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談しましょう。 • 自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱え込まず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけましょう。 • 家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけましょう。 • 必要に応じて広報誌やホームページなどを利用するなど、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集しましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> • 近所付き合いを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きましょう。 • 隣近所の人困り事で悩んでいたら、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関に気軽に話してみるよう声をかけ合いましょう。 • 隣近所の人の子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたり、困り事を抱え込んでいたりしたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合いましょう。

<p>地域・事業所 ・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について住民に周知するよう心がけましょう。 相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めましょう。 相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めましょう。 福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口について周知しましょう。 生活上での困り事について、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎましょう。 福祉サービス事業所が利用者やその家族にとってより身近で気軽な相談の場となるよう、相談機能の向上に努めましょう。 福祉に関する支援についての相談に応じる福祉サービス事業所では、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図りましょう。 利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践しましょう。
<p>社会福祉協議会 の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できる環境と相談しやすい体制を整えます。 積極的に地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を行います。 地域において相談支援に携わる人たちに対し研修を行い、スキルアップを図ります。 定期的に福祉相談や法律相談などを行う総合相談などでは、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。 専門性の高い相談支援への対応と相談者の利便性の向上のため、町や地域包括支援センターなどの間で情報交換や連携を強化します。 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。 生活よりそい相談センターにて、住民の困り事に対し福祉の専門機関やあらゆる社会資源を活用してサポートします。 心配ごと相談会を毎月第2、第4木曜日に開催します。相談内容が専門知識を必要とする場合は、法律相談、専門相談の情報提供を行います。 地域福祉ネットワーク会議（民生委員、区長、福祉員参加）を実施し、地域の情報共有と見守り、相談支援につなげます。 生活が困窮状態の方への相談援助や就労支援などを行います。 一時的に生活が困窮している世帯の経済的自立を目的に、必要な支援を行います。 低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯など、安定した生活に向けた支援を行います。 医療費の支払いが困難な世帯に対して支援を行います。
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に取り組みます。

<p>行政の役割</p> <p>関係課 福祉課 健康推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> どのようなことが、どこに行けば相談できるのかを分かりやすくするため、多岐にわたる各種相談窓口をコンパクトに整理しながら周知を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す相談支援を実践します。
	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。
	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託、他の窓口での相談内容事例を通じた職員のスキルアップなど、相談支援体制の強化に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い相談支援に対応するため、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ同行しながら支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域において相談支援に携わる人たちに対し研修を行い、スキルアップを図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多様化している福祉課題の解決に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 有明圏域において設立している「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」と連携し行政と事業所との更なる情報交換・共有の充実を図るとともに相談支援体制の構築に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターや健康推進課など、子育てについて気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターなどと連携し、子育て相談や家庭訪問等による保護者への支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 本町内での相談支援事業所、有明圏域で委託している相談事業所との更なる連携強化を図ります。 	

② すべての人にやさしい住環境の整備

社会福祉協議会が実施している高齢者移送サービスについては、利用者数に限りがあるといった状況であります。乗合タクシーとの併用により、利用者の利便性は向上していますが、本町においては、路線バスの利用者減少や利用できるタクシーの運行台数が限られているといった課題があります。

住民の買い物支援や医療ニーズに応えるため、公共交通機関などの交通手段の確保、福祉員や生活支援コーディネーターをはじめとする各種関係機関が連携した通院支援に努めるとともに、救急医療体制の強化を図ります。

また、通いの場である施設は、自然災害等が増加してきた近年の状況からすると防災の避難所としての利用も増えてくることが予想されるため、施設のバリアフリー化は必要に迫られています。今後も施設の整備や通いの場の在り方の見直しが必要となっており、誰もが安心して利用で

きる場の提供に取り組みます。加えて、公営住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、高齢者に配慮した住まいの整備や確保に取り組むことも必要です。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用し、外出機会を増やしましょう。 通院や買い物など、移動に困っている人がいたら可能な範囲で支援しましょう。 施設や生活の場において不便だと思えば役場などに相談してみましょう。
地域・事業所・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者間で協力関係を築きながら検討を進めるとともに、事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めましょう。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> みまもり弁当宅配サービスにより、高齢者向けの弁当を個人宅や介護施設（デイサービス当日の夕食）に届け安否確認を行います。 もやい生活支援サービスを通じて、買い物代行や話し相手など、高齢者や障がいのある方などへ住民同士のつながりを目的とした支援を行います。 有償の介助者（もやい生活支援サービスの協会員）がよりそい、安心して買い物ができる体制を生活支援コーディネーターが調整役となり買い物よりそいサポートを実施します。 生活支援コーディネーターが要介護状態にある方の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び町内の弁当取扱店と連携し、町商工会の弁当宅配事業への協力をを行います。 町内に居住する65歳以上の高齢者等で、公共交通機関の利用が困難な方に対して、医療機関への移送サービスを行います。 各集落における地域福祉活動の基盤整備を含めた福祉活動促進と支援を図るため、赤い羽根共同募金活動を実施します。
行政の役割 関係課 福祉課 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 予約型乗合タクシーなどの運用にあたっては、利用者の利便性を高めるため、住民の声を反映し、改善を図ります。 高齢者移送サービス事業など各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めるとともに、各関係課が連携してサービスの質や量の充実を図ります。【再掲】 障がい者移動支援事業の実施など住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。【再掲】 ユニバーサルデザインや暮らしやすい住環境や道路を整備します。 障がい児保育に携わる人材の確保や施設のバリアフリー化に努めるとともに、実施保育所の維持に努めます。 介護予防拠点の整備を継続し、福祉避難所である交流センター、その他の避難所や公共施設を誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

社会福祉協議会の取組

財源について

- 自主** 住民の皆様からのご寄付や、社協会費等の自主財源です。
- 共募配分** 「赤い羽根共同募金運動」で皆様からご協力いただいた募金の一部を地域配分金として南関町社会福祉協議会の事業費として活用しています。
- 受託金** 行政や県社協等から事業を請け、事業規模に応じた委託料を受けています。

基本目標1 地域で支え合い、助け合うまちづくり

① 地域における身近な助け合い

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
サロンなどでの身近な助け合いの啓発	社協が支援しているふれあいいきいきサロンなどに参加し、隣近所などの身近なところでの支え合い、助け合いについての大切さを啓発する時間を設けます。		●		第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員 ● 児童委員 ● 福祉員 ● サロンリーダー 他
見守りネットワーク事業の推進 (福祉員活動の推進)	地域において支援が必要と思われる人や世帯の福祉ニーズや緊急事態について、早期に発見し、速やかに支援につなげるため、行政区単位で福祉員を配置するとともに、見守りネットワークを組織化し、活動を進めていくための支援を行います。また、地域全体の福祉課題に対応できるよう、校区単位で地域福祉ネットワーク会議（座談会）を開催し、関係機関との協力関係を築きながら、住民相互の助け合いの仕組みづくりを進めます。		●		第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 区長 ● 民生委員 ● 児童委員 ● 福祉員 ● 地域包括支援センター 他
民生児童委員活動支援	民生委員・児童委員の活動を支援するため、定例会（月1回）において、事例検討や部会ごとの勉強会・研修等を行い、意識向上を図ります。また、関係機関、福祉員、区長などと連携し、福祉サービス利用や地域の見守りにつなげます。	●		●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 南関町
もやい生活支援サービス事業	ご近所のちょっとした困り事を住民同士が支え合うサービスとして会員相互の援助活動の実施を進めるとともに、生活支援の担い手の発掘や育成に努め、サービスの有効活用につなげます。			●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力委員

② 気軽に集える交流の場と居場所づくり

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
サロン活動への 協力・支援	地域での孤立化を防止し、出会いや交流の場づくりとして、行政区単位で開催する「ふれあいいきいきサロン」の立ち上げ支援と助成金の交付を行うとともに、サロン代表者の情報交換会の開催など、サロン活動の充実を図っていくための支援を行います。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長 民生委員 児童委員 福祉員 他
当事者組織への 支援	障がいのある人やその家族、認知症高齢者などの家族介護者、母子、父子または寡婦など、同じ状況におかれた当事者やその家族同士の組織化を図り、情報交換やお互いのことへの理解を深め合うことができるような交流の場や機会を支援します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉協議会 精神障害者家族会 認知症家族支援の会 ひとり親家庭福祉協議会
福祉スポーツ大会の 充実	町内の福祉団体、福祉施設利用者などがスポーツを通して親睦を深めることを目的とする福祉スポーツ大会の充実を図り、競技に参加しない観客も楽しめるプログラムを参加団体・施設と協議し、実施します。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 町内福祉団体および福祉施設ボランティア連絡協議会 他
認知症サポーターの 普及推進	小中学校や地域住民、ふれあいサロンで認知症の症状、接し方を中心に、対象者（子ども～大人）に併せた認知症サポーター講座を開催します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター
地域福祉活動 助成金制度の推進	住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う（福祉学習、世代間交流、防災訓練など）で申請を希望する行政区に助成金を交付します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長
夏休み ひまわり教室の充実	小学生を対象に福祉体験学習や夏休み学習の協力、また、様々な世代のボランティアとの世代間交流を行う「ひまわり教室」の充実を図ります。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 民生委員 児童委員 ボランティア連絡協議会 学生ボランティア 老人福祉施設 他
世代間交流事業	町福祉課主催の子どもと高齢者の世代間交流事業に協力します。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町

③ 福祉サービスの充実とネットワークの強化

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
居宅介護支援事業	介護保険法に基づく居宅介護支援を実施し、要介護の方が適切な在宅サービスの利用を受けられるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランの作成を行います。	●			第3次活動計画より継続	
訪問介護事業	介護保険法に基づく訪問介護を実施し、要介護認定者で介護を必要とされる方が、在宅で安心して日常生活を送るためにホームヘルパーが家事援助及び身体介護を行います。	●			第3次活動計画より継続	
介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（現行相当/サービスA）	要支援認定者及び事業対象者で介護を必要とされる方に、ホームヘルパーが家事援助を行います。また、現行相当に該当する方は家事援助及び身体介護を行います。	●			第3次活動計画より継続	
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが月1回開催する協議体において、ニーズの把握やサービスの開発などに取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進します。			●	第3次活動計画より継続	●南関町 ●区長 ●地域包括支援センター 他
再掲	もやい生活支援サービス事業			●	第3次活動計画より継続	●協力委員
移送サービス事業	町内に居住する65歳以上の高齢者などで、公共交通機関の利用が困難な人の医療機関への移送サービスを実施します。（※原則として町内）			●	第3次活動計画より継続	●南関町
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりの援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施するとともに、基盤整備としての協力会員の養成を進めます。			●	第3次活動計画より継続	●南関町 ●協力会員
障がい者自立支援サービス事業	障害者総合支援法に基づく居宅介護を実施します。	●			第3次活動計画より継続	●南関町
障がい福祉サービス事業	障がいのある方に対して、ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います。	●			第3次活動計画より継続	
身体障がい者福祉協議会育成援助	身体障がい者福祉協議会の運営に対して、必要な支援や助成金の交付及び団体の活動を支援します。	●			第3次活動計画より継続	

精神障がい者 家族会育成援助	精神障がい者家族会の運営に対して、必要な支援や助成金の交付及び団体の活動を支援します。	●			第3次 活動計画 より継続	
生活福祉資金 貸付事業 福祉金庫 貸付事業 高額療養費 貸付事業	熊本県社協が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯、障がいのある人の世帯、また、失業などによって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、当世帯の生活の自立を支援していく生活福祉資金貸付事業を実施します。 また、生活に困窮している世帯の経済的自立と生活意欲の向上を目的に、一時的に必要な資金の貸付と相談支援を行う福祉金庫貸付や、医療費の支払いが一時的に困難な世帯に対して貸付を行う高額療養費貸付を実施します。	●	●		第3次 活動計画 より継続	● 県社協
地域福祉権利擁護 事業 預かりサービス	認知症や知的障がい、精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行う地域福祉権利擁護事業を実施します。また、同事業に該当しない人に対し、通帳印章などの預かりサービスを実施します。	●	●		第3次 活動計画 より継続	● 県社協
苦情相談窓口の充実	社協が提供するサービスへの苦情に対し、相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置するとともに、第三者委員会において公平な立場での苦情解決と調整を行います。 また、住民からの苦情相談に対しては、苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、熊本県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。	●			第3次 活動計画 より継続	● 県社協
ひとり暮らし高齢者 誕生お祝い (75歳以上対象)	民生委員・児童委員協力のもと、ひとり暮らし高齢者（75歳以上対象）誕生祝いの粗品及び保育園・幼稚園・幼児園の子どもたちの手作りプレゼントを届けます。		●		第3次 活動計画 より継続	● 民生委員 ● 児童委員

基本目標2 地域に関心を持ち、活気のあるまちづくり

① 福祉教育活動及び福祉人材の育成

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
再掲 夏休み ひまわり教室の 充実	小学生を対象に福祉体験学習や夏休み学習の協力、また、様々な世代のボランティアとの世代間交流を行う「ひまわり教室」の充実を図ります。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 民生委員 児童委員 ボランティア 連絡協議会 学生ボラン ティア 老人福祉施設 他
福祉教育の推進	<p>福祉学習事業の推進</p> 福祉教育プログラムを掲載したパンフレットとマニュアルの活用を進めるとともに、各小中学校での福祉体験学習や認知症絵本教室などの福祉教育を実施します。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校 学校応援団
	<p>福祉情報の提供・学習会：</p> 地域や学校、ふれあいサロンで福祉に関する情報提供、学習機会をつくれます。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校
	<p>福祉のお仕事体験(小学生ワークキャンプ)の充実</p> 小学4年生以上を対象に、福祉施設の見学や利用者の方との交流を通し、偏見や差別のない心を育むことを目的に実施します。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 福祉施設 民生委員 児童委員 他
ボランティア協力校 育成援助	町内小中学校及び、幼稚園、認定こども園、保育園へのボランティア活動助成金の交付を行います。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校 幼稚園 認定こども園 保育園
南関町健康と福祉の つどいの充実	健康推進課と合同で開催する町民の健康と福祉に対する関心を高めることを目的とした健康と福祉のつどいの充実を図るとともに、高額寄付者表彰及び参加者へ福祉に関するアンケート調査を実施します。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 ボランティア 連絡協議会 他
再掲 認知症 サポーターの 普及推進	小中学校や地域住民、ふれあいサロンで認知症の症状、接し方を中心に、対象者（子ども～大人）に合わせた認知症サポーター講座を開催します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支 援センター
再掲 地域福祉活動 助成金制度の 推進	住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う活動（福祉学習、世代間交流、防災訓練など）に助成金を交付します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長
傾聴ボランティア 育成	傾聴ボランティア団体の活動支援を行い、老人福祉施設との調整を図るとともに、傾聴ボランティア養成講座の受講者にボランティア団体の周知を行い、会員の増員を図ります。		●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア 団体 老人福祉施設

再掲	夏休み ひまわり教室の 充実	小学生を対象に福祉体験学習や夏休み学習の協力、また、様々な世代のボランティアとの世代間交流を行う「ひまわり教室」の充実を図ります。	●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校 ● 民生委員 ● 児童委員 ● ボランティア 連絡協議会 ● 学生ボラン ティア ● 老人福祉施設 他
再掲	もやい生活支援 サービス事業	ご近所のちょっとした困り事を住民同士が支え合うサービスとして会員相互の援助活動の実施を進めるとともに、生活支援の担い手の発掘や育成に努め、サービスの有効活用につなげます。		●	第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力委員
	社会福祉協議会 会員募集（7月）	社協事業に対する住民の理解と、社協会員の増員による財源を確保するとともに、地域福祉活動助成金を始め、地域に還元できる事業を展開し、会員加入の増加に努めます。	●		第3次 活動計画 より継続	

② 地域活動・ボランティア活動による社会参加促進

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
行政区活動への支援	住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区の活動に対し助成金を交付しながら活動を支援します。	●			第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 区長 他
ボランティア活動 の啓発および推進	ボランティア養成の充実 福祉員や、これからボランティア活動を始めたいと思っている人、新たな知識の習得を考えている人などを対象に、時勢に沿った地域における福祉活動に活かしていけるような講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりや能力向上の機会とします。	●			第3次 活動計画 より継続	
	ボランティアセンターの充実 求められているボランティア内容の把握と、活動希望者の登録および情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。	●			第3次 活動計画 より継続	
	ボランティア連絡協議会への支援 ボランティア連絡協議会の事務局を務め、定期連絡会や総会の開催、広報誌やボランティアカレンダーの作成を行うとともに、各団体との情報交換や意見交換を密に行い、連携を深めます。また、荒尾・玉名ブロックボランティア連絡協議会の理事会に参加し、連絡調整や意見交換を行います。	●	●		第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア 連絡協議会 他
	災害ボランティア活動の推進 災害の被災状況により災害ボランティアセンターの設置・運営と、自主防災組織による訓練などに協力するとともに、平時から設置マニュアルの見直しや、協定内容の確認を行います。			●	第3次 活動計画 より継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 南関町 ● 自主防災組織

再掲	ボランティア協力校育成援助	町内小中学校及び、幼稚園、認定こども園、保育園へのボランティア活動助成金の交付を行います。	●	●	●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校 幼稚園 認定こども園 保育園
再掲	傾聴ボランティア育成	傾聴ボランティア団体の活動支援を行い、老人福祉施設との調整を図るとともに、傾聴ボランティア養成講座の受講者にボランティア団体の周知を行い、会員の増員を図ります。	●	●	●	第3次活動計画より継続	
	共同募金・歳末たすけあい運動への協力	赤い羽根共同募金に対する住民の理解を深めながら、戸別募金、法人募金、職域募金、街頭募金などを実施します。	●	●	●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長 町内法人 小中学校 保育園 NPO 法人 他
再掲	地域福祉活動助成金制度の推進	住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う活動（福祉学習、世代間交流、防災訓練など）に助成金を交付します。	●	●	●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長
	クリスマスイベント協力	ボランティアを調整し、障がい者支援施設のクリスマスイベントで利用者にクリスマスプレゼントをお渡しします。	●	●	●	第3次活動計画より継続	

3 情報提供の充実

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
広報・啓発活動の充実	<p>広報誌 社協だよりの発行（年4回）</p> <p>多くの住民に読んでもらえるような紙面づくりを目指し、高齢者や障がいのある人などに配慮した文字や文章などの工夫に努めながら、社協の事業・活動とともに、福祉に関する情報や地域における福祉活動などの情報を広く掲載します。また、ボランティア連絡協議会の会報を年1回発行します。</p>	●	●	●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 区長 他
	<p>ホームページでの情報提供</p> <p>ホームページの随時更新を行い、社協の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉に関する支援の情報についても最新の情報を掲載していきます。また、高齢者や障がいのある人などに配慮したページの工夫に努めます。</p>	●	●	●	第3次活動計画より継続	
サロンなどでの情報提供	「ふれあいいいききサロン」などに参加し、社協事業や福祉サービスについての情報提供を行います。	●	●	●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員 児童委員 福祉員 サロンリーダー 他

	心配ごと相談や法律相談などでの情報提供	心配ごと相談や法律相談などの中で、相談者に対し、必要に応じて福祉に関する支援についての情報を提供します。社協職員による福祉相談では、情報の入手が難しい人へのきめ細かい配慮を進めるため、社協窓口や地域での集まり、さらに、求めに応じて家庭を訪問し、社協が関わる福祉活動や福祉に関する支援について面談をしながら情報を提供します。	●	●	第3次活動計画より継続	●南関町
情報提供	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業（「取組：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）の中で、相談者や対象者に対し、必要に応じて福祉に関する支援の情報を提供します。		●	第3次活動計画より継続	●県社協
情報提供	地域福祉権利擁護事業	地域福祉権利擁護事業（「取組：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）の中で、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉に関する支援の情報を提供します。		●	第3次活動計画より継続	●県社協

基本目標3 地域で安心・安全な暮らしを支えるまちづくり

① 人権と福祉の制度や支援を考える地域づくり

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
再掲 福祉教育の推進	<p>ボランティア協力校の育成援助</p> <p>児童生徒の福祉への理解と関心を高め、福祉教育活動の充実を図っていくため、小中学校へボランティア活動費を助成します。</p>		●		第3次活動計画より継続	● 小中学校
	<p>福祉学習事業の推進</p> <p>福祉教育プログラムを掲載したパンフレットとマニュアルの活用を進めるとともに、各小中学校での福祉体験学習や認知症サポーター養成などの福祉教育を実施します。</p>		●		第3次活動計画より継続	● 小中学校 ● 学校応援団
	<p>福祉のお仕事体験(小学生ワークキャンプ)の充実</p> <p>小学4年生以上を対象に、福祉施設の見学や利用者の方との交流を通し、偏見や差別のない心を育むことを目的に実施します。</p>		●		第3次活動計画より継続	● 小学校 ● 福祉施設 ● 民生委員 ● 児童委員 他
再掲 健康と福祉のつどいの充実	健康推進課と合同で開催する町民の健康と福祉に対する関心を高めることを目的とした健康と福祉のつどいの充実を図ります。		●		第3次活動計画より継続	● 南関町 ● ボランティア連絡協議会 他

② 災害に備えた地域づくり

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
災害ボランティアセンターの機能強化	災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーション研修などへ積極的に参加するとともに、同センター運営に関するマニュアルの更新や、同センターの設置に向けた訓練を行います。 また、地域の自主防災組織の活動支援を行います。		●		第3次活動計画より継続	● 区長 ● 自主防災組織 ● 民生委員 ● 児童委員 他
荒玉地区社協との災害時の連携・共同事業の推進	災害時に柔軟に対応できる体制の整備や共同事業の実施に向け、近隣の社協と協議を進めます。		●		第3次活動計画より継続	● 荒玉地区社協
再掲 地域福祉活動助成金制度の推進	住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で行う活動（福祉学習、世代間交流、防災訓練など）に助成金を交付します。	●			第3次活動計画より継続	

③ 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
相談支援	地域福祉権利擁護事業 地域福祉権利擁護事業（「取組：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）の利用契約時や利用時だけでなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、訪問相談支援も行っています。			●	第3次活動計画より継続	● 県社協
再掲	地域福祉権利擁護事業 預かりサービス 認知症や知的障がい、精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行う地域福祉権利擁護事業を実施します。 また、同事業に該当しない人に対し、通帳印章などの預かりサービスを実施します。	●		●	第3次活動計画より継続	● 県社協

④ 虐待防止のための支援強化

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
地域福祉ネットワーク会議での虐待防止の啓発	地域福祉ネットワーク会議において、高齢者や子ども、認知症や障がいのある人に対する虐待に関する問題について啓発する時間を積極的に設けていきます。			●	第3次活動計画より継続	● 区長 ● 民生委員 ● 児童委員 ● 福祉員 ● 地域包括支援センター 他
相談窓口の情報提供	虐待についての相談窓口や、地域からの連絡先に関する情報を広く周知していきます。	●			第3次活動計画より継続	● 南関町
関係機関の連携強化	虐待の防止や、虐待が発生した場合の支援について、町や関係機関と連携を強化しながら、適切に対応していきます。	●			第3次活動計画より継続	● 南関町 ● 児童相談所 他

基本目標4 地域のニーズに対応できるまちづくり

① 包括的な相談支援体制の充実

事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	共募配分	受託金		
心配ごと相談	住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助で問題の早期解決、福祉の推進を図るため、相談会を毎月第2、第4木曜日に実施します。また、相談内容が専門知識を必要とする場合は、法律相談、専門相談の情報提供を行います。	●		●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 民生委員児童委員行政相談委員 弁護士
法律相談	法律分野の知識を必要とする悩みを、相談会を開催し弁護士より回答いただきます。また、無料相談会(年5回)を防災行政無線や広報誌などを活用し周知します。	●		●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 民生委員児童委員行政相談委員 弁護士
民生委員・児童委員研修の充実	民生委員・児童委員に対し、福祉に関する意識向上や地域における福祉活動に関する理解を深めるための研修会を開催することで、これらの地域において相談支援に携わる人たちが身近な相談相手となるよう能力向上を図ります。			●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町
生活困窮者等自立相談支援事業	仕事や借金、家族関係など、様々な理由から、経済的に困窮している人からの相談に応じ、生活の困窮状態から早期に脱却するための支援を行います。			●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 玉名福祉事務所 県社協 他
相談支援	生活福祉資金貸付事業の利用契約時や利用時だけでなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、訪問相談支援も行っていきます。			●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 県社協
相談支援・再掲	地域福祉権利擁護事業の利用契約時や利用時だけでなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、訪問相談支援も行っていきます。			●	第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 県社協
相談支援関係機関との連携強化	町や地域包括支援センターとの間で情報交換や連携を強化し、専門性の高い相談支援や相談者の利便性の向上に努めます。	●			第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町 地域包括支援センター
消費者行政ネットワークへの参加	町の消費者相談窓口(総務課)との連携・体制強化を目的に関係機関、専門家との意見交換を定期的に行います。	●			第3次活動計画より継続	<ul style="list-style-type: none"> 南関町

② すべての人にやさしい住環境の整備

事業・活動	内 容	財 源			実施年度	主な 協力・助成団体
		自 主	共 募 配 分	受 託 金		
再 掲 移送サービス 事業	町内に居住する 65 歳以上の高齢者など、公共交通機関の利用が困難な人の医療機関への移送サービスを実施します。 (※原則として町内)			●	第 3 次 活動計画 より継続	●南関町
みまもり弁当宅配 への協力	生活支援コーディネーターが要介護状態にある方の介護支援専門員（ケアマネージャー）及び町内の弁当取扱店と連携し、町商工会の弁当宅配事業への協力を行います。			●	第 3 次 活動計画 より継続	●ケアマネージャー ●商工会
買い物 よりそいサポート	有償の介助者（もやい生活支援サービスの協力会員）がよりそい、安心して買い物ができる体制を生活支援コーディネーターが調整役となり実施します。			●	第 3 次 活動計画 より継続	●協力会員

計画の推進施策

1 推進体制

本町が目指す基本理念「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」の達成に向けて、行政だけでなく、町民や行政区、社会福祉協議会、地域の活動団体、地域で活動する社会福祉関係団体など、各主体それぞれが多様性を受け止め、お互いに協働・連携して計画を推進していくことが大切です。南関町に暮らすすべての人が地域に関心を持ち、協働のまちづくりを推進するため、それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 町民の役割

地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考えることや地域の課題を主体的に捉える意識、地域行事に積極的に取り組んでいくことが求められています。日頃からあいさつなどを通じて身近な人とのコミュニケーションを取り、交流を深めていくことで、困った時に助け合える関係を築いていくことが期待されています。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者などへの福祉サービスの紹介や相談・支援活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者への支援など、地域福祉の最前線において様々な活動に取り組んでいます。また、行政や関係機関と町民をつなぐパイプ役や、地域福祉活動推進役として今後も大きな期待が寄せられています。

(3) 地域の組織・団体の役割

ボランティア団体、障がい福祉団体、NPO 法人などの地域の組織・団体においては、各組織・団体の特性を活かしながら各々の活動を実践し、連携・協力、さらには社会福祉協議会や行政との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されています。

(4) ボランティア団体の役割

地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容を具体化し参加者を募るため、各種媒体を活用した広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的・物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

(6) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進主体として福祉サービスの提供だけでなく、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力体制をつくる役割を担っています。今後もそれぞれの地域に応じた福祉活動の推進を行うとともに、地域の課題解決に向けた事業の実施に努め、行政と連携し共に地域福祉を進めることが期待されます。

(7) 行政の役割

地域住民の福祉向上を目指し、各福祉施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施することが求められています。また、住民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整理を進め、地域で解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。そのうえ、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

2 庁内施策

南関町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の運営・充実

地域福祉の推進のため、必要に応じて地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を開催するものとし、施策の進行状況を報告し、提言や新たな課題に対し検討を行います。

職員の研修

地域福祉推進に関する研修に参加し、抱えている課題の研究や協議、効果的な施策を推進します。

庁内作業部会の開催

関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

3 町民、地域、事業所との連携

地域福祉の取組は多岐に渡るため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と町民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

4 国・県・近隣自治体との連携

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取組を行います。

5 計画の進捗状況の評価

PDCA サイクル（計画策定—計画実行—事業評価—見直し）により、進捗状況の評価、結果の反映、施策の見直しを行います。次計画の策定前には住民意識調査等を実施し、計画の進捗管理の資料とします。



1 南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年8月17日訓令第25号

(設置の目的)

第1条 この要綱は、南関町地域福祉計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定並びに施策の展開に関し、町民の意見等を計画に反映させ、施策の円滑な推進に資することを目的として、南関町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び施策の推進に関すること。
 - (2) その他の計画策定及び施策の推進に関して必要な事項
- 2 委員会は前各号に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員代表
- (2) 老人クラブ連合会代表
- (3) 身体障害者協議会代表
- (4) 知的障害者家族会代表
- (5) 精神障害者家族会代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 保健医療代表
- (9) 地域婦人会代表
- (10) 区長会代表
- (11) 学識経験者
- (12) 南関町議会議員代表
- (13) 南関町教育委員会代表
- (14) 南関町副町長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問にかかる事項が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は委員として議決を加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

2 南関町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期：令和3年9月1日～諮問終了まで

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	民生委員・児童委員 代表	会長	塩塚 慶子	
2	老人クラブ連合会 代表	会長	山口 純子	
3	身体障害者協議会 代表	会長	原賀 勇	
4	知的障害者家族会 代表		北山 貴久子	
5	精神障害者家族会 代表	会長	伊藤 カシコ	
6	社会福祉施設代表	社会福祉法人白間会 うすま苑施設長	林田 秀子	
7	社会福祉施設代表	こどもの丘保育園 園長	菅原 裕	
8	社会福祉協議会代表	事務局長	島崎 演	
9	保健医療代表	田辺クリニック	平山 雅章	
10	地域婦人会代表	会長	熊谷 喜代子	
11	区長会代表	会長	末竹 信雄	
12	学識経験者	第一校区	野田 泰臣	
13	学識経験者	第二校区	堀 千鶴子	
14	学識経験者	第三校区	永杉 あつ子	
15	学識経験者	第四校区	大法 真奈美	
16	議会議員代表	文教厚生常任委員会 委員長	井下 忠俊	
17	教育委員会代表	教育長	谷口 慶志郎	
18	副町長		大木 義隆	

3 南関町地域福祉計画等進行管理委員会設置要綱

平成18年8月17日訓令第25号

(設置の目的)

第1条 この要綱は、南関町地域福祉計画及び南関町障害者プラン（以下「計画」という。）の策定に関わった委員と地域福祉活動の実践者や役職員が連携して、常に社会の情勢や地域の状況を把握し、住民のニーズに沿った計画の推進、計画の進行管理を行うことを目的として、南関町地域福祉計画等進行管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員代表
- (2) 老人クラブ連合会代表
- (3) 身体障害者協議会代表
- (4) 知的障害者家族会代表
- (5) 精神障害者家族会代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 保健医療代表
- (9) 地域婦人会代表
- (10) 区長会代表
- (11) 学識経験者
- (12) 南関町議会議員代表
- (13) 南関町教育委員会代表
- (14) 南関町副町長

(任期)

第3条 委員の任期は、計画期間の5年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は委員として議決を加わることはできない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。

4 南関町地域福祉計画等進行管理委員会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和8年3月31日

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	民生委員・児童委員 代表	会長	塩塚 慶子	
2	老人クラブ連合会 代表	会長	山口 純子	
3	身体障害者協議会 代表	会長	原賀 勇	
4	知的障害者家族会 代表		北山 貴久子	
5	精神障害者家族会 代表	会長	伊藤 カシコ	
6	社会福祉施設代表	社会福祉法人白間会 うすま苑施設長	林田 秀子	
7	社会福祉施設代表	こどもの丘保育園 園長	菅原 裕	
8	社会福祉協議会代表	事務局長	島崎 演	
9	保健医療代表	田辺クリニック	平山 雅章	
10	地域婦人会代表	会長	熊谷 喜代子	
11	区長会代表	会長	末竹 信雄	
12	学識経験者	第一校区	野田 泰臣	
13	学識経験者	第二校区	堀 千鶴子	
14	学識経験者	第三校区	永杉 あつ子	
15	学識経験者	第四校区	大法 真奈美	
16	議会議員代表	文教厚生常任委員会 委員長	井下 忠俊	
17	教育委員会代表	教育長	谷口 慶志郎	
18	副町長		大木 義隆	

5 南関町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 南関町における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の進捗状況を評価することを目的として、南関町社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員26名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動団体等関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 地域住民代表
- (4) 公募より選出された者
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初の会議は、本会会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要に応じて広く町民から意見を聴くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第9条 各委員は、委員会を通じて知り得た事柄について他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

6 南関町地域福祉活動計画策定委員会名簿

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	民生委員・児童委員 代表	会長	塩塚 慶子	
2	老人クラブ連合会 代表	会長	山口 純子	
3	身体障害者協議会 代表	会長	原賀 勇	
4	知的障害者家族会 代表		北山 貴久子	
5	精神障害者家族会 代表	会長	伊藤 カシコ	
6	社会福祉施設代表	社会福祉法人白間会 うすま苑施設長	林田 秀子	
7	社会福祉施設代表	こどもの丘保育園 園長	菅原 裕	
8	社会福祉協議会代表	事務局長	島崎 演	
9	保健医療代表	田辺クリニック	平山 雅章	
10	地域婦人会代表	会長	熊谷 喜代子	
11	区長会代表	会長	末竹 信雄	
12	学識経験者	第一校区	野田 泰臣	
13	学識経験者	第二校区	堀 千鶴子	
14	学識経験者	第三校区	永杉 あつ子	
15	学識経験者	第四校区	大法 真奈美	
16	議会議員代表	文教厚生常任委員会 委員長	井下 忠俊	
17	教育委員会代表	教育長	谷口 慶志郎	
18	副町長		大木 義隆	
19	公募委員		境 長一郎	
20	公募委員		上原 孝行	
21	公募委員		伊藤 麻理	

7 用語解説

あ行

アウトリーチ型

支援が必要であるにも関わらず行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

空き家バンク

全国の自治体などが空き家物件情報をホームページで公開し、「貸したい（売りたい）人」と「借りたい（買いたい）人」をマッチングする制度のこと。

か行

介護

病人などを介抱し看護すること。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定を受けた方がニーズに応じた適切な介護サービスを受けられるように、心身の状況や家庭環境に合ったケアプラン（介護サービス計画書）の作成、見直しをはじめ、介護サービス事業者との連絡・調整などを取りまとめる専門職のこと。

介護保険制度

国民が介護保険料を支払い、その保険料を財源として要介護者たちに介護サービスを提供する制度のこと。身体機能の衰えや認知症などにより、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組み。

介護保険法

介護保険制度について定めた法律のこと。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定めている。平成9年（1997年）制定。平成12年（2000年）施行。

核家族

社会における家族の形態の一つとされ、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子どもからなる世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯（父子・母子家庭）のこと。すべての家族形態の「核」になるという意味で、核家族と名付けられている。

共助

互いに助け合うこと。互助。医療制度や年金制度など制度化された助け合いを指す意味が強い。

キーパーソン

任意の組織やコミュニティ、人間関係の中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のこと。現実社会においては、特定のグループ（家族、職場、学校など）で何かを決定して行動する時、意思決定などに強い影響力を持つ人物を指す。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

公助

公的機関が援助すること。特に、個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。

公民館

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化の向上を図るために市町村が設置する社会教育施設のこと。

高齢者虐待

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。老人虐待とも称される。

国勢調査

国内の市区町村ごとの人口、世帯の数・内訳・就

業状況・交通手段、年齢別男女比、産業構造、産業別・職業別の就業者数、昼間と夜間の人口の違い、居住の位置・期間・建築・種類などについて調査が行われる。調査の結果は、国や地方公共団体における福祉施策・生活環境整備・被災者数予測を含む災害対策、地方交付税の配分や民間の出店計画・統計利用など生活に関わる様々な場面で使われている。

互助

互いに助け合うこと。相互扶助。近隣住民で日常のお互いが助け合う、声を掛け合うといった助け合いの意味が強い。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

子ども会

小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体である。子ども会、こども会、地域子ども会とも言う。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う専門職。コミュニティソーシャルワークを行なう者のこと。

コミュニティソーシャルワーク

コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方のこと。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開し、公的な制度・サービスとの関係を調整するなど、地域の福祉課題に取り組むこと。

コミュニティデザイン

地域社会の抱える課題や問題を子どもや高齢者、障がい者、地域すべての人の暮らしから捉え直し、コミュニティを形づくりながら解決に取り組むこと。住民主体の活動と公的な福祉サービスが協働し、助け合いながら暮らすことのできるまちづくりを目指す。

さ行

災害ボランティアセンター

災害が起きたときに、被災者や被災地に効果的・効率的に支援を行うために設置される災害復興支援に特化したボランティア組織のこと。災害発生後、全国から駆けつけたボランティアと被災者のニーズをつないでボランティア調整・派遣をする役割を持つ。

里親制度

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度のこと。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る制度。

サロン活動

高齢者に限らず、障がいがある方、子育て中のお母さん等、住民の方々が集まり、つながりを深めていく場のこと。お互いに元気を分けあい、絆を強め、よりよい地域づくりを目指すことを目的としている。

自助

他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。またその活動。

児童虐待

親や保護者が児童に対し暴力をふるい、子どもの心身に傷害を負わせること。殴る、蹴る、といった身体的なものだけでなく、性的な虐待、放任、不適切な養育、心理的な虐待等も含まれる。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、また生じる恐れがある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に著しい心の傷を与える言動を行うこと。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、各都道府県・市町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービス事業、障害者など要援護者の生活相談事業など、様々な社会福祉事業を実施している。社協とも略される。

少子高齢化

出生数が減少し、人口に対する子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加することが同時に進行していくこと。

障がい者手帳

心身に障がいをもつ人が福祉サービスを受ける際に提示する手帳のこと。障がいの内容により身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の3種類があり、またそれぞれに障がいの程度に応じた等級がある。種別や等級によって受けられるサービスが異なるが、一般的に公共施設・公共交通利用料金の割引、税控除などのメリットがある。

シルバー人材センター

高齢の方（会員）が経験や知識を生かしながら働くことを通じて生きがいの充実や生活の安定、地

域社会への貢献を目的として、会員に働く機会を提供している。

人権

人間が人間として当然に持っている権利のこと。基本的人権。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者は様々な理由で陥る状態であり、これまで行われてきた高齢者や児童、障がい者といった分野ごとに分けた枠組みでは支援できない、あるいは十分な支援を行えない人たちを自立支援するために整備された法律のこと。住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うための所用の措置を講ずることを目的としている。

生活支援コーディネーター（SC）

地域に住む高齢者等のニーズを把握し、それに応える支援策とのマッチング等を行う専門職。地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たしている。

生活保護

国の厚生労働省の定めにおいて、生活保護の受給を希望する方が資産や働ける能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な生活保護を行い、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、また将来的に自立を助長する制度のこと。

成年後見制度

精神上的障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。2000年（平成12年）民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が判断能力があるうちに成年後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

成年後見人

成年後見制度において、成年被後見人の保護を行

う人のこと。成年被後見人の意思を尊重しながら法律行為の代理・取消や財産の管理を行い、また療養看護の義務を負う。

セクシャル・ハラスメント

不必要に性別・年齢・プライベート・容姿に関する発言をしたり、身体に触れたりする性的な嫌がらせ行為を指す。さらに、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動まで含まれる。

世代間交流

若年層から高齢者まで異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動のこと。

ソーシャルワーカー（SW）

病気や障がい、老化による機能低下などによって生活に問題を抱える人やその家族に対して、適切な助言・支援を行う専門職のこと。就労場所によって呼称が変わるという点があり、介護施設で働く場合だと「生活相談員」、病院に勤務しているなら「医療ソーシャルワーカー」、勤務先が学校であれば「スクールソーシャルワーカー」と呼ばれることがある。

た行

ダブルケア

晩婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化の問題等の増加から、子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。

団塊ジュニア世代

1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた世代を指す。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

団塊の世代

1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。地域での生活や地域社会貢献に意欲のある住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行うこと。

地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っている。

デートDV

恋人から受ける暴力行為のこと。物理的な攻撃にとどまらず、行き過ぎた暴言や過剰な経済的負担もDVと見なされる。

な行

乗合タクシー

複数の利用者からの事前予約をもとに、タクシー車両が各利用者宅を経由し、順次目的地まで送迎する運行形態のこと。利用者にとってはドア・ツー・ドアで目的地まで移動できるなどメリットが大きい交通手段である。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、

1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したことから、この言葉が使用されるようになった。本来は建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。一般的には4つのバリアがあるといわれている。

- ① 物理的なバリア
- ② 制度的なバリア
- ③ 文化・情報面でのバリア
- ④ 意識上のバリア

ひきこもり

長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。周囲との摩擦によるストレスや精神疾患が原因で引きこもる場合、原因を特定できないまま引きこもる場合などがある。厚生労働省は、「様々な要因によって社会的な参加の場がせぼまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義している。

ひとり親

様々な理由から夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、もしくは夫や妻の生死が明らかでない方、または婚姻歴がない方のこと。

ファミリー・サポート・センター

子育て支援事業を行うために設立されたもので、保育園や幼稚園など保育施設としての機能ではなく、地域における「相互援助組織」のこと。乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）との連絡、調整などを行い、橋渡しの役割を担っている。原則として、提供会員1人に対して一度に預かることができる子どもの人数は1人となっている。

福祉タクシー

正式名称は一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）であり、車椅子のまま乗れる福祉車両など、

外出や移動時のサポートを行う車両・サービスのこと。

保護司

犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰を支援する役割を持っており、非常勤の国家公務員であるが、民間ボランティアに位置付けられている。保護司法という法律があり、保護司法の第一条で「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」と定められている。

ボランティア連絡協議会

ボランティアセンターにボランティア登録済の個人ボランティア、またはボランティアグループの内、有志がボランティアグループの枠を越えたボランティア活動の振興や交流を目的に結成された団体のこと。ネットワークをつくり交流し、情報交換をしながら課題を共有して資質の向上を図り、地域福祉の推進を目的として活動する協議会である。

ホームヘルパー（訪問介護員）

介護が必要な方の自宅を訪問し、日常生活のお手伝いをする専門職のこと。食事や洗濯などの他に、生活上のアドバイスや精神面のサポートも行っている。主に「身体介護」、「生活援助」、「通院介助」の3つに分けられる。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者のこと。民生委員は児童委員を兼ねている。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、障がいや病気を抱えていてケアを要する家族がおり、家事や家族の世話、介護、感情面尾サポートなどを行う18歳未満の子どもを指す。

ユニバーサルデザイン

すべての人を対象に、「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする」という考え方のこと。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

臨床心理士

心理学についての専門的な知識や技術を駆使して利用者の心の問題を解決していく専門職のこと。心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員など、様々な名称で呼ばれている。

わ行

ワンストップ

1カ所で様々な用事が足りる、何でも揃うこと。(行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1カ所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップを、ワンストップサービスという。)

ワークショップ

参加者の主体性を重視した体験型の講座やグループ学習などを指す言葉であり、近年では、学校教育、社会人教育の分野やビジネス研修においても、ワークショップの言葉が使用されている。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と定義されており、働きの

がら家庭との両立が図れるよう、育児や介護を実現させるための環境を整えることを目的とした「ファミリーフレンドリー」と性別における差別を受けず、能力に応じた平等な機会を与えることを目的とした「男女均等推進」といった2つの概念がある。

アルファベット

DV (ドメスティック・バイオレンス)

家庭内における暴力行為。特に配偶者間や内縁関係、恋人関係等の親密な関係の間等に起こる暴力のこと。身体的な暴力行為のほか、精神的・経済的・性的暴力も含む。「Domestic Violence」の略。

Iターン

元々都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。ゆかりのない地方都市への移住であるという特徴がある。

NPO

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に非営利で取り組む民間団体

LGBT

性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称の一つであり、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)の4つの英語の頭文字をとった言葉である。

PDCA サイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメント業務を継続的に改善していく手法のこと。

SDGs

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上

の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身に取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）と定義され、すべての人とモノがインターネットでつながり、知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を見出すことを目的としている。

Uターン

生まれ育った地域から一度都会に出た人が、転職等を機に地元に戻ることを指す。

その他

8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題のこと。背景として子どものひきこもりがあり、親子の長期高齢化等により社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが問題となっている。